

令和2年 教育委員会

第17回 定例会 議事日程

令和2年10月13日（火）

第1報 告

【子ども支援課】

- (1) 令和3年度保育園・こども園の入園案内について

【児童・家庭支援センター】

- (1) 第2期障害児福祉計画の策定について

【学務課】

- (1) 令和3年度千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱

第2 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（10月20日号）掲載事項

令和3年度 保育園等入所選考の主な変更点

千代田区教育委員会事務局
子ども部子ども支援課

昨年度から変更になった箇所および来年度変更を予定している箇所について、以下の通りお知らせいたします。

1 令和3年4月入所選考からの変更点

(1) 12月の土曜受付を中止し、郵送受付を行います。

新型コロナウイルス感染症対策のため、土曜受付を中止し、現在特例で行なっている郵送受付を正式に開始します。

(2) 居宅内就労者の点数上限を、居宅外就労者と同じ10点に変更します。

これまでは居宅内就労者の点数上限は9点で、居宅外就労者より1点低くなっていましたが、働き方の多様化・新型コロナウイルスの影響による在宅勤務の増加などを鑑み、居宅外就労者と同じ指数表を適用します。

(3) 令和3年3月閉園予定の認証保育所「ココファン・ナーサリー神田万世橋」「ココファン・ナーサリー神田万世橋」に在籍している児童について、調整指数を加算する取扱いを行います。

ココファン・ナーサリー神田万世橋、ココファン・ナーサリー霞が関に令和2年9月1日時点で在籍していた千代田区在住の児童について、加算調整指数を「+3点」とする取扱いを行います。「認証保育所等に在籍している場合+1点」の加点と合わせ、「+4点」の加点を得られるようにすることで、継続的に保育を受けられるよう配慮します。

2 令和4年4月入所選考からの変更予定

(1) 令和4年度より、育休延長希望者に対して合理的な取扱いを行います。併せて、待機ポイントを転園のみ対象とします。このことについて、令和3年度の入園案内で告知をします。

令和4年度より、国の通知（育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について）に基づき、育児休業延長希望者の入所選考指数を下げる取扱いを行います。これにより、保育の必要性が高い家庭が入所しやすくなります。

併せて、これまで1歳児クラス以降全員につけていた待機ポイントを見直し、転園のみ対象とします。待機ポイント狙いで希望していない園への申し込みが10月に増えていたこと、育休延長希望者にも待機ポイントがつくのは合理性に欠けることを踏まえた改正です。

これらは大きな改正となるため、区民への影響を鑑み令和4年度からの改正とし、令和3年度についてはこの変更の周知期間とします。

第2期障害児福祉計画の策定について

1. 趣旨

障害児福祉計画は、児童福祉法及び障害者総合支援法に基づき、国が示す「基本指針」に即して、障害児サービス等の供給体制や円滑な実施を確保することを目的として区市町村が作成する法定計画である。第1期計画は今年度が終期となることから、第2期障害児福祉計画を策定する。

2. 千代田区障害福祉プランとの関係

平成30年度に保健福祉部と子ども部で策定した千代田区障害福祉プランは、区の障害福祉施策の方針・方向性を示す「障害者計画」のもと、障害児（者）サービスの具体的な実施計画である「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」を一体的に推進するプランである。

	障害者計画	第6期 障害福祉計画	第2期 障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法第11条第3項	障害者総合支援法	児童福祉法
計画期間	5年（平成30年度～令和5年度）	3年（令和3年度～令和5年度）	
目的	障害の有無に分け隔てられることのない共生社会の実現に向け、障害者施策を総合的かつ計画的に推進する。	国が示す基本指針に基づき、障害児・者の地域生活を支援するための基盤整備にかかる数値目標の設定及び障害者サービスの供給体制の確保を計画的に図ることを目的とする。	
調査 (基礎資料)	千代田区第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画策定のためのアンケート調査 (アンケート期間：令和元年9月10日～9月25日)		
検討機関	千代田区障害者支援協議会（全体会・計画部会・相談支援部会）		

3. 第2期障害児福祉計画策定にかかる主な課題

内 容	課題・方向性
児童発達支援センターの設置	子ども発達センター事業（さくらキッズ）の利用人数が増加していることから、さくらキッズの拡充の検討とあわせて、児童発達支援センターの設置を検討する。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	本区においても在宅生活で医療的ケアを必要とする児童が増加している傾向がみられる。このため令和3年度に、庁内関係部署による医療的ケア児の支援について検討を開始し、令和4年度に医療的ケア児支援のための協議の場の設置及び医療的ケア児支援のコーディネーターの活用・配置を行う。
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	

4. 今後のスケジュール（予定）

令和2年10月～11月

計画部会・相談支援部会にて協議・検討

令和2年12月 地域文教委員会・保健福祉委員会にて計画案報告

令和2年12月～令和3年1月

パブリックコメント

令和3年2月 第3回千代田区障害者支援協議会において

千代田区障害福祉プラン計画案協議・検討

令和3年3月 千代田区障害福祉プラン策定

5 成果目標



● 障害福祉計画

成果目標	国の基本指針に定める基本的な考え方	数値目標
福祉施設の入所者の地域生活への移行	令和元年度末時点における福祉施設入所者の6%以上を令和5年度末までに地域生活へ移行する。	●人
	令和5年度末時点における福祉施設入所者を、令和元年度末時点から1.6%以上削減する。	●人減
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健、医療、福祉関係者による協議の場の活性化に向けて取り組む。	—
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	令和5年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を各圏域に1か所以上整備する。	令和●年度末までに●か所
	地域生活支援拠点等機能を充実させ、令和5年度末までに、年1回以上運用状況を検証、検討する。	年●回
福祉施設から一般就労への移行等	令和5年度中に一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上にする。	●人
	令和5年度末における就労移行支援事業の利用者数を令和元年度実績から30%以上増加する。	●人
	令和5年度の就労継続支援A型就労移行の実績を令和元年度実績の1.26倍以上にする。	●人
	令和5年度の就労継続支援B型就労移行の実績を令和元年度実績の1.23倍以上にする。	●人
	令和5年度における就労移行支援事業等により一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業利用者を70%以上とする。	●人
	令和5年度末における就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合を70%以上とする。	●事業所
相談支援体制の充実等	令和5年度末までに相談支援体制の充実等に向けた取組の実施体制を確保する。	令和●年度末までに確保
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	令和5年度末までに障害福祉サービス等の向上を図るための取組に係る体制を構築する。	令和●年度末までに構築

● 障害児福祉計画

成果目標	国の基本指針に定める基本的な考え方	数値目標
障害児支援の提供体制の整備等	令和5年度末までに児童発達支援センターを1か所以上設置する。	令和●年度末までに●か所
	令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。	令和●年度末までに●か所
	令和5年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を1か所以上確保する。	令和5年度末までに1か所
	令和5年度末までに重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保する。	平成31年度末時点での整備1
	令和5年度末までに医療ケア児支援のための関係機関の協議の場を設ける。	令和4年度末までに設置
	令和5年度末までに医療ケア児支援のためのコーディネーターを配置する。	令和4年度末までに配置

6 検討の経過



開催月日	委員会名	開催月日	委員会名
令和2年5月26日	第1回 千代田区障害者支援協議会	令和2年10月20日	第3回 計画部会
7月2日	第1回 計画部会		
7月30日	第1回 相談支援部会		
8月17日	第2回 計画部会		
9月7日	第2回 千代田区障害者支援協議会		
10月5日	第2回 相談支援部会		

千代田区障害福祉プラン 素案概要

障害者計画：平成30（2018）年度～令和5（2023）年度

第6期 障害福祉計画：令和 3（2021）年度～令和5（2023）年度

第2期 障害児福祉計画：令和 3（2021）年度～令和5（2023）年度



1 策定にあたって

障害等のあるなしに関わらず、お互いの人格を認め合い、生涯にわたって自らの尊厳を保ち、それぞれの自己決定によって地域で安心して暮らすことのできる地域社会を目指し、様々な分野で地域を構成する人々と区が連携・協働して、障害者も障害児も自らの生活のあり方を主体的に選択し、行動できる環境づくりや仕組みづくりを推進するため、千代田区の障害福祉の現状と課題、国の示す基本指針を踏まえ、障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画として、「千代田区障害福祉プラン」を新たに策定します。



2 計画の位置づけ

本プランは、「ちよだみらいプロジェクト」（千代田区第3次基本計画 2015）を上位計画とする千代田区地域福祉計画で示された考え方を基本とし、障害者基本法第11条第3項に基づく障害者計画として、本区の障害福祉施策についての基本的な方向性を示すと同時に、障害者総合支援法第88条に基づく障害福祉計画及び改正児童福祉法第33条の20（平成30年4月1日施行）に基づく障害児福祉計画を定めるものです。

3 千代田区の障害福祉を取り巻く現状と課題



- 「障害者差別解消法」の認知度（内容まで知っている割合）は1割台、「共生社会」の実現に向けた様々な取組みが必要です。
- 令和7年度開設予定の（仮称）**神田錦町三丁目福祉施設**においては、地域との交流の場や地域づくりの拠点となる施設として整備することが、施設整備基本計画で決定しました。現状のニーズを的確に把握しながら、様々な障害等に対応できるよう、有する機能の検討が必要です。
- 権利擁護や虐待の防止及び早期発見、成年後見制度などの普及啓発が課題となっています。

地域の
中でともに
生きる

- 障害等のある方が地域で安心して暮らすには、身近なところで安心して相談ができ、適切な助言や援助が受けられる**相談支援体制の充実**、**地域生活支援拠点等の整備**が求められています。
- 社会福祉法の改正に伴い、**重層的支援体制整備事業の支援フロー**についての検討が必要です。
- 緊急時の支援として、新型コロナウイルスに代表される家庭での生活が困難になった場合を想定し、機動的な施策運営が求められています。

安心して
暮らす

- 障害等のある方が一人ひとりの障害の種別や特性にあった適切な支援を受けながら、自立した生活ができるよう、在宅生活を支えるサービスの強化と、グループホーム等の居住の場としての施設整備が必要とされています。

自立した
生活

- 障害や発達に課題のある子どもとその保護者が、**切れ目のない適切な支援とライフステージごとに最適な支援**を受けられるようにすることが課題です。
- 「はばたきプラン」周知と利用促進、「子ども発達センター（さくらキッズ）」の増設を含めた事業の拡大、医療的ケアの必要な児童への支援の充実が求められています。

子どもと
家庭への
支援

- 障害等のある方が地域での充実した生活を送るため、障害者の適性にあった働き方ができること、就労の定着を図ること、企業等への障害の理解促進や障害者雇用を支援する体制強化の推進、居場所となり余暇活動を楽しめる場の整備が求められています。
- 感染症予防における「新しい生活様式」を踏まえ、個々の障害等に応じた新たな社会参加の取組みが課題となっています。

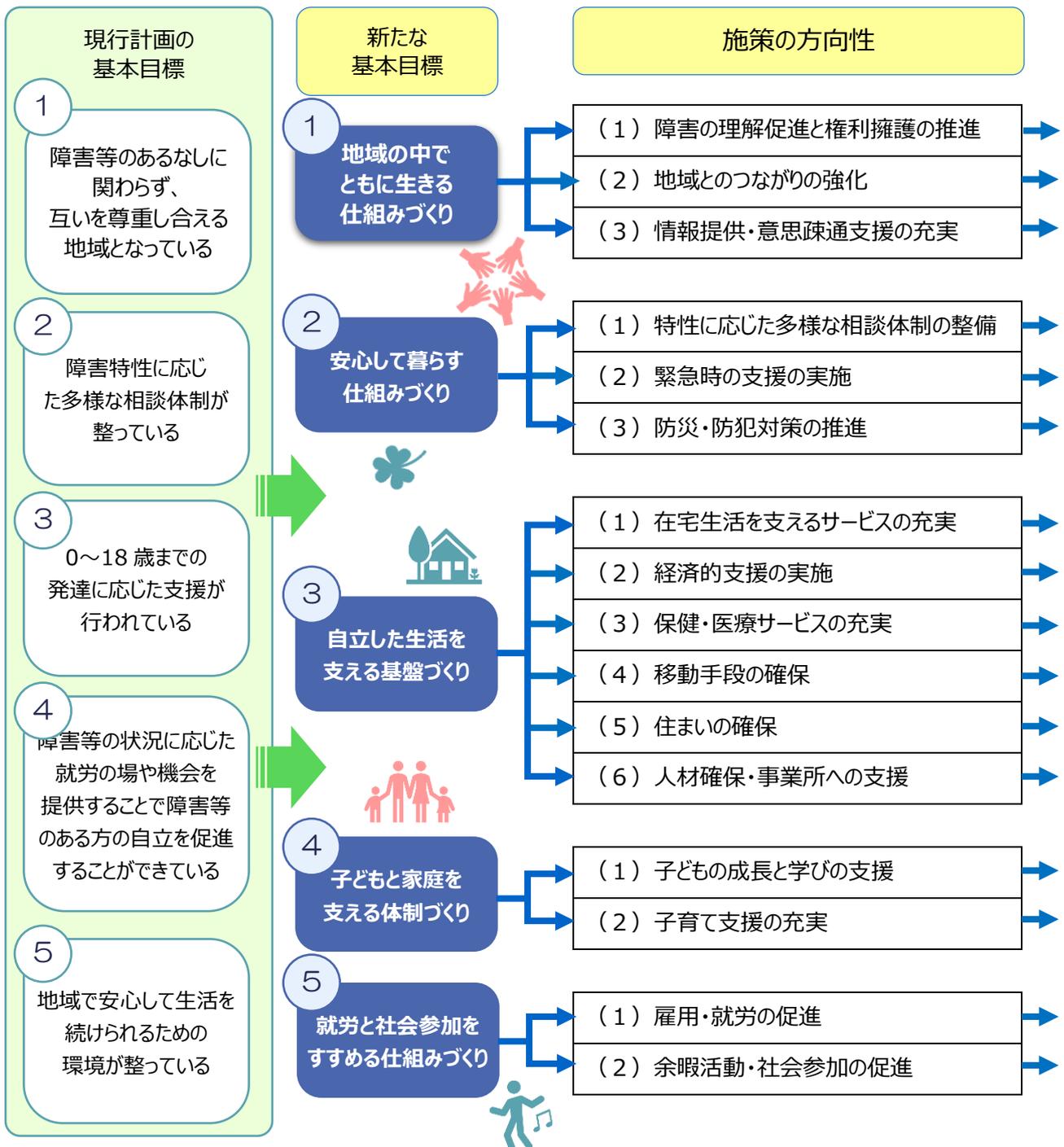
就労と
社会参加

4 体系図

基本理念
 障害等のあるなしに関わらず、
 その人らしさが尊重され、住み慣れた地域で
 安心して暮らし続けられる千代田区の実現

基本方針

- 地域共生社会を実現するための基礎である障害等への理解を促進させます
- ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います
- 障害等のあるなしに関わらず地域で住み続けられるよう支援を充実させます



施策の方向性	事業名
(1) 障害の理解促進と権利擁護の推進	★重点①障害を理由とする差別解消の推進 ②障害者週間・理解促進事業 ③障害者虐待防止事業 ④日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）⑤成年後見制度利用支援事業
(2) 地域とのつながりの強化	①障害者支援協議会の設置・運営 ★重点②（仮称）神田錦町三丁目福祉施設整備の推進 独自 ③地域福祉活動支援 ④警察・保健所連絡会議 ⑤ボランティア活動 ⑥ふれあいサロン ⑦地域団体支援 ⑧ご近所福祉活動（地域福祉活動支援）
(3) 情報提供・意思疎通支援の充実	①手話通訳等の推進 ②バリアフリーマップの作成 ③ことばの道案内 ④障害者福祉のしおりの作成・配布 ⑤点字・音声版広報
(1) 特性に応じた多様な相談体制の整備	★重点①子どもの健康相談室 ★重点②千代田区立障害者福祉センター えみふる ★重点③障害者よろず相談 MOFCA ④身体障害者相談員・知的障害者相談員 ★重点⑤重層的支援体制整備事業の支援フローの実現に向けた検討 ⑥自殺対策の推進
(2) 緊急時の支援の充実	①在宅要介護者の受入体制整備事業（千代田区立障害者福祉センターえみふる） ②レスパイト事業（千代田区立障害者福祉センターえみふる） ③千代田区安心生活見守り台帳 ④救急（緊急）通報システムの設置
(3) 防災・防犯対策の推進	①福祉避難所の運営 ②ヘルプカードの配布 ③再犯防止の推進
(1) 在宅生活を支えるサービスの充実	①障害者在宅サービス ②コミュニケーション支援事業 ③財産保管・管理サービス ★重点④地域生活支援拠点等の整備
(2) 経済的支援の実施	①障害者福祉手当 ②障害児福祉手当・特別障害者手当等・重度心身障害者手当 ③発達障害等相談・療育経費助成 独自 ④障害福祉サービス利用者負担軽減 独自 ⑤難聴者補聴器購入費助成事業 独自 ⑥中等度難聴児発達支援事業
(3) 保健・医療サービスの充実	①保健師活動・家庭訪問
(4) 移動手段の確保	①移動支援事業 ②福祉タクシー券支給・障害者自動車燃料費等助成 ③福祉有償運送
(5) 住まいの確保	①精神障害者グループホームの運営補助 独自 ②区営住宅の的確な提供
(6) 人材確保・事業所への支援	①障害者サービス事業所産休・育休等代替職員確保助成 ②サービス評価制度の推進
(1) 子どもの成長と学びの支援	★重点①障害児ケアプラン事業【はばたきプラン】 独自 ★重点②子ども発達支援センター【さくらキッズ】 独自 ③障害児支援事業【フレンズビレッジ千代田】 独自 ★重点④子どもの健康相談室（園訪問） ★重点⑤重症心身障害児等支援事業 独自 ⑥就園相談・就学相談 ⑦特別支援学級（知的障害） ⑧通級による指導・特別支援教室（発達障害、情緒障害等）、通級による指導・通級指導学級（言語障害） ⑨千代田区障害児通所給付事業助成 独自
(2) 子育て支援の充実	★重点①千代田区重症心身障害児等在宅レスパイト事業 独自 ②学童クラブ ③障害児保育（居宅訪問型）④障害児放課後居場所事業
(1) 雇用・就労の促進	①障害者就労支援センター ②障害者就労支援施設（ジョブ・サポート・プラザ ちよだ） ③精神障害者就労継続支援施設の運営補助 独自 ④就労支援の促進・補助金及び交付金・環境整備助成金
(2) 余暇活動・社会参加の促進	①千代田区立障害者福祉センター えみふる ②障害者よろず相談 MOFCA ③精神障害者デイケア（チェリーブラスサムの会）

★重点：制度改正や国の指針、障害者支援協議会での意見、計画策定のためのアンケート調査等を踏まえて決定した重点事業

独自：障害者総合支援法及び児童福祉法外事業であり、区の予算で実施する独自事業

千代田区 障害福祉プラン

障 害 者 計 画：平成30（2018）年度～令和5（2023）年度
第6期障害福祉計画：令和 3（2021）年度～令和5（2023）年度
第2期障害児福祉計画：令和 3（2021）年度～令和5（2023）年度

素案

令和2年10月
千代田区

第1章 策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 位置づけ	5
3 計画の期間	6
4 計画の推進体制	7
第2章 基本的な考え方	9
1 基本理念	10
2 基本方針	11
3 基本目標	13
4 体系図	14
第3章 障害者計画	17
基本目標 1 地域の中でともに生きる仕組みづくり	19
基本目標 2 安心して暮らす仕組みづくり	27
基本目標 3 自立した生活を支える基盤づくり	34
基本目標 4 子どもと家庭を支える体制づくり	41
基本目標 5 就労と社会参加をすすめる仕組みづくり	49
■コラム ～地域の中でともに生きる～	53
■コラム ライフステージに応じた切れ目のない支援に向けて～	54
第4章 第6期障害福祉計画	57
1 成果目標の設定	59
2 サービスの見込量及びサービス確保のための計画事業	65
第5章 第2期障害児福祉計画	83
1 成果目標の設定	85
2 サービスの見込量及びサービス確保のための計画事業	87
資料編	91
1 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の進捗状況	93
2 障害者を取り巻く状況	101

3	計画策定のためのアンケート調査結果のポイント.....	121
4	千代田区障害者の意思疎通に関する条例.....	132
5	第2期障害児福祉計画にかかる 国が示す基本的な考え方.....	134
6	障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る国の基本指針見直しのポイント.....	135
7	千代田区障害者支援協議会委員名簿.....	136
8	計画策定の経過.....	137
9	用語解説.....	138

第1章 策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨 -----

障害者基本法第 1 条は、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが同法の目的である旨を規定しています。

平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行され、全国の都道府県及び市町村において、障害福祉サービス等の具体的な目標を定める「障害福祉計画」の策定が義務付けられ、その後、国では、国連が採択した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准に必要な国内法の整備をはじめとする障害者制度の集中的な改革の動きがあり、平成 23 年 6 月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立し、平成 24 年 10 月に施行されました。

平成 23 年 8 月には「障害者基本法」が改正され、差別の禁止や共生教育への配慮等の新たな視点が盛り込まれ、さらに、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行により、新たなサービス提供体制として平成 25 年 4 月から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）となりました。目的規定において「自立」という表現に代わり「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記され、人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする新たな基本理念が法律に規定され、障害者の範囲に難病等が加わりました。

平成 28 年 4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法という。）」が施行され、行政機関等及び事業者に対し「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」が求められるようになりました。平成 28 年 8 月には「発達障害者支援法」が改正され、発達障害者にとっての社会的障壁を取り除く合理的配慮、意思決定支援や共生社会の実現が規定され、さらに支援が切れ目なく行われることの重要性が明記されました。また、平成 28 年 6 月には児童福祉法の一部改正により、全国の都道府県及び市町村において、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

近年においては、平成 30 年 4 月には「改正社会福祉法」が施行され、地域共生社会を実現するため、包括的な支援体制の整備を図ることとし、障害分野においても、地域生活支援拠点等の整備の中で、地域の課題を包括的に捉えることが求められています。

平成 30 年 6 月には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ること、平成 30 年 10 月「ギャンブル等依存症対策基本法」が施行され、依存症対策の充実の必要性が示されました。

令和元年6月には「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、障害者雇用の一層の促進に関する措置が規定され、令和 2 年5月には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、整備の対象に公立小中学校が加わるなど、障害者・障害児を取り巻く法制度は大きく変化しています。

本区では、平成 18 年4月に施行された障害者自立支援法（現障害者総合支援法）に基づく障害福祉計画を、平成 19 年策定の第1期から平成 30 年策定の第5期まで実施してきました。また、平成 28 年5月の児童福祉法の改正に基づく障害児福祉計画を平成 30 年策定の障害者計画・第5期障害福祉計画と一体的に第1期障害児福祉計画を策定し、千代田区障害福祉プランを策定しました。

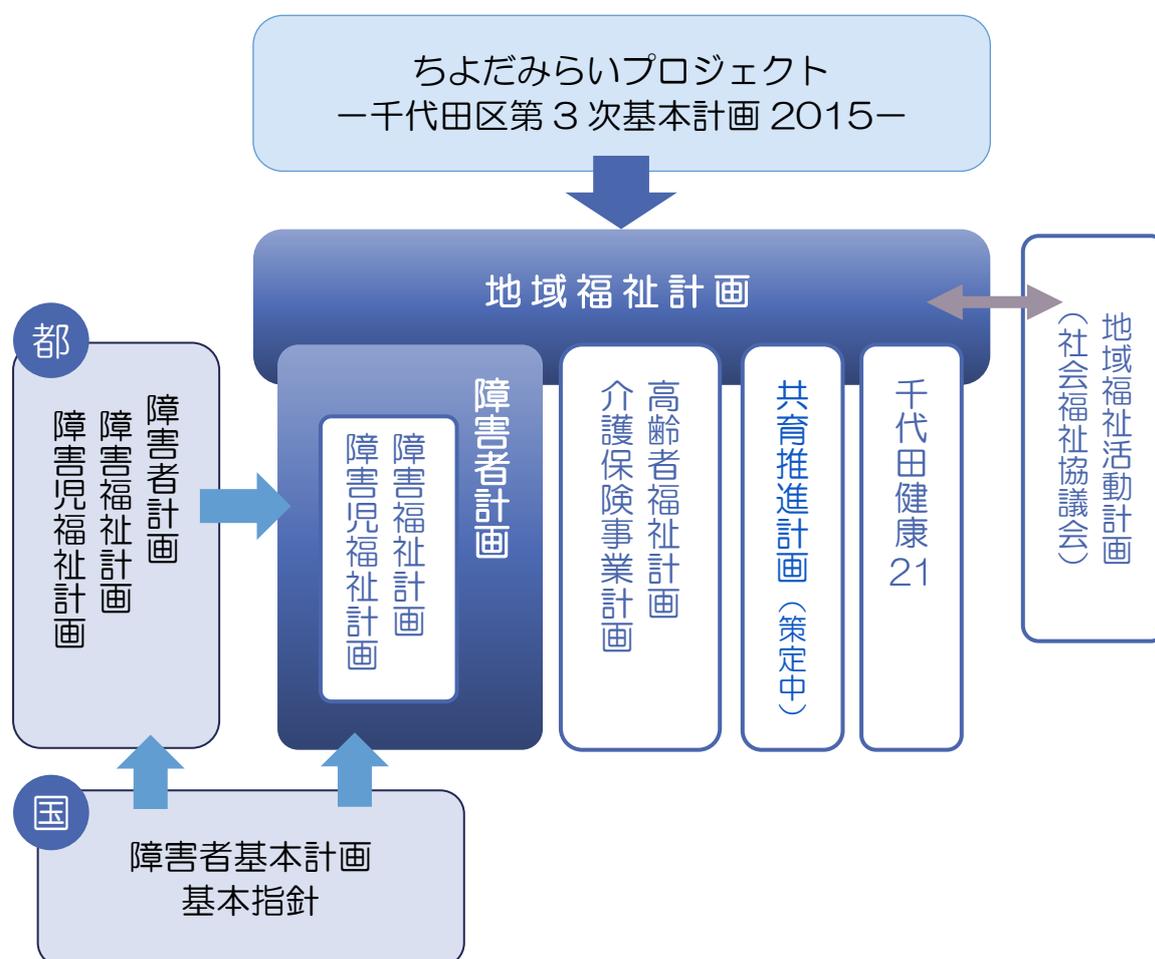
現行の「第5期障害福祉計画」「第1期障害児福祉計画」の計画期間が終了になることから、障害者制度の動向や国の指針を踏まえ、さらに平成 29 年3月に策定された「千代田区地域福祉計画 2016」で示された地域共生社会の理念を継続し、障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画として、千代田区障害福祉プランを策定します。

千代田区障害福祉プラン



2 位置づけ

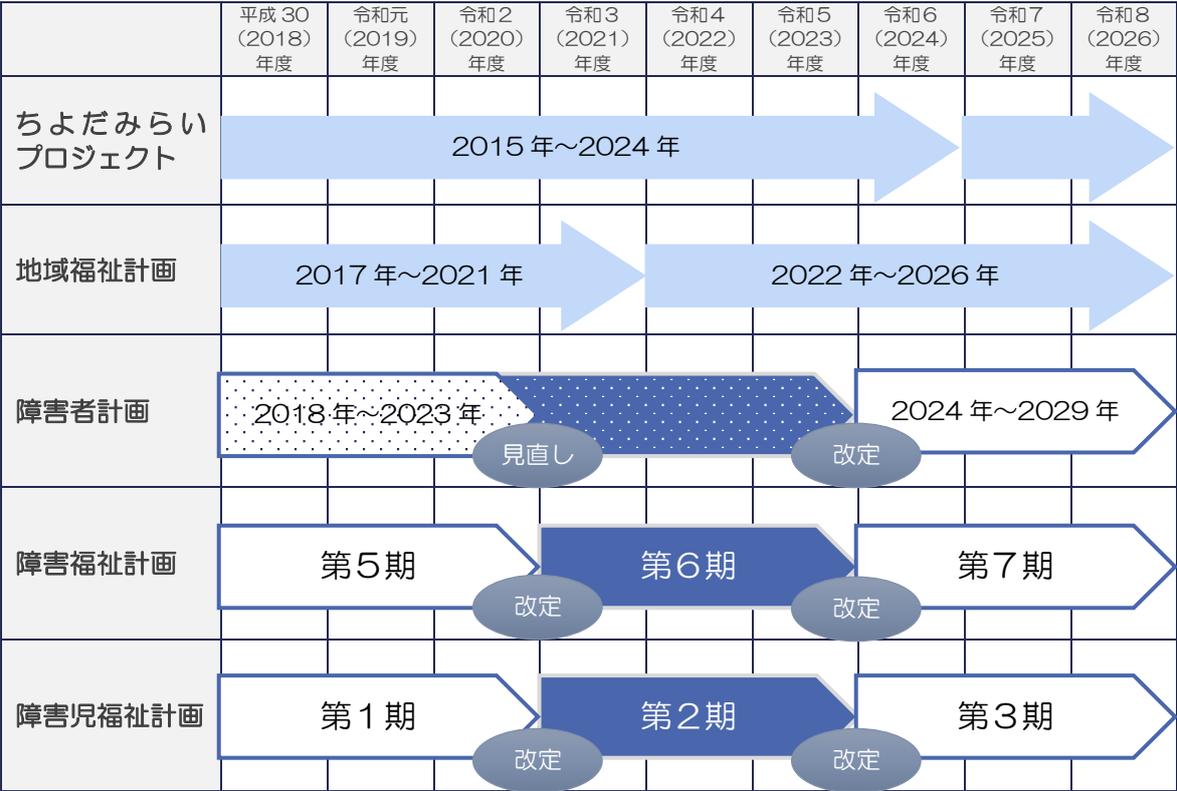
本プランは、「ちよだみらいプロジェクト」（千代田区第3次基本計画 2015）を上位計画とする千代田区地域福祉計画で示された考え方を基本とし、障害者基本法第11条第3項に基づく障害者計画として、本区の障害福祉施策についての基本的な方向性を示すと同時に、障害者総合支援法第88条に基づく障害福祉計画及び改正児童福祉法第33条の20（平成30年4月1日施行）に基づく障害児福祉計画を定めるものです。



3 計画の期間

本プランは、障害者計画としては、平成 30 年度から令和 5 年度までの6年間の後期にあたり、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、令和 3 年度から令和 5 年度までの3年間の計画とします。

計画の進捗については、毎年度確認を行うとともに、計画の内容と実際の状況にかい離がある場合は、計画期間中においても適宜見直しを行うものとします。



4 計画の推進体制

本プランは学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、当事者及びその家族等で構成する「千代田区障害者支援協議会」において内容の検討を行うとともに、障害福祉サービス利用者等を対象に障害者福祉についての意識調査、パブリックコメントの結果等を踏まえて策定しました。

千代田区障害者支援協議会は、障害者総合支援法に定める自立支援協議会と障害者差別解消法に定める地域協議会の機能を併せ持った協議会です。当協議会において検討・確認された課題や意見は、本区の障害福祉施策に反映されます。

本計画を効果的・効率的に推進していくために、福祉・保健医療分野を中心に全庁的な協力体制を確保しつつ、区民・事業者との連携・協働のもと、全力で取組みを進めます。

本計画の円滑・着実な実行のために、毎年「千代田区障害者支援協議会」へ進捗状況を報告して意見をいただくとともに、計画全体の進行管理や評価を行い、その結果を施策等の一層の充実に努めていきます。



第2章 基本的な考え方

1 基本理念

障害等のあるなしに関わらず、お互いの人格を認め合い、生涯にわたって自らの尊厳を保ち、それぞれの自己決定によって地域で安心して暮らすことのできる地域社会を目指します。

そのために、様々な分野で地域を構成する人々と区が連携・協働して、障害者も障害児も自らの生活のあり方を主体的に選択し、行動できる環境づくりや仕組みづくりを進めていきます。

基本理念

**障害等のあるなしに関わらず、その人らしさが尊重され、
住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる
千代田区の実現**

本計画における「障害等」のある方とは

障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法などの関連法規を踏まえた、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害のある方及び難病患者だけではなく、法的な定義では補足できない各種の障害や、厳密に障害者の定義にあてはまらないものの、専門的なサポートを要する方など、“継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方”すべてを含みます。

2 基本方針

● 地域共生社会を実現するための基礎である障害等への理解を促進させます

「障害等のある方とどう接したらいいかわからない。」という声がかけられます。また、障害等のある方に対する理由のない嫌悪感や差別的な感情を抱く状況があることも否定できません。

障害等のあるなしに関わらず、ともに支え合う地域を実現していくためには、「障害等の一部の人の問題である」という意識ではなく、「障害が、機能障害を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずる」という障害者の権利に関する条約の考えに基づき、地域を構成する人々が障害等を正しく理解し、地域社会全体で社会的な障壁を取り除くために、一人ひとりが相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことが必要です。

区は、障害等のある方とない方が出会い、一緒に活動することで互いを理解し、親しみや尊敬の感情を持つことができるように様々な機会を通じて、障害等に関する理解を促進し、合理的配慮がなされるよう普及啓発に努めます。

また、障害等のあるなしにかかわらず、誰もが等しくかけがえのない個人として尊重され（基本的人権の尊重）、自らのことは自分自身で決定することができ（自己決定権）、それぞれが持てる力を発揮して積極的に社会と関わりを持ちながら（社会参加）、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられる地域共生社会の実現を目指します。

● ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います

近年、発達障害などにより特別な支援が必要な子どもが増加しています。また、障害等のある方や家族の高齢化、「親亡き後」の対応が問題となっています。

障害等の早期発見を促し、早期からの療育支援・指導につなげるとともに、一人ひとりの支援の道筋を明らかにして継続的な支援を行う必要があります。そのためには、出生から就園、就学、就労等、また就労定着に向け、ライフステージごとに発達に応じた継続的かつ一元的な支援体制の構築が必要です。また、児童としての支援が終了する18歳、さらには高齢者として支援が始まる65歳といった制度の境目において支援が途切れることがないようにすることも必要です。

区は、障害等の早期発見、専門性や個別性の高い支援、早期療育、関係機関の連携等についてより一層取り組んでいきます。また、相談から各サービス利用につなぐ一連の過程において、一人ひとりの支援ニーズにあった適切な支援が、生涯にわたって途切れることなく継続的に受けることのできる体制を整備していきます。

● 障害等のあるなしに関わらず地域で住み続けられるよう支援を充実させます

障害等のある方も、「外出したい」「働きたい」などの思いがかなえられ、自立して地域で生き生きと生活していくためには、障害等への理解に基づく地域での見守りや支援に加えて、必要なサービスが適時適切に提供されることが求められます。

しかし、様々な支援や障害福祉サービスがあっても「どうしたらサービスが使えるのか分からない」「誰に相談したらいいか分からない」という声もきかれます。

様々な支援や障害福祉サービスを充実させるだけでなく、情報発信を含めた相談支援体制を強化し、障害等のある方も地域活動に主体的に参加できる環境づくりを推進していく必要があります。

また、平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」を受けて、厚生労働省では、「地域包括ケアシステムの深化・推進」を打ち出しました。共生社会の実現を目指す本区の地域福祉計画では「支援を必要とする人が適切な支援を受けられる 360 度まるごとケアシステムづくり」を目標のひとつとして掲げています。

区は、障害等のある方の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するため、地域生活支援拠点等の整備を推進していきます。また、本人の意思を十分に尊重した上で、グループホーム等の居住の場が選択できるよう施設整備を併せて行います。

3 基本目標

基本目標 1 地域の中でともに生きる仕組みづくり

地域共生社会の実現に向け、「障害者の権利に関する条約」、「障害者差別解消法」等の趣旨を踏まえた障害等への理解と合理的配慮の促進に関する取組みを進め、障害等のあるなしに関わらず相互に尊重し合える地域を目指すとともに、地域住民、地域の社会資源、公的支援の連携に取り組みます。

基本目標 2 安心して暮らす仕組みづくり

障害等のある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害等の特性に応じた相談支援の充実とともに、地域の保健・医療・福祉・教育等の機関の連携を強化し、緊急・災害時等においても本人やその家族等の状況に応じて地域で生活を続けられる体制を目指します。

基本目標 3 自立した生活を支える基盤づくり

障害等のある方が地域生活を継続していくために必要な移動の支援や住まいの確保といった在宅生活を支える各種サービスや経済的な支援の充実を図るとともに、サービス提供事業者と連携し、サービスの質の向上及びサービス提供人材の確保に向けた取組みを推進していきます。

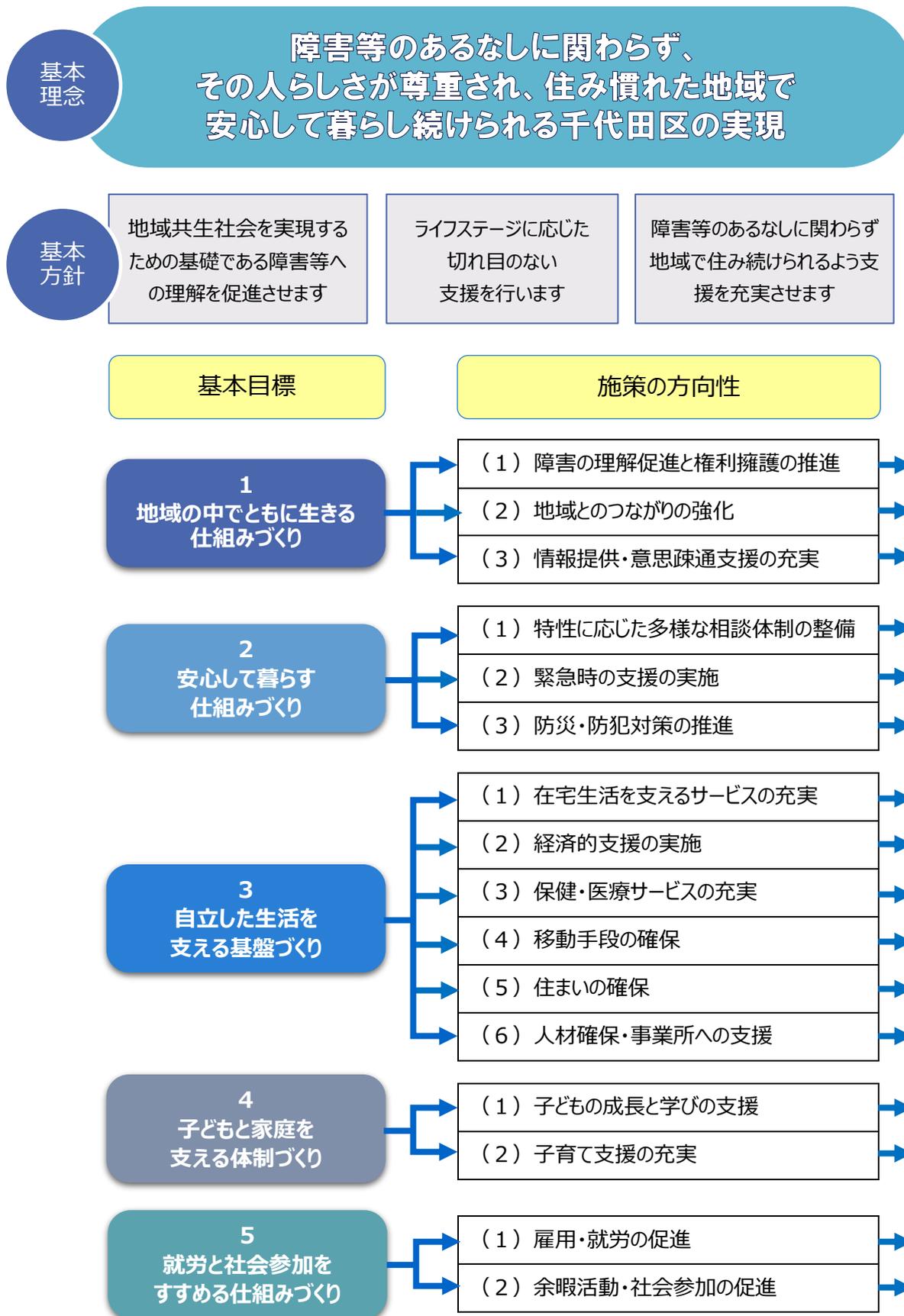
基本目標 4 子どもと家庭を支える体制づくり

障害や発達に気がかりや心配のある子どもが保護者とともに地域でのびのびと安心して暮らしていくためには、医療・福祉・教育等の各分野が連携を図り、ライフステージごとの最適な支援やサービスの提供が必要です。あわせて、家庭における子育ての不安や介護負担の軽減及び経済的な援助を図る体制づくりに努めます。

基本目標 5 就労と社会参加をすすめる仕組みづくり

障害等のある方の就労支援のため、一人ひとりの適性やニーズにあった支援を提供するとともに、就労定着支援、障害者雇用を行う企業等を新たに開拓する地域開拓を推進していきます。また、障害等のある方が地域で充実した生活を送るための居場所づくりや余暇活動に積極的に参加できる場を整えていきます。

4 体系図



施策の方向性	事業名
(1) 障害の理解促進と権利擁護の推進	★重点①障害を理由とする差別解消の推進 ②障害者週間・理解促進事業 ③障害者虐待防止事業 ④日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）⑤成年後見制度利用支援事業
(2) 地域とのつながりの強化	①障害者支援協議会の設置・運営 ★重点②（仮称）神田錦町三丁目福祉施設整備の推進 独自 ③地域福祉活動支援 ④警察・保健所連絡会議 ⑤ボランティア活動 ⑥ふれあいサロン ⑦地域団体支援 ⑧ご近所福祉活動（地域福祉活動支援）
(3) 情報提供・意思疎通支援の充実	①手話通訳等の推進 ②バリアフリーマップの作成 ③ことばの道案内 ④障害者福祉のしおりの作成・配布 ⑤点字・音声版広報
(1) 特性に応じた多様な相談体制の整備	★重点①子どもの健康相談室 ★重点②千代田区立障害者福祉センター えみふる ★重点③障害者よろず相談 MOFCA ④身体障害者相談員・知的障害者相談員 ★重点③重層的支援体制整備事業の支援フローの実現に向けた検討 ⑤自殺対策の推進
(2) 緊急時の支援の充実	①在宅要介護者の受入体制整備事業（千代田区立障害者福祉センターえみふる） ②レスパイト事業（千代田区立障害者福祉センターえみふる）③千代田区安心生活見守り台帳 ④救急（緊急）通報システムの設定
(3) 防災・防犯対策の推進	①福祉避難所の運営 ②ヘルプカードの配布 ③再犯防止の推進
(1) 在宅生活を支えるサービスの充実	①障害者在宅サービス ②コミュニケーション支援事業 ③財産保管・管理サービス ★重点④地域生活支援拠点等の整備
(2) 経済的支援の実施	①障害者福祉手当 ②障害児福祉手当・特別障害者手当等・重度心身障害者手当 ③発達障害等相談・療育経費助成 独自 ④障害福祉サービス利用者負担軽減 独自 ⑤難聴者補聴器購入費助成事業 独自 ⑥中等度難聴児発達支援事業
(3) 保健・医療サービスの充実	①保健師活動・家庭訪問
(4) 移動手段の確保	①移動支援事業 ②福祉タクシー券支給・障害者自動車燃料費等助成 ③福祉有償運送
(5) 住まいの確保	①精神障害者グループホームの運営補助 独自 ②区営住宅の的確な提供
(6) 人材確保・事業所への支援	①障害者サービス事業所産休・育休等代替職員確保助成 ②サービス評価制度の推進
(1) 子どもの成長と学びの支援	★重点①障害児ケアプラン事業【はばたきプラン】 独自 ★重点②子ども発達支援センター【さくらキッズ】 独自 ③障害児支援事業【フレンズビレッジ千代田】 独自 ★重点④子どもの健康相談室（園訪問） ★重点⑤重症心身障害児等支援事業 独自 ⑥就園相談・就学相談 ⑦特別支援学級（知的障害） ⑧通級による指導・特別支援教室（発達障害、情緒障害等）、通級による指導・通級指導学級（言語障害） ⑨千代田区障害児通所給付事業助成 独自
(2) 子育て支援の充実	★重点①千代田区重症心身障害児等在宅レスパイト事業 独自 ②学童クラブ ③障害児保育（居宅訪問型）④障害児放課後居場所事業
(1) 雇用・就労の促進	①障害者就労支援センター ②障害者就労支援施設（ジョブ・サポート・プラザ ちよだ） ③精神障害者就労継続支援施設の運営補助 独自 ④就労支援の促進・補助金及び交付金・環境整備助成金
(2) 余暇活動・社会参加の促進	①千代田区立障害者福祉センター えみふる ②障害者よろず相談 MOFCA ③精神障害者デイケア（チェリーブラスムの会）

★重点：制度改正や国の指針、障害者支援協議会での意見、計画策定のためのアンケート調査等を踏まえて決定した重点事業

独自：障害者総合支援法及び児童福祉法外事業であり、区の予算で実施する独自事業

第3章 障害者計画

現状と課題

全国的に人口は減少傾向にあるものの、千代田区では増加傾向が続いており、令和2年1月1日現在の総人口は65,942人と、平成26年から11,782人増加しています。障害等のある方も同様に増加傾向にあり、令和元年度では、身体障害の方が全体の7割以上を占め、知的障害の方は減少傾向にあるものの、精神障害の方は平成26年度の1.7倍という現状にあります。

このような現状の中、平成28年の「障害者差別解消法」の施行により、障害等のある方への「合理的配慮」などが求められていますが、計画策定のためのアンケート調査結果によると、「障害者差別解消法」の認知度（内容まで知っている割合）は、1割台にとどまっています。そのため、本区では令和元年度に区民向けの「心のバリアフリー」推進ハンドブックを作成し、障害等のある方が社会の一員として地域の中でともに生きるために、障害等のある方とない方がお互いに理解し合い、障害等のある方に「合理的配慮」を行う意識を育むことを目指しています。

さらに本区では、平成28年に「千代田区障害者の意思疎通に関する条例」を制定しました。必要とする情報を誰もが同じように簡単に入手できるようにするには、障害等のある方の意思疎通の手段について、選択の機会の確保及び拡大を図ることが必要です。情報弱者をつくらぬよう、さらに環境を整えていくことが求められます。多様な人々と意思疎通ができて、困っている人がいたら自然に声かけられる地域になることは「共生社会」の実現につながります。

このような地域における「共生社会」の実現に向けて、令和7年度開設予定の（仮称）神田錦町三丁目福祉施設においては、地域との交流の場や地域づくりの拠点となる施設として整備することが、（仮称）神田錦町三丁目福祉施設整備基本計画で決定しました。

また、十分な自己決定や意思表示が困難な場合でも、生涯にわたってその人らしく暮らすことができるよう、権利擁護や虐待の防止及び早期発見、発見時の迅速な対応など、権利を守るための体制の強化も必要です。さらに「親亡き後」の障害者本人の生活について具体的に考え、権利擁護の視点を踏まえた適切な支援・運用ができるよう、成年後見制度などの普及啓発が課題となっています。

(1) 障害の理解促進と権利擁護の推進

- 障害等のある方が地域社会の一員としてともに生き、十分な活動ができるように、障害に対する理解の促進と権利擁護を推進します。

① 障害を理由とする差別解消の推進【重点事業】 <障害者福祉課>

事業内容	今後の取組の方向性
障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に必要な取組みを行うとともに、地域における普及・啓発活動を行います。	合理的配慮提供に資する物品の配備等や障害のある方の気持ちに寄り添ってサポートできる「心のバリアフリー」を推進する障害者サポーター「ハートクルー」を養成します。「ハートクルー」活動の拡充に向けて、養成講座を継続して実施し、3か年の受講者 180 名を目標とします。また、「よかったこと調査」や「心のバリアフリー」推進ハンドブックの活用方法を検討します。

② 障害者週間・理解促進事業 <障害者福祉課>

事業内容	今後の取組の方向性
毎年 12 月 3 日から 9 日までの障害者週間に合わせて、障害者施策と障害者福祉についての PR を行います。 また、障害者スポーツの理解促進・普及啓発を目的とした事業を実施します。	展示等だけでなく、講演会、映画上映会などをあわせて開催することにより、幅広く障害及び障害等のある方に対する理解を深める機会を提供します。

③ 障害者虐待防止事業 <障害者福祉課>

事業内容	今後の取組の方向性
障害者虐待防止に関する普及啓発を行うとともに、地域関係機関等と連携を図りながら、障害者虐待防止ネットワークの構築、障害者虐待の早期発見及び見守りの仕組みづくり、相談窓口体制の整備、虐待ケースへのケアマネジメント等を実施します。ケースに応じて、児童虐待及び高齢者虐待の担当課と連携します。	障害者虐待を未然に防ぐべく、普及啓発を主とした取組みと、疑われる事例については通報や相談、調査等、迅速な対応と継続的な支援を関係機関とともに実施します。

④ 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業） <社会福祉協議会>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>「障害や認知症があっても自分のことは自分で決める」という権利擁護の理念のもと、判断能力に不安のある精神障害者、知的障害者などを対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりサービスを提供することにより、地域での生活を支援します。</p>	<p>区民・関係機関への出張講座や広報物の発行等により、事業の周知を推進します。また、関係機関と相談ケースの情報共有や適切な権利擁護支援のあり方が検討できる場を創設し、権利擁護支援が必要な方へ早い段階から関わり、成年後見制度等への利用へ移行する仕組みづくりを進めます。</p>

⑤ 成年後見制度利用支援事業 <福祉総務課>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>社会福祉協議会が運営している「ちよだ成年後見センター」は、権利擁護事業や成年後見制度に関する相談、制度に関わる人材育成等を行っています。区は、社会福祉協議会と連携・協力し、成年後見制度の普及啓発と利用促進を図ります。</p>	<p>「えみふる」や「MOFCA」などの障害者施設の利用者から「ちよだ成年後見センター」につなぐ仕組みを構築するなど、成年後見制度が必要な人に対して、権利擁護の視点を踏まえた適切な支援・運用ができるよう、区と社会福祉協議会が協力して成年後見制度の普及啓発を図ります。また、長年の課題である「親亡き後の問題」を含めて、障害者本人やその家族の状況に応じた支援策を検討していきます。</p>

(2) 地域とのつながりの強化

- 地域共生社会の実現に向け、地域の様々な人とつながりがもてるように、働きかけを行います。
- 障害等のある方とその家族を支える町会福祉部の見守り活動や、交流の場となるサロン活動等を支援します。
- また、地域の方たちと障害等がある方が協働して、ボランティア活動に取り組める環境づくりを支援します。

① 障害者支援協議会の設置・運営 <障害者福祉課>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>障害者等への支援の体制の整備を図るための協議会及び障害者差別解消支援協議会として、千代田区障害者支援協議会を設置し、障害者施策の総合的かつ計画的な推進に向けた協議を行います。</p>	<p>千代田区障害福祉プランに関する事、障害者への支援体制に対することなどについて継続的に協議・検討します。また、引き続き部会(計画部会・相談支援部会等)の活用により、重要課題や個別の課題への対応に即した検討を行います。</p>

② (仮称) 神田錦町三丁目福祉施設整備の推進【重点事業】【独自事業】

<障害者福祉課><福祉施設整備担当><高齢介護課>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、重度障害者に対応した居住の場及び地域交流機能を有する施設として、(仮称)神田錦町三丁目福祉施設整備基本計画に基づき、整備を進めます。</p> <p>地域説明会等を実施しながら、地域共生社会の実現に向けて、検討を進めます。</p>	<p>令和2年度……………事業手法検討 令和2～3年度………事業者募集、解体工事 令和3～4年度………福祉施設設計 令和4～7年度………福祉施設工事 令和7年度……………福祉施設開設</p> <p>地域に開かれた施設整備を目指し、現状のニーズを的確に把握しながら、様々な障害者等に対応できるよう、施設に有する機能の検討を行います。</p>

③ 地域福祉活動支援 <福祉総務課>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>区民主体の公益的な活動(区内の高齢者・障害者・児童を対象とした、生活支援・居場所づくり・サポート等)を行う団体に対し、助成金を交付します。</p>	<p>各団体の活動を継続的に支援するとともに、本事業を広く周知し、団体活動の促進を図ります。</p>

④ 警察・保健所連絡会議 <健康推進課>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>精神保健福祉法に基づく警察官通報などの対応に際し、より適切な連携を図ることを目的として、区内四警察署生活安全課と保健所との連絡会を年1回開催し、精神障害者への対応・支援における連携のあり方についての検討、情報交換等を実施しています。平成 29 年度から、高齢者・障害者への支援を強化するため、在宅支援課・障害者福祉課も加わり連携しています。</p>	<p>警察署と関係部署が必要時にスムーズに対応ができるよう、今後も顔の見える関係を築き連携を深めます。</p>

⑤ ボランティア活動 <社会福祉協議会>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>ボランティア依頼の相談を受けた際に、ボランティアやボランティアグループ等をコーディネートします。また、障害等のある方がボランティア活動に参加できるように、活動情報を提供するとともにコーディネートし、地域の人たちと障害等のある方が協働してボランティア活動に取り組む環境を作ります。</p>	<p>障害分野の課題を把握し、ボランティア活動をコーディネートすることで、障害等のある方の生活や社会参加を支援します。個々の状況に応じて情報を受け取ることができるよう、広報紙、ホームページ、SNS など様々な方法で情報発信をします。</p> <p>障害等に対する理解を深めるため、またボランティア活動のきっかけづくりとして、学校や企業、地域の人たちへ向けた、車いすや手話、アイマスク体験等の福祉出張講座を行います。</p>

⑥ ふれあいサロン <社会福祉協議会>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>高齢者・障害者・子育て中の親子などを対象とした健康増進・生きがいづくり・交流などの居場所づくりを、地域の方々が主体となつて行う活動(ふれあいサロン活動)の促進・支援として、立ち上げ支援、運営・広報事務支援、事業助成等を行います。</p>	<p>ふれあいサロンにおける障害等のある方の受入の基盤づくり(講座等)を実施します。 障害等のある方を対象とした地域密着居場所型サロンの運営候補者の掘り起こし(講座・まち会議等)をし、計3か所以上の稼働を目標とします。</p>

⑦ 地域団体支援 <社会福祉協議会>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>高齢者や障害者等の地域団体が会員の福祉・福利向上等のために行う活動に対する支援を行います。</p>	<p>障害者等の地域団体を対象に、運営・広報事務支援や事業助成などの必要な支援を行います。</p>

⑧ ご近所福祉活動(地域福祉活動支援) <社会福祉協議会>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>町会活動をベースとした地域福祉活動の支援をします。町会内に「福祉部」を設置して活動を行う場合は、助成制度の対象とします。</p> <p>福祉部は、高齢者や障害等のある方などの見守りが必要な方々に対する戸別訪問、地域の助け合いによる身近な困りごとの解決(生活支援)、外出が困難な方々に対する交流の場(地域行事等)への参加促進(招待・送り迎え・付き添い)などの活動を行っています。居住形態の変化や人口流動化に伴い近隣関係が希薄になりつつある現在、地域共生社会実現の最も身近で重要な担い手として、一層の活動活性化、引きこもりなど新たな地域課題にも対応するための活動内容多様化、支援を必要とする方に支援が届くための認知度向上が、福祉部には求められています。</p>	<p>福祉部員等の町会員に対する障害等への理解促進と対応スキル向上の支援(講座等)を実施し、すべての町会福祉部において何らかの障害者支援(地域生活支援)を行える体制の整備を目指します。</p> <p>福祉部(町会)が障害等のある方の地域生活支援も行っていることを、「かわら版」等で地域の方々に広くお知らせします。</p>

(3) 情報提供・意思疎通支援の充実

- わかりやすい情報提供に努め、各種事業を充実します。
- 障害等のある方とその他の方との意思疎通を支援します。また、手話通訳等実施費用助成については、さらに周知し活用を促進していきます。

① 手話通訳等の推進 <障害者福祉課>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>区が主催又は共催する事業等に対し、手話通訳者・要約筆記者を派遣し、聴覚等に障害のある人のコミュニケーション支援を図ります。</p> <p>また、区内の企業・団体等における手話通訳等実施費用を助成します。</p>	<p>区の主催事業等への手話通訳等派遣は、継続して実施します。</p> <p>手話通訳等実施費用助成については、令和3年度で事業終了予定ですが、民間事業者への合理的配慮の啓発を引き続き行っていくため、継続実施を視野に検討します。また、民間事業者への事業の効果的な周知方法についても検討します。</p>

② バリアフリーマップの作成 <福祉総務課>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>ユニバーサル社会の実現を目指して、高齢者や障害者を含めたすべての人々が、安全、安心、快適に暮らし、活動することができる「福祉のまちづくり」を推進します。</p> <p>公共施設、民間建物、道路、公園、駅などのバリアフリー情報を提供するため、誰もが利用しやすいバリアフリーマップを作成・配布します。</p>	<p>バリアフリーマップを毎年度更新し、最新のバリアフリー情報を提供します。</p>

③ ことばの道案内 <障害者福祉課>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>区内公共施設から最寄り駅間の音声案内を作成し、NPO法人ことばの道案内が提供するWEB「ウォーキングナビ」に掲載することにより、スマートフォン、携帯電話等のメディアを利用した言葉による道案内を実施しています。</p>	<p>新規開設施設の音声案内作成と既存施設の更新作業を継続して実施し、視覚障害者等の外出支援や社会参加の促進行政情報へのアクセシビリティ向上に向けて、引き続き事業を実施します。</p>

④ 障害者福祉のしおりの作成・配布 <障害者福祉課>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>多種多様な障害者福祉サービスを対象者別・事業別に見やすく、わかりやすく編集したしおりを作成・配布します。また、視覚障害者向けに大活字版を作成・配付します。</p>	<p>「障害者福祉のしおり」とその補足版をは、大活字版とともに隔年で作成・配布します。内容や体裁について、より見やすく、分かりやすい冊子にすることを方針として編集を行うとともに、発行のサイクルなどについても検討します。</p>

⑤ 点字・音声版広報 <障害者福祉課>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>視覚に障害のある人に対し点字・音声版「広報千代田」を発行します。</p>	<p>利用者の利便性を保つため、今後も継続して実施します。また、区のホームページでの音声読み上げ機能や、スマートフォンのアプリの紹介等を行います。</p>

現状と課題

障害等のある方が地域で安心して暮らすには、身近なところで安心して相談ができ、適切な助言や援助が受けられる支援体制を充実させることが求められています。

障害者総合支援法に基づく計画相談支援（サービス等利用計画）の利用者は増加していますが、障害者の様々な困りごとに対する相談支援をさらに充実させる必要があります。

計画策定のためのアンケート調査結果によると、精神障害者について、介助者の健康状態が「よくない」が4割強、介助者の相談できる場が「ない」が3割台、特に力を入れてほしい施策においては「相談支援の充実」の割合が高くなっています。精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者等は福祉サービスと保健・医療サービスとの連携が課題となっています。

また、障害等のある女性や子どもは虐待や権利侵害など複合的な困難を抱えやすい状況にあります。高齢者のいる家庭では8050問題を抱えた事例もあります。

さらに、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年）が施行され、自殺総合対策大綱（平成29年7月）、性犯罪・性暴力対策の強化方針（令和2年6月）が国から示されました。再犯者の中には障害等の福祉的な支援が必要な人などがいたり、障害等のある方の中には様々な悩みを抱えた方がいたり、障害者等が性暴力やハラスメントの被害を受けることが多い一方で、被害が潜在化しやすいことなど、区ではその特性を理解した上でSOSを出しやすい・相談しやすい環境の整備し、多様化した課題に対する専門的な支援体制が求められ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築や基幹相談支援事業、地域生活支援拠点等の整備におけるハイリスク者の把握、コーディネーターの配置などが重要な課題となっています。

計画策定のためのアンケート調査結果によると、災害時の一人での避難の可否について、知的障害者と障害児では「できない」が約7割となっています。また、近隣の援助者の有無については、全体の57.9%が「いない」と回答しています。災害時に障害等のある方が安全に避難するには、日頃から避難の方法や安否確認などの支援体制の整備が必要です。

緊急時の支援としては、新型コロナウイルス感染症等に代表される家庭での生活が困難になった場合を想定し、機動的な施策運営が求められています。

(1) 特性に応じた多様な相談体制の整備

- 障害等のある方に寄り添った相談支援を推進していきます。
- 相談件数の増加、多様な相談内容に対応できるよう、アウトリーチ支援の強化、相談支援事業所間の情報交換や事例検討等に取り組む体制を整備していきます。
- 障害等のある方の属性、世代、相談内容に関わらず相談支援等を実施するための重層的支援体制整備事業の支援フローの実現に向けて、検討を行います。

① 子どもの健康相談室【重点事業】 <児童・家庭支援センター>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>小学生までの児童を対象に、子どもの障害や発達に関する課題について、早期発見・早期支援をすすめます。</p> <p>相談は「医師相談」「ことばの相談」「発達相談」に分かれ、子どもの発達を専門とする医師及び言語聴覚士や臨床心理士が相談に応じます。</p>	<p>保健所の健診等と連携をするとともに、積極的に事業の周知を行い、より多くの子どもの相談に対応します。</p> <p>又、相談では一人ひとりの発達に合わせた助言やアドバイスを行い、必要に応じて医療機関や相談機関、療育支援の場などに円滑につなげます。</p>

② 千代田区立障害者福祉センター えみふる【重点事業】 <障害者福祉課>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>基幹型相談支援事業として、関係機関と連携しながら身体・知的・精神の三障害の方々が地域で安心して自立した生活を営めるよう、総合的・専門的な窓口を運営します。</p> <p>また、区内相談支援事業者との勉強会や関係機関等との事例検討等を通じて地域の相談体制を強化し、地域ネットワークを構築します。</p>	<p>区内計画相談事業者との事例検討や情報交換が必要なため、令和2年度から(仮称)相談支援連絡会を実施し、区内事業者での話し合いから区民のニーズを吟味し、区に対して政策提言をします。</p>

③ 障害者よろず相談 MOFCA【重点事業】 <障害者福祉課>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>基幹型相談支援事業として、障害等のある方や手帳を持たない心の病や発達障害のある方、その家族が身近な困りごとを気軽に相談できる総合的・専門的な窓口を運営します。</p> <p>障害者サービスでは対応できない日常的な声掛けや通院同行、関係機関同行、行政手続き支援等のアウトリーチ支援や地域移行のニーズ把握のため、障害者支援施設や精神科病院等に対する地域移行に向けた啓発活動や退院時の支援等を実施します。</p> <p>また、地域の相談支援体制強化の取組みとして支援者を対象とした研修等を実施します。</p>	<p>新たな相談者の発見や、精神障害、発達障害など孤立しやすい方の利用の増加を図るとともに、来場予約の際の行動能力等を聴取し、利用者のサポートを行います。</p> <p>これまでの実施状況やニーズを踏まえ、特に精神障害のある方への支援を充実することで利用の拡大を図ります。</p> <p>障害者福祉センターえみふるとの連携をさらに深め、地域の相談支援体制の中心として支援を実施します。</p>

④ 身体障害者相談員・知的障害者相談員 <障害者福祉課>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>身体障害者及び知的障害者の保護者を相談員として選任し、身体・知的に障害のある方の更正援護の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、身体・知的障害者地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力、身体・知的に障害のある方に関する援護思想の普及等を行います。</p>	<p>令和2年度から新たな相談員を任命し、研修会を実施しています。電話のほか、メール等様々なツールを活用した相談方法の検討をします。</p>

⑤ 自殺対策の推進 <健康推進課>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>「千代田区自殺対策計画」に基づき、自殺予防週間・対策強化月間における普及啓発活動、普及啓発物の配布や講演会等を通じて区民の理解促進を図るとともに、悩みを抱えた人が必要な相談支援を受けられるよう情報提供体制を充実させます。</p> <p>さらに、自殺の危険を示す兆候に気づき、対応し、必要に応じて適切な支援先につなぐことのできる人材(ゲートキーパー)の養成講座を行います。</p>	<p>自殺の背景には、精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、介護疲れなど様々な要因があることから、庁内関係部署との連携を強化します。</p> <p>過去5年間(2013年～2017年)の自殺死亡率平均値22.7を、2026年までに概ね30%減少させ、自殺死亡率を15.9まで減らすことを目標とします。</p> <p>※自殺死亡率:人口10万人当たりの自殺者数</p>

⑥ 重層的支援体制整備事業の支援フローの実現に向けた検討【重点事業】

事業内容	今後の取組の方向性
<p>障害等のある方の属性、世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止めるための相談支援のあり方や、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例を他機関と協働して支援するための取組等、重層的支援体制整備事業の支援フローの実現に向けた検討を行います。</p>	<p>地域生活支援拠点等の整備とあわせて、障害者支援協議会を活用して、支援フローの検討を行います。</p>

重層的支援体制整備事業 支援フロー イメージ図

(2) 緊急時の支援の実施

- 障害等のある方誰もが安心して暮らせるよう、緊急時の不安解消を目指します。
- 見守り台帳や救急（緊急）通報システムの普及啓発に努め、災害や緊急時等に迅速かつ適切な対応を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症等に代表される家庭での生活が困難になった場合を想定し、地域での緊急時支援体制の検討を継続していくとともに、地域生活支援拠点等の整備（P35）とあわせて、支援を充実させます。

① 在宅要介護者の受入体制整備事業（千代田区立障害者福祉センターえみふる） ＜障害者福祉課＞

事業内容	今後の取組の方向性
家族等が新型コロナウイルス感染症に感染し家庭での支援が受けられない障害者に対して、一時的に千代田区立障害者福祉センターえみふるでお預かりします。	通常の感染症対応と異なるため、千代田保健所と連携を取りつつ、支援を行います。

② レスパイト事業（千代田区立障害者福祉センターえみふる）＜障害者福祉課＞

事業内容	今後の取組の方向性
家族の急な用事や仕事等に対して、身体障害者・児、知的障害者・児（ともに中学生以上）を対象に、日帰りでの預かりサービスを行います。	ショートステイとレスパイト、利用者の用途に合わせた一時預かりサービスの選択を増やすことにより、安心できる地域生活の継続を目指します。

③ 千代田区安心生活見守り台帳 ＜在宅支援課＞

事業内容	今後の取組の方向性
日常的な地域の見守りや異変時の緊急支援、安否確認体制を強化するため、高齢者や障害者等を対象に安心生活見守り台帳を整備し、制度の内容や登録方法について普及啓発を行います。	令和5年度に対象者（約 12,000 人）を対象とした一斉更新を実施します。令和5年度末までに見守り台帳登録率を 60%にします。

④ 救急（緊急）通報システムの設置 <障害者福祉課>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>ひとり暮らし等の身体障害者や難病患者が、病気や事故等の緊急事態に陥ったとき、ペンダント型ボタン等を押すことにより緊急通報することができるシステムを設置します。</p>	<p>ひとり暮らしが増えている状況下、緊急事態に備える通報システムの設置は必要であり、継続的に普及を図ります。</p>

(3) 防災・防犯対策の推進

- 災害時に備え、福祉避難所の課題に向きあい、マニュアルの作成、訓練の実施等を行います。また、ヘルプカードの普及に努めます。
- 犯罪から立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域社会の実現を目指します。

① 福祉避難所の運営 <福祉政策担当><福祉総務課>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>福祉避難所とは、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児などのうち、一般の避難所では避難生活が困難な方とその介助者が利用する避難所のことです。災害発生後すぐに開設されるのではなく、施設の被災状況などを確認した後に開設されます。</p> <p>災害発生時、家屋の倒壊などによって、自宅で生活することが困難となった方は、まずは一般の避難所へ避難し、その後、区災害対策本部が福祉避難所への受け入れを調整し、対象者を決定します。</p>	<p>基本的な考え方をまとめた「福祉避難所運営ガイドライン」を作成し、それをもとに運営マニュアルの作成及び訓練を実施します。</p> <p>福祉避難所の運営をより迅速かつ円滑に行います。</p>

② ヘルプカードの配布 <障害者福祉課>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>災害時など困ったときの困りごとや頼みたいことをあらかじめカードに記入して周囲に提示することにより、本人のしてほしいことを伝えられるようにします。</p>	<p>ヘルプカードの認知度をさらに上げ、支え合う社会、暮らしやすい社会を実現するために、継続的に実施します。</p>

③ 再犯防止の推進 <福祉総務課>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>罪を犯した人の中には、高齢者や障害者などの福祉的な支援が必要な人などがいます。平成 31 年 3 月に策定した「千代田区再犯防止計画」を踏まえ、民間協力者との連携により更生保護活動を促進し、罪を犯した人の立ち直りを支えるとともに、広報・啓発活動の推進により、地域の理解促進に努めます。</p>	<p>社会を明るくする運動をはじめとした広報啓発活動を推進し、立ち直ろうとする人を地域社会で受け入れる土壌を育て、犯罪や非行をする人を生み出さない地域社会の実現を目指します。</p>

現状と課題

障害等のある方が一人ひとりの障害の種別や特性にあった適切な支援を受けながら、自立した生活ができるよう、地域生活を支えるサービスの充実が必要です。

計画策定のためのアンケート調査結果によると、地域で生活するために必要な支援としては、「経済的な負担軽減」の割合が高く、日常生活に必要な手助けとして、前回調査に引き続き、「通院」の介助が最も高い割合で、特に児童は 9 割以上となっており、ヘルパーの確保と質の向上が求められています。

外出の支援においては、「移送サービス」「同行・同伴サービス」への要望が高く、サービスを必要としている方への十分な提供が求められています。

将来望む生活では、身体障害者、精神障害者、難病患者の方では「一般住宅での一人暮らし」の割合が高く、知的障害者、児童では「グループホーム」の割合が高くなっています。障害の種類によって要望の傾向が違うことに留意して、在宅生活を支えるサービスの強化と、あわせてグループホーム等の居住の場としての施設整備も必要とされています。

(1) 在宅生活を支えるサービスの充実

- 障害等のある方の在宅生活を支えるため、各種サービス提供の充実、情報ツールとして重要な日常生活のコミュニケーション支援、日常の金銭管理・財産保全を支援します。
- 障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、障害等のある方の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域生活支援拠点等の整備を推進します。

① 障害者在宅サービス <障害者福祉課>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>在宅の障害のある方に対し、以下の必要なサービスを提供します。</p> <p>①公衆浴場入浴券支給、②紙おむつ支給、③提案型サービス、④訪問理美容サービス、⑤寝具乾燥消毒、⑥巡回療浴サービス、⑦食事支援サービス</p>	<p>今後、障害者本人やその親も高齢化・重度化に伴い、さらにきめ細やかなサービスの提供が望まれるため、ニーズを把握し、継続的に実施します。</p>

② コミュニケーション支援事業 <障害者福祉課>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>聴覚・音声・言語機能に障害がある人に手話通訳者や要約筆記者を、視覚に障害がある人に音訳(代読・代筆)者を派遣し、日常生活のコミュニケーションを支援します。</p>	<p>「千代田区障害者の意思疎通に関する条例」を踏まえ、利用する方にサービスが行き渡るよう、公平性と質の高いサービスを提供します。</p>

③ 地域生活支援拠点等の整備【重点事業】

<障害者福祉課><児童・家庭支援センター>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、障害児・者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、①相談②体験の機会・場③緊急時の受け入れ・対応④専門性⑤地域の体制づくりの5つの機能の強化を図ります。</p> <p>区では、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を積極的に推進します。</p>	<p>《相談支援部会で検討中》</p>

④ 財産保管・管理サービス <社会福祉協議会>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>自己の財産等の保管あるいは管理が困難な身体障害者等で、事業利用に必要な契約を締結する能力を有している方へ福祉サービスの手続き支援や日常的な金銭管理を行うことにより、地域での生活を支援します。</p>	<p>判断能力に不安がある方が対象の「日常生活自立支援事業」と比較して、区民・福祉関係者の認知度が低いため、出張講座や広報物の発行等により周知を進めます。</p> <p>また、関係機関と相談支援ケースの共有及び適切な権利擁護支援のあり方が検討できる場を創設し、権利擁護支援が必要な方へ、早い段階から関わり、成年後見制度等への適切なサービスへ移行する仕組みづくりを行います。</p>

(2) 経済的支援の実施

- 障害等のある方が、地域で生活するための支援として「経済的な負担の軽減」が求められています。本人や家族の負担軽減のため、各種手当・助成の充実・拡充、利用の周知に努めます。

① 障害者福祉手当 <障害者福祉課>

事業内容	今後の取組の方向性
一定の要件を満たす身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方及び難病に罹患されている方等に手当を支給します。	資格(支給対象)要件などの周知を図るため、「広報紙」や「障害者福祉のしおり」において案内をするとともに、各種手続き等を行う窓口において個別に周知を図り、申請の支援を行います。また、資格要件の判定などは迅速かつ適正に行います。

② 障害児福祉手当・特別障害者手当等・重度心身障害者手当 <障害者福祉課>

事業内容	今後の取組の方向性
日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度心身障害者(児)に手当を支給します。	資格要件の判定などを東京都と連携し、迅速かつ適正に行います。

③ 発達障害等相談・療育経費助成【独自事業】 <児童・家庭支援センター>

事業内容	今後の取組の方向性
児童が医療機関や専門機関等で心身の障害や発達に関する相談及び検査や療育指導等を受けた場合、1か月に要した経費の2分の1を助成します(月1万円を限度とする)。 療育経費の助成をすることで、子どもの障害や発達面の課題について、早期発見・早期療育を促すとともに、保護者の経済的・精神的な負担を軽減することを目的とします。	事業に関して、積極的に周知を図ることで、より多くの児童・保護者に助成制度を利用してもらえるようにします。 助成制度の対象となる方には、これまでに助成の対象とした専門機関やサービスについての情報を知らせる等、より利用しやすい制度を目指します。

④ 障害福祉サービス利用者負担軽減【独自事業】 <障害者福祉課>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>区民税の所得割の額が 16 万円未満の世帯に属する方について、すべての障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)の1割(10%)負担を5%に軽減します。</p>	<p>障害福祉サービスの適正な利用を確保し、利用者負担を軽減するため、継続して実施します。</p>

⑤ 難聴者補聴器購入費助成事業【独自事業】 <障害者福祉課>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>身体障害者手帳の交付対象とならない聴力程度にある方に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。</p>	<p>事業の周知、特に販売店への周知を(一社)日本補聴器販売店協会との協力により行い、現行以上の助成人数の増加・事業の普及を図ります。</p>

⑥ 中等度難聴児発達支援事業 <障害者福祉課>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対し、補聴器購入費用の一部を助成します。</p>	<p>今後も継続的に実施し、他区や都からの報告や調査をもとに、適切に対応します。</p>

(3) 保健・医療サービスの充実

- 障害等のある方が地域で生活するためには福祉・保健・医療のサービスが総合的に提供される必要があります。保健指導を必要とする人に対し、適切に訪問・相談・支援を行います。

① 保健師活動・家庭訪問 <健康推進課>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>保健指導を必要とする人々に家庭訪問し、健康に関する相談及び支援を行います。</p> <p>訪問の対象は、新生児、妊産婦、低体重児、未熟児、乳幼児、心身障害児(者)や生活習慣病、精神障害、難病、結核、その他の疾病に罹患している人及びその家族や介護者等です。</p>	<p>健康に関する相談や支援を継続して実施します。健康習慣づくりや正しい療養の仕方、看護の方法等について具体的な指導援助を行い、区民の健康増進を図ります。</p>

(4) 移動手段の確保

- 障害等のある方の社会参加を拡充し、生活圏を拡大するとともに、地域生活支援拠点等の整備にあたり、移動手段を十分に確保できるよう努めます。

① 移動支援事業 <障害者福祉課>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>知的・精神障害のある方が社会参加のために外出する際、ガイドヘルパーを派遣します。</p>	<p>高齢化の影響により、利用希望内容、利用方法等の変化が考えられます。ニーズを把握し、新規利用者がガイドヘルパーを確保できる状態を目指します。</p>

② 福祉タクシー券支給・障害者自動車燃料費等助成 <障害者福祉課>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>区がタクシー利用券を発行し、乗車料金の一部を助成します。</p> <p>また、障害者の使用する自動車燃料費等の一部を助成します。</p>	<p>迅速かつ適正に資格要件等を確認し、継続的に事業を実施します。</p>

③ 福祉有償運送 <障害者福祉課>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>単独で公共交通機関を利用して移動することが困難な障害者等を対象に、自家用自動車による移送サービスを行う福祉有償運送について、千代田区を含む 10 区で共有の協議会を設置しています。営利を目的としない事業者による福祉有償運送に係る登録申請やその他必要な事項についての協議を行います。</p>	<p>積極的な利用を促すよう事業周知に努めながら、継続的に事業を実施します。</p>

(5) 住まいの確保

- 精神障害のある方の地域生活を推進する中で、居住の場を安定的に確保できるよう支援していきます。また、困窮する障害者世帯への支援も行います。

① 精神障害者グループホームの運営補助【独自事業】 <障害者福祉課>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>精神障害のある方が地域で自立して生活するためのグループホームの運営事業者に対し、運営に関する経費を補助します。</p>	<p>事業の安定的な実施に向けて、助成基準の見直しを検討します。</p>

② 区営住宅の的確な提供 <住宅課>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>高齢者世帯や心身障害者世帯など住宅困窮度の高い方が入居しやすくなるように、空き住戸公募にあたり優遇措置を実施しています。</p> <p>また、区営住宅の一部を障害者世帯向けとし、住宅に困窮する障害者世帯への的確な提供を図ります。</p>	<p>公募を行う際は、積極的に優遇区分を設けるとともに、優先入居住戸(心身障害者世帯枠)に空きが発生した場合は、直近の募集において入居者を決定し、障害者の住まいの確保につなげていきます。</p> <p>障害者に対する区営住宅の的確な提供のため、引き続き優遇区分の設定及び、優先入居住戸の公募を実施します。</p>

(6) 人材確保・事業所への支援

- 障害福祉サービスを利用する方が増加する一方、支援を行う障害福祉サービス事業所では、職員の確保や定着が大きな課題となっています。育児・介護休業制度取得に関する助成を実施します。
- また、サービス評価制度を推進し、事業者のサービス向上に結び付くよう支援していきます。

① 障害者サービス事業所産休・育休等代替職員確保助成 <障害者福祉課>

事業内容	今後の取組の方向性
区内で障害者総合支援法に基づく障害者サービスを提供する施設等に勤務する職員の人材確保及び定着を支援するため、補助対象となる施設等の職員が産前産後休業、育児休業及び介護休業を取得した場合に、その代替職員を雇用するために施設等が要する費用を助成します。	障害者サービスを提供する施設等に勤務する職員の人材確保・定着を支援するため、今後も継続して事業を実施します。

② サービス評価制度の推進 <福祉総務課>

事業内容	今後の取組の方向性
各種福祉サービスについて、事業者でも利用者でもない第三者による評価結果を幅広く情報提供することで、利用者がサービス提供事業者を選択するための支援を行うとともに、サービス提供事業者自身の質の向上に役立つよう、事業者が第三者評価を受ける際の受審費用を助成します。	定期的な第三者によるサービス評価の実施と受審結果の公表を行います。 今後も障害者福祉施設を利用する方が安心して事業者の選択ができるよう支援を行うとともに、事業者のサービス向上に結び付くよう継続して実施します。

現状と課題

千代田区においては、平成 26 年から令和 2 年にかけて、高齢化率が減少しているのに対し、年少人口の割合が 11.7%から 13.5%と 1.8 ポイント増加し、障害児福祉サービスの利用は増加傾向にあります。

本区では、障害や発達に課題のある子どもとその保護者が、子どもの発達について気軽に相談ができ、療育支援を受けることができる場として、区独自に「子ども発達センター（さくらキッズ）」を設置しています。開設から 8 年を迎え、利用登録者の増加に対応するため、増設を含めた事業の拡大についての検討が必要です。

このような現状の中、令和元年 9 月に行った計画策定のためのアンケート調査結果（以下、「調査結果」という。）によると、障害や発達に気がかりや心配のある子どもの主な介助者は、「父母」が 9 割を超えており、介助者に必要な支援としては、「保護者同士の交流の場」「レスパイト事業」「兄弟姉妹の預かり」が上位 3 位となっています。保護者の不安や悩み等の気持ちを理解するとともに、保護者や家族へのサポートも重要な課題となっています。

また、調査結果では、服薬管理を含めた医療的ケアの必要な児童は、15.6%となっています。重症心身障害児も含め、身近な地域で必要な支援が受けられるように、専門的な支援ができる人材の確保や協議の場の設置が必要です。

また、調査結果によるとさらに、障害や発達に気がかりや心配のある子どもにとって、特別な配慮が『得られている』場所としても、『得られていない』場所としても、「学校」は最も高い割合にあります。適切な指導体制や教員・関係職員の専門性の向上、一人ひとりに応じたきめ細かい支援、学校施設の環境整備等、学校等の状況に応じた対応が必要です。

本区では、障害や発達に課題のある子どもとその保護者が、将来にわたり適切な支援と切れ目のないサービスを受け、安心して暮らし続けることができるように、子どもの成長と将来を見渡す取組みとして、「はばたきプラン」をはじめました。今後は「はばたきプラン」の周知と利用促進、医療・福祉・教育等の各分野が連携を図り療育から教育へのスムーズな移行、ライフステージごとの最適な支援やサービスの提供、将来の就労や障害福祉サービス利用への切れ目のない一貫した支援をすることが求められています。

(1) 子どもの成長と学びの支援

- 障害等のある子どもが地域で安心して暮らしていくために、早期からの適切な療育や教育を各種機関と連携を図りながら継続的に行い、将来的にその人らしさが尊重された生活が送れるよう、成長と学びの支援を行います。
- 令和元年7月より開始した「はばたきプラン」は、初回の面談からプランの完成までに時間がかかってしまうことや関係機関との連携の仕方・進め方について課題があります。今後、さらに検討していきます。
- また、医療的ケア児と家族を支えるサービスの充実を図ります。

① 障害児ケアプラン事業《はばたきプラン》【重点事業】【独自事業】

〈児童・家庭支援センター〉

事業内容	今後の取組の方向性
<p>障のある児童の妊娠期から 18 歳までの福祉や教育等の支援やサービスの一貫したプランニング(はばたきプラン)を行います。児童一人ひとりの発達の状況に応じたサービスの提供や充実を図り、将来を見渡した切れ目のない支援の実現を目指すとともに、関係機関との情報共有や連携を推進することで、地域で安心した暮らしができるようにすることを目的とします。</p> <p>はばたきプランでは、専門相談員が保護者との面談を通して児童のライフステージに応じた最適なサービスや支援メニューを個別の支援計画として作成するとともに、児童の支援情報を「子育てカルテ」として整理し、保護者の希望に応じて学校や関係機関等との情報共有を行います。また、障害児通所支援サービスを利用する児童については、利用申請時に必要な「障害児支援利用計画」の作成を行います。</p>	<p>保護者との面談及びプラン作成の過程では、業務の効率化を図り、利用者にプランの提示を早くできるように努めます。また、保護者の同意に基づき、幼稚園・こども園・保育園や学校等の関係機関との情報提供・情報共有を適切に行います。</p> <p>事業に設置する「障害児ケアプラン検討委員会」における、専門家や保護者の意見を参考に事業の充実に努めます。</p> <p>将来的には、区内に住む障害や発達に課題のある児童の多くが、はばたきプランを作成している状況を目指します。</p>

② 子ども発達センター《さくらキッズ》【重点事業】 【独自事業】

＜児童・家庭支援センター＞

事業内容	今後の取組の方向性
<p>さくらキッズは、区内に在住する小学1年生までを対象に、子どもの発達に関しての気になりや心配なことについて専門職員が相談に応じる身近な子育て支援施設です。</p> <p>子どもの一人ひとりの発達の状況にあわせて個別指導(理学療法、言語療育、心理療育、作業療法)や小集団指導を行い、障害や発達に課題のある子どもの成長・発達を支援するとともに、保護者の子育ての負担軽減を図ります。</p>	<p>増加する登録児童数の状況を踏まえ、適正な指導回数・利用頻度を確保するため、今後の事業の拡大・拡充に向けて検討を行います。</p> <p>児童発達支援センターの設置・検討にあわせて、事業の拡大を図るとともに、子どもの障害に応じた適切な回数の療育指導ができるように努めます。</p>

③ 障害児支援事業《フレンズビレッジ千代田》【独自事業】

＜児童・家庭支援センター＞

事業内容	今後の取組の方向性
<p>区内に在住する特別支援学校等や特別支援学級等に通う小学生・中学生・高校生を対象に、児童の発達支援と家族の介助負担の軽減を図ることを目的に、学校休業日(春・夏・冬休み)に日中活動の場を提供し、専門職員等による様々な活動の指導と余暇活動を提供します。</p> <p>また、肢体不自由児には、理学療法士による機能訓練を行い身体機能の維持向上を図ります。</p>	<p>日中活動の場(フレンズビレッジ千代田)は、特別支援学校等に通う児童が、区内の児童と交流できる大切な機会になっています。今後は、参加する児童だけでなく、保護者同士も交流できるような機会を設けます。</p> <p>機能訓練については、対象となる児童が少ないことから、積極的に事業の周知を図ることで、区内に在住する肢体不自由の多くの児童が、定期的に機能訓練を受けられる場となるようにします。</p>

④ 子どもの健康相談室(園訪問)【重点事業】 <児童・家庭支援センター>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>区内にあるすべての幼稚園・こども園、保育園及び児童館での就園前親子活動の場に、言語療法士・理学療法士・作業療法士が訪問し、在籍する児童の行動観察を行い、園生活における療育的な配慮や指導・関わり方等について職員に助言・アドバイス等を行います。</p>	<p>幼稚園・保育園等の先生方と連携を図りながら、事業を実施していきます。</p> <p>児童が一日の生活の中で多くの時間を過ごす園生活について、療育の専門家による助言やアドバイスを行うことで、児童の発達を促すとともに、日常的に療育的配慮のある環境を整えます。</p>

⑤ 重症心身障害児等支援事業【重点事業】 【独自事業】

＜児童・家庭支援センター＞

事業内容	今後の取組の方向性
<p>重度・重症心身障害児及び医療的ケアを必要とする児童はじめ、特別支援学校や特別支援学級に通う児童(以下「重症心身障害児等」という)を対象として、児童発達支援及び放課後等デイサービスを実施する民間事業所の開設及び運営に要する経費の一部について補助することにより、重症心身障害児等が身近な地域で療育や専門指導を受けられるよう体制の確保を図ります。</p> <p>区内に住所を有する 18 歳までの重度・重症心身障害児及び医療的ケアを必要とする児童を 1 日の定員のうち 3 名以上受け入れるとともに、通所時に車両による送迎を行います。</p>	<p>区内に在住する重度・重症心身障害児及び医療的ケアを必要とする児童、特別支援学校や特別支援学級に通う児童の多くが、利用する療育の場を目指して、利用者や事業所のニーズの把握に努めるとともに、良質な療育プログラムの提供ができるよう事業所と連携・協力をしていきます。</p>

⑥ 就園相談・就学相談 ＜児童・家庭支援センター＞

事業内容	今後の取組の方向性
<p>心身の障害や発達面に課題のある幼児・児童・生徒を対象に、幼稚園やこども園、小学校・中学校への就園(学)について保護者への情報提供及び円滑な就園(学)に向けて必要な相談・支援を行います。</p> <p>就園(学)先の検討では、就園(学)支援委員会等において、教育・医学・心理学等の専門家の意見を聴き、幼児・生徒の児童の可能性を最大限に伸ばせる就園(学)先(教育の場)について提案します。</p> <p>就園(学)先の決定後には、保護者の同意を得たうえで、必要な支援の検討や引継ぎを行います。</p>	<p>障害や発達の状況に応じて、幼児・児童・生徒の可能性を最大限に伸ばせる就園(学)先について専門家の意見や保護者の意向を踏まえて総合的に判断するとともに、円滑な就園(学)を迎えられるように必要な情報と支援の引継ぎを行います。</p> <p>対象となる幼児・児童・生徒の保護者に周知を行うとともに、就園(学)相談を受けることのメリットを伝え、円滑な就園(学)につなげていきます。</p>

⑦ 特別支援学級（知的障害） <学務課>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>通常の学級における学習では十分な教育効果を上げることが困難な児童・生徒を対象に発達の状態に応じた指導を行います。</p> <p>千代田区では、千代田小学校、麴町中学校に設置し、一人ひとりの障害や状況等に応じた指導・支援を行っています。</p>	<p>学校全体で組織的・協働的に児童・生徒に対する支援や課題の解決に取り組みます。</p> <p>学校間及び学校と教育委員会との連携の強化・充実を図ります。</p> <p>安全・安心で質の高い教育を実現します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●理解を促進・啓発するリーフレットの作成・配布や年 3 回～6 回程度の教職員向け研修会により、教員の専門性が向上し、特別支援学級内の児童・生徒に対する適切な指導、必要な支援及び通常の学級における理解・啓発が行われています。 ●担当指導主事の訪問による指導・助言や外部専門家の巡回を活用し一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援が充実しています。 ●必要に応じて、外部専門家を講師として各学校に派遣し、校内研修を充実させることにより教員の指導力が向上しています。

⑧ 通級による指導（特別支援教室＜情緒障害等＞、通級指導学級＜言語障害＞）

＜学務課＞

事業内容	今後の取組の方向性
<p>特別支援教室(情緒障害等)は、通常の学級に在籍し、特別な支援を必要とする児童・生徒を対象に、週 8 時間以内で発達の状態に応じた指導を行います。</p> <p>指導は、拠点校に在籍する特別支援教室担当教員が各学校を巡回し、学級担任と連携の上、実施します。</p> <p>また、教員の巡回がない日でも区が独自で配置している講師(特別支援教育)が在籍校の特別支援教室等で指導・支援を行います。</p> <p>通級指導学級(言語障害)（「ことばの教室」）は、通常の学級に在籍し、話す、聞くことなどに課題のある児童を対象に、週 8 時間以内で発達の状態に応じた指導を行います。</p> <p>「ことばの教室」は、千代田小学校内に設置しているため、千代田小学校以外の小学校に在籍している児童は、保護者の送迎で「ことばの教室」に通います。</p>	<p>学校全体で組織的・協働的に児童・生徒に対する支援や課題の解決に取り組みます。</p> <p>学校間及び学校と教育委員会との連携の強化・充実を図ります。</p> <p>安全・安心で質の高い教育を実現します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●理解を促進・啓発するリーフレットの作成・配布や年 3 回～6 回程度の教職員向け研修会により、教員の専門性が向上し、障害の有無に関わらず、児童・生徒に対する適切な指導、必要な支援が行われています。 ●通常の学級における授業のユニバーサルデザイン化が推進されています。 ●担当指導主事の訪問による指導・助言や外部専門家の巡回を活用し一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援が充実しています。 ●必要に応じて、外部専門家を講師として各学校に派遣し、校内研修を充実させることにより教員の指導力が向上しています。

⑨ 千代田区障害児通所給付事業助成 ＜児童・家庭支援センター＞

事業内容	今後の取組の方向性
<p>児童福祉法に規定する障害児通所支援のうち児童発達支援を利用する児童を対象に、18 歳到達以降もサービスを利用する際に、高校卒業相当にあたる期間の利用料金を区が独自に助成することで、継続的な療育の場を確保するとともに、保護者の経済的負担を軽減します。</p>	<p>児童発達支援を利用する児童で、年度内に 18 歳に到達する児童の把握を行い、事業の周知・案内を適切に行います。</p> <p>対象となる児童全員が当事業を利用することで、18 歳到達以降も継続的に療育指導を受けることが可能となります。</p>

(2) 子育て支援の充実

- 医療的ケアが必要な子どもの在宅生活や家族等への支援を行います。
- また、障害等のある子どもに放課後等の生活や遊びの場所を提供し、子育て支援の充実を図ります。

① 千代田区重症心身障害児等在宅レスパイト事業【重点事業】

<児童・家庭支援センター>

事業内容	今後の取組の方向性
在宅で生活する18歳未満の重症心身障害児や医療的ケアを必要とする児童等の居宅に、1日4時間・年間24回を限度に看護師又は准看護師を派遣し、食事及び排せつの介助などを含む見守り看護及び医療的ケアを行うことで、子どもの健康の保持と家族の介護負担の軽減を図ります。	保健所や訪問看護事業所等との連携、情報共有を行い、対象となる重症心身障害児や医療的ケアを必要とする児童の把握を行い、事業の周知に努め、子どもと家族の福祉の向上を目指します。

② 学童クラブ <西神田児童センター・各児童館・学童クラブ>

事業内容	今後の取組の方向性
区内に在住又は区立小学校に在学する小学生を対象に保護者の就労等の理由により、放課後の子どもの養育ができない場合に、遊びと生活の場を提供して児童の健全育成を図ります。 また、心身に障害を有する児童についても可能な限り受け入れを行い、健常児との集団活動を通じて福祉の向上を図ります。	令和3年4月に民間学童クラブ2クラブを新設予定です。

③ 障害児保育（居宅訪問型） <子ども支援課>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>障害や疾病等により集団保育が困難な児童(0歳～小学校就学前)の保護者が、病気や就労等により家庭で保育できない場合、自宅に保育者を派遣します。</p>	<p>保育を必要とする家庭に対して、今後も継続的な支援を行います。</p>

④ 障害児放課後居場所事業 <西神田児童センター>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>区内に在住する特別支援学校又は特別支援学級に通う中学生・高校生を対象に、安心して過ごすことのできる放課後の居場所を提供することにより、児童の健やかな成長・発達を促すことを目的とします。</p>	<p>今後も区内に在住する特別支援学校又は特別支援学級に通う中学生・高校生が安心して過ごせる居場所の提供をしていきます。</p> <p>区内に在住する特別支援学校又は特別支援学級に通う中学生・高校生が地域で安心して過ごせる居場所の提供に努めていきます。</p>

現状と課題

働くことは障害等の有無にかかわらず、生きがいや自己の実現、社会参加につながる大切な要素です。とりわけ障害等のある方の就労支援は経済的自立や社会的自立を実現するための重要な施策です。

計画策定のためのアンケート調査結果によると、児童においても将来利用したい施設として「就労支援施設」は最も高い割合となっており、就労や体験の場が必要とされています。

令和3（2021）年以降の法定雇用率は現行より高い水準となり、今後もさらに障害等のある方の雇用の促進が望まれています。

必要な就労支援としては、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」とあわせて「職場の理解」の割合が高くなっています。在宅勤務等も含めて障害の特性にあった働き方ができるよう、企業等への障害の理解促進や障害者雇用を支援する体制強化を進め、就労の定着を図ることが課題となっています。

また、障害等のある方が地域の様々な活動に積極的に参加することは、地域での充実した生活を送るために重要です。障害等のある方の居場所となり、余暇活動を楽しめる場を整備していくとともに、感染症予防における「新しい生活様式」を踏まえ、個々の障害等に応じた新たな社会参加の取組みが課題となっています。

(1) 雇用・就労の促進

- 障害等のある方の希望と適性に合った就労ができるよう実習環境の整備や、雇用の拡大を図るため、関係機関と連携し就労支援の充実を図ります。
- また、安心して働き続けられるよう、就職後の定着支援、相談支援なども行っていきます。

① 障害者就労支援センター <障害者福祉課>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>障害者雇用の拠点として、就労支援コーディネーター、生活支援コーディネーター、地域開拓促進コーディネーターを配置し、地域の労働・福祉・教育・医療などの関係分野や地域の社会資源とネットワークを形成し、障害者の就労を支援します。</p> <p>就労に関する相談や生活相談を実施するとともに、就労支援講座や地域交流会等を開催します。</p>	<p>障害者の就労支援について、障害者の自立と社会参加が促進されるよう的確な支援を継続して行います。</p>

② 障害者就労支援施設（ジョブ・サポート・プラザ ちよだ）<障害者福祉課>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>障害者に対し生産活動その他の活動機会を提供するため、障害者総合支援法に基づく以下のサービスを実施します。</p> <ul style="list-style-type: none">①就労移行支援②就労継続支援B型③生活介護	<p>利用者の重度化及び高齢化が進む実態を鑑み、就労移行の機能は残しつつも、利用者がより社会参画と福祉的就労の継続ができる機会を提供します。</p>

③ 精神障害者就労継続支援施設の運営補助【独自事業】 <障害者福祉課>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>区内で精神障害者就労継続支援B型事業所を運営する法人に運営に関する経費を助成します。</p>	<p>事業の安定的な実施に向けて、助成基準の見直しを検討します。</p>

④ 就労支援の促進・補助金及び交付金・環境整備助成金 <障害者福祉課>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>身体・知的・精神障害者を雇用し、又は身体・知的・精神・発達障害者等の就労実習受入を行う事業主及び就労実習を受ける障害者等を援助します。</p> <p>また、障害者が働きやすい職場環境を整えるため、障害者の実習受入事業所や雇用主に対して、工事や補助具の整備にかかる費用を助成します。</p>	<p>障害者就労支援センターと連携しながら障害者の自立と社会参加が促進されるよう継続して支援を行います。</p>

(2) 余暇活動・社会参加の促進

- 障害等のある方が安心できる居場所や活動を通してコミュニケーションを図ることができる場所を提供していきます。
- また、新規利用者が利用したいと思えるような内容を検討していきます。
- 物品販売やイベント等を行い、障害等のあるなしに関わらず交流する機会をつくることで、障害への理解促進を図ります。

① 千代田区立障害者福祉センター えみふる <障害者福祉課>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>社会参加を目的とした講習会の開催や高次脳機能障害で病院におけるリハビリ後の方を対象とした地域生活リハビリ事業、バスハイク等の各種行事、公開講座等を行います。</p> <p>日中一時支援事業として知的や身体に障害のある方を対象に、余暇時間を楽しく過ごせるようダンスやゲーム等のレクリエーションを行う「スマイルちよだ」や障害児向け「タイムケア」を実施します。</p> <p>精神障害者が様々なプログラムを通して一日の生活リズムをつくり、コミュニケーションの練習を行うことなどにより働く準備を進めます。</p> <p>障害等のある方及び関係者を中心に、主体的な活動への支援として当事者団体、ボランティア団体に会場や音楽室の貸し出しを行います。</p>	<p>スマイルちよだについては、日中通所している方にも好評を得ているため、スマイルちよだ事業を中心に余暇活動の充実を検討します。</p> <p>また障害児向け「タイムケア」は学校がない土日や長期休暇時に受け入れ、プログラムを行います。これにより18歳以降の利用者像を把握します。</p> <p>これまで利用している方の意向を確認しつつ、様々な年齢や障害等のある方が広く利用できる施設を目指します。</p>

② 障害者よろず相談MOFCA <障害者福祉課>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>外出の機会の創出や日常の不安感の解消のため、障害者等が日常的に自由に使える場を運営します。</p> <p>また、公開講座や障害者等と区民が交流できるイベントを開催します。</p>	<p>障害者の日常的な居場所として継続的に事業を実施します。</p> <p>居場所利用やイベント参加者の区民利用率を向上させます。</p>

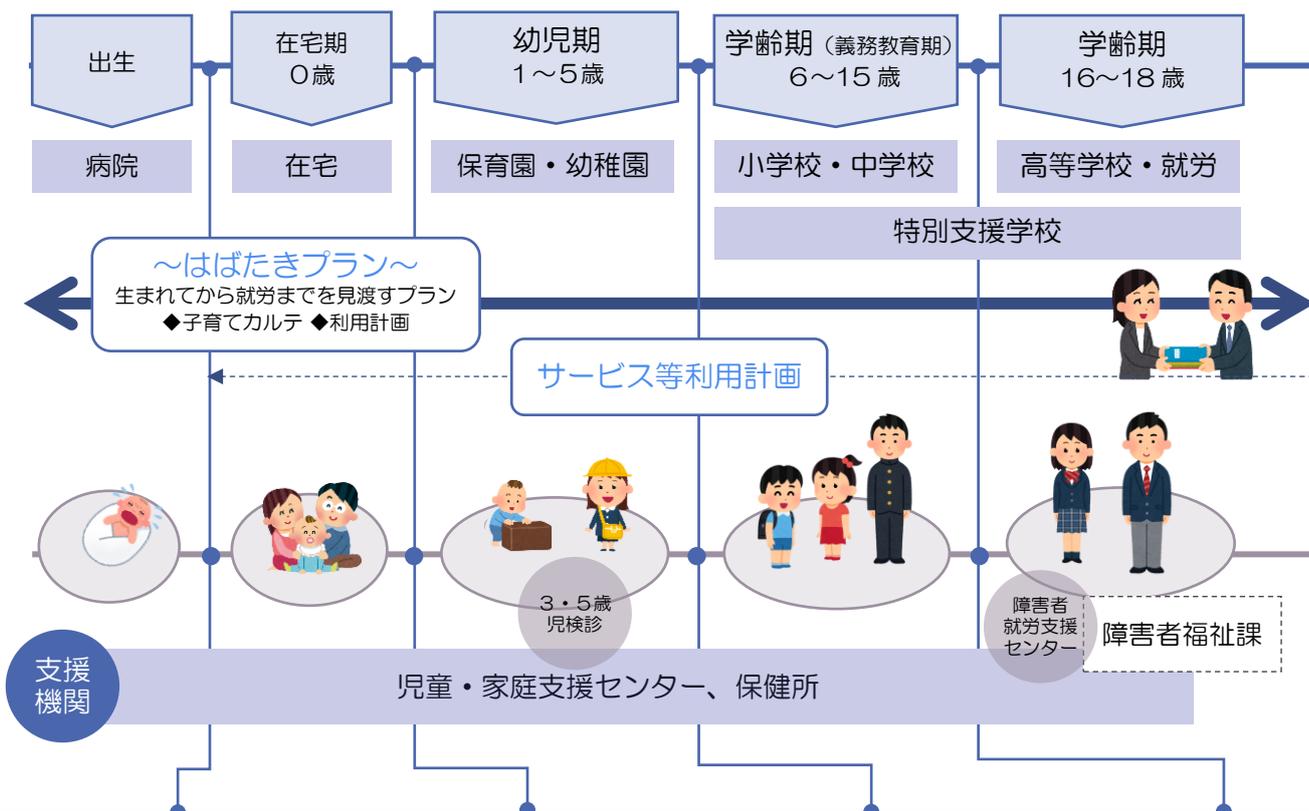
③ 精神障害者デイケア（チェリーブLOSSAMの会） <健康推進課>

事業内容	今後の取組の方向性
<p>「心の支え」及び「憩いの場」をつくり、精神障害者の自立へ向けた生活指導及び訓練を行い、社会復帰を目指します。</p> <p>対象は区内在住の精神障害者で、集団活動を通じて精神保健相談員・グループワーカー・保健師・医師による訓練を年間 36 回実施します。</p>	<p>在宅療養や就労などの課題をスタッフが一緒に考え、また、参加者同士の活動による自助力を養うことで地域での安定した生活を目指し、継続して実施します。</p>

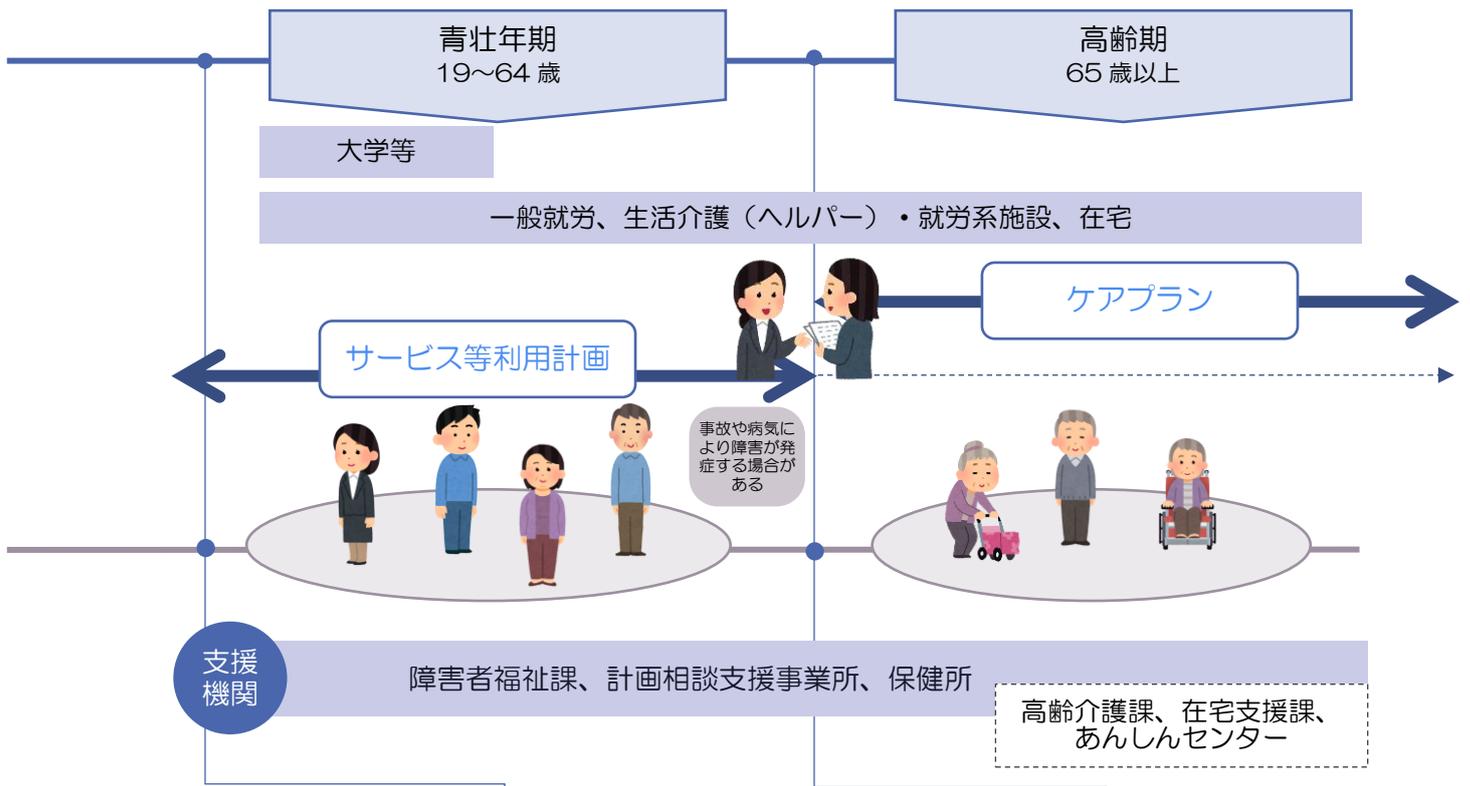
■コラム ～地域の中でともに生きる～ -----



■コラム ライフステージに応じた切れ目のない支援に向けて～



課題	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 出生後より、病院で入院治療を続ける乳幼児が、地域での在宅生活に移行するには、医療・保健・福祉の各関係機関が連携し、在宅生活で必要となる看護や福祉の支援体制を検討する必要があります。 ✓ 病院、保健所、児童・家庭支援センター間で情報共有を行い、在宅生活に向けた調整会議や居宅訪問を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 幼稚園や小学校への就園・就学や、児童発達支援から放課後等デイサービスへのサービスの切り替えがあるこの時期は、短期間に子どもの生活環境が大きく変化します。 ✓ これまで受けてきた支援情報を、次の機関へ円滑に引き継ぐことが大切になります。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 学齢期は、小・中学校等の教育機関と療育や相談等の福祉機関が連携を図ることが大切です。 ✓ また、中学校への進学については、就学相談により就学先や特別支援教育の継続を検討します。 ✓ 学校卒業後の進路へとつながるこの時期は、青年期以降の継続的な支援を考慮して、各サービスや相談機関が、児童とのつながりを保つことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 障害児通所支援サービスが18歳で終わることから、必要に応じて障害福祉サービスの利用につなげます。 ✓ これまでの支援やサービスの情報については保護者に確認の上、障害者福祉課へと引継ぎます。 ✓ 18歳まで作成した「はばたきプラン」は、保護者と情報の引継ぎ先について検討します。
つなぎの支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 関係機関による連携会議 ◆ 障害児相談支援（利用計画） ◆ ちよまま面談、乳幼児健診 ◆ 訪問看護サービス ◆ （都）在宅重症心身障害児訪問事業 ◆ 重症心身障害児等在宅レスパイト事業 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 就園相談・就学相談【就園（学）支援ファイル】 ◆ 就園（学）支援シート ◆ 各療育機関による引継ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 就学相談（中学校就学）【就学支援ファイル】 ◆ 関係機関によるケース会議 ◆ 中学校における進路相談 ◆ 障害児相談支援 ◆ 教育相談等の相談機関 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障害児通所給付事業助成 ◆ 障害者サービスの利用案内 ◆ 計画相談事業所の紹介 ◆ 障害者就労支援センターの紹介 ◆ 児童・家庭支援センターから障害者福祉課への引継ぎ ◆ 特別支援学校（就労実習）
連携が必要な機関・人	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 医療機関 ◆ 保健所（保健師） ◆ 児童・家庭支援センター ◆ 障害者福祉課 ◆ 障害児相談支援事業所 ◆ 訪問看護事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 医療機関、保健所 ◆ 児童・家庭支援センター ◆ 区教育委員会（学務課） ◆ 都教育委員会 ◆ 児童発達支援事業所 ◆ 保育園、幼稚園、こども園 ◆ 小学校 ◆ 学童クラブ 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 小学校、中学校、高等学校 ◆ 児童・家庭支援センター ◆ 障害者福祉課 ◆ 区教育委員会（学務課） ◆ 障害児相談支援事業所 ◆ 放課後等デイサービス事業所 ◆ 障害者福祉センター（えみふる） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 児童・家庭支援センター ◆ 障害者福祉課 ◆ 計画相談事業所 ◆ 放課後等デイサービス ◆ 障害者就労支援センター ◆ 障害者福祉センター（えみふる） ◆ 障害者よらず相談（モフカ） ◆ （都）発達障害者支援
	<ul style="list-style-type: none"> * 医療的ケア児支援コーディネーター * 障害児相談支援員 	<ul style="list-style-type: none"> * 障害児相談支援員 	<ul style="list-style-type: none"> * 特別支援コーディネーター（学校） 	<ul style="list-style-type: none"> * 相談支援専門員



課題	<ul style="list-style-type: none"> ✓大学の卒業にあたり就職活動等で発達障害等が発見される場合があります。 ✓保健所や障害者就労支援センターと連携し、適切なサービス利用に繋ぐことが大切です。 ✓子育て中の方への支援については、保健所及び児童・家庭支援センターと支援体制を検討する必要があります。 ✓また、高齢の介護者と同居している方については、将来を見据えた支援体制の検討が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓65歳に到達すると高齢者サービスが利用できるため、サービスの移行が必要となります。 ✓介護保険サービスを利用すると計画相談支援からケアプランとなり、相談員が変更となるため、余裕を持った引継ぎが必要です。 ✓介護保険にないサービスや、支給量が不足する場合は、障害福祉サービスで補うことがあります。
つなぎの支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害者就労支援センターによる相談等 ◆相談支援専門員による包括的で効果的なサービス等利用計画の作成 ◆日常生活自立支援事業 ◆成年後見制度利用支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ◆相談支援専門員（計画相談支援）から介護支援専門員（ケアマネジャー）への引継ぎ ◆日常生活自立支援事業 ◆成年後見制度利用支援事業
連携が必要な機関・人	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害者福祉課 ◆計画相談事業所 ◆障害者就労支援センター ◆障害者福祉センター（えみふる） ◆障害者よろず相談（モフカ） ◆社会福祉協議会 ◆児童・家庭支援センター ◆各サービス事業所 <p>* 相談支援専門員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆高齢介護課 ◆在宅支援課 ◆かがやき相談センター・あんしんセンター（麴町・神田） ◆障害者福祉課 ◆障害者福祉センター（えみふる） ◆障害者よろず相談（モフカ） ◆社会福祉協議会 ◆計画相談事業所 ◆各サービス事業所 <p>* 相談支援専門員 * 介護支援専門員（ケアマネジャー）</p>

第4章 第6期障害福祉計画

1 成果目標の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行

■国が示す基本的な考え方

- 地域移行者数は令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 施設入所者数は令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

■千代田区の成果目標

本区の施設入所者数は令和元年度末で28人であり、このうち、平成28年度から令和2年度末（見込）までに地域移行した方は1人です。施設入所サービスを利用している方のほとんどが高齢化及び重度化が顕著であることから地域移行が難しい状況であり、目標数値の達成は厳しいと想定されます。

そのため、第6期の地域生活移行者数の目標設定にあたっては、本区の実績や実情を踏まえて、国が基本的な考え方として示す「令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上」ではなく、「3%以上」とします。

また、施設入所者数削減の目標設定にあたっては、地域生活移行者数の目標設定と合わせて、「3%以上」と設定します。

項目	数値	備考
【基準値】 施設入所者数（A）	28人	令和元年度末時点の入所者数
【目標値】 地域移行者数（B）	1人	令和5年度末時点で入所施設からグループホーム等への地域移行した者の見込数
	3%	移行割合（B/A）※国の考え：6%以上移行
【目標値】 削減目標数（C）	1人	令和5年度末時点での削減見込者数
	3%	削減割合（C/A）※国の考え：1.6%以上削減

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

■国が示す基本的な考え方

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場の圏域ごとの設置については、第5期障害福祉計画期間中にほぼ全圏域で設置される見込みであることから、今後は協議の場の活性化に向けた取組みが必要。市町村ごとの協議の場の設置については、引き続き設置に向けた取組みを推進していくことが必要である。

■千代田区の成果目標

精神障害のある方が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制である地域包括支援ケアシステムの構築をめざします。

構築にあたっては、前期計画より引き続き、保健・医療・福祉関係者・関係団体等で構成する会議体である「障害者支援協議会」の活性化に向けて取り組んでいくとともに、精神障害により対応した協議の場の設置について推進していきます。

(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実

■国が示す基本的な考え方

○ 地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

■千代田区の成果目標

第4期では、障害者福祉センター「えみふる」の相談拠点機能を強化し、地域生活支援拠点の整備を図ることとしていましたが、整備はできませんでした。

そのため、平成30年度に事業を開始した「障害者よろず総合相談」(MOFCAモフカ)との役割分担を平成31年度から障害者支援協議会相談支援部会で議論してきました。令和4年度にコーディネーターを設置し、令和5年度までに、地域生活支援拠点等に必要とされる5つの機能を複数の機関で分担する面的な整備に取り組みます。

5つの機能が横断的に連動して障害等のある方を支援することで、障害等があっても安心して暮らし続けられる地域の体制を構築します。

【5つの必要な機能】

①相談	障害者福祉センターえみふると障害者よろず総合相談モフカの2か所で、地域での相談機能を充実するとともに地域生活支援拠点等体制の中心とします。
②緊急時の受け入れ・対応	障害者福祉センター「えみふる」等での受け入れをスムーズにします。
③体験の機会・場	グループホームや就労継続支援施設、日中活動サービスを整備します。
④専門的人材の確保・養成	基幹相談支援センター等への専門員の配置や民間事業所の人材確保・養成を支援します。
⑤地域の体制づくり	障害者支援協議会を中心に、地域の障害者団体、事業所等と連携しネットワークを構築します。

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備	令和5年度末までに、各圏域に2つ ※国の考え：各圏域に1つ以上
地域生活支援拠点等機能の充実	令和5年度末までに、年3回以上運用状況を検証、検討 ※国の考え：年1回以上

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

■国が示す基本的な考え方

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。
- そのうち、就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、引き続き現状の利用者数を確保するとともに、移行率の上昇を見込み、令和5年度までに、令和元年度実績の1.30倍以上の移行実績を達成することを基本とする。
- また、就労継続支援A型及び就労継続支援B型については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることから、その事業目的に照らし、それぞれ、令和5年度までに、令和元年度実績の概ね1.26倍以上※1、1.23倍以上※2を目指すこととする。(新規)
- 就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。(新規)
- また、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、令和5年度末時点で就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。(新規)

※1就労継続支援A型については、移行率が着実に上昇していくと見込み設定。

※2就労継続支援B型については、移行率は現状を維持するとともに、利用者が着実に増加していくと見込み設定。

■千代田区の成果目標

本区では、就労移行支援事業所数について増加傾向にありますが、就労移行支援利用者数は減少傾向にあります。

そのため、第5期から障害者就労支援センター機能を拡充し、障害者就労支援センターのジョブコーチと就労継続支援 B 型及び就労移行支援サービス事業所の連携に取り組むことで、福祉的就労から一般就労への移行を推進しています。

引き続き区内の関係事業者と連携を図りながら、潜在している就労支援事業の対象となる方の実態を把握して、サービス利用へ繋げるための支援方法等について検討を行います。

項目	数値	備考
【基準値】 令和元年度 福祉施設から一般就労への移行者数 (A)	6人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 令和5年度 福祉施設から一般就労への移行者数 (B)	9人	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
	1.5倍	増加割合 (B/A) ※国の考え：1.27倍以上
【基準値】 令和元年度 就労移行支援就労移行の実績 (C)	4人	令和元年度の就労移行支援就労移行実績
【目標値】 令和5年度末 就労移行支援就労移行の実績 (D)	6人	令和5年度末の就労移行支援就労移行実績
	1.5倍	増加割合 (D/C) ※国の考え：1.30倍以上
【基準値】 令和元年度 就労継続支援A型就労移行の実績 (E)	0人	令和元年度の就労継続支援A型就労移行実績
【目標値】 令和5年度 就労継続支援A型就労移行の実績 (F)	1人	令和5年度の就労継続支援A型就労移行実績
	-	増加割合 (F/E) ※国の考え：1.26倍以上
【基準値】 令和元年度 就労継続支援B型就労移行の実績 (G)	1人	令和元年度の就労継続支援B型就労移行実績
【目標値】 令和5年度 就労継続支援B型就労移行の実績 (H)	2人	令和5年度の就労継続支援B型就労移行実績
	2倍	増加割合 (H/G) ※国の考え：1.23倍以上
【目標値】 就労定着支援事業の利用者数 (I)	6人	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者
	7.5割	割合 (I/B) ※国の考え：7割以上が利用
【基準値】 令和5年度就労定着支援事業所数 (J)	12事業所	令和5年度末の就労定着支援事業所数
【目標値】 就労定着率8割以上の事業所数 (K)	9事業所	令和5年度末時点で就労定着率が8割以上の事業所数
	7.5割	割合 (K/J) ※国の考え：7割以上

(5) 相談支援体制の充実・強化等

■国が示す基本的な考え方

- 令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組みの実施体制を確保する。(新規)

■千代田区の成果目標

令和2年度から千代田区立障害者福祉センターえみふるを中心に(仮称)相談支援連絡会を実施しています。区内事業者間での話し合いから区民のニーズを吟味し、区に対して政策提言をする体制を強化していきます。

また、障害特性や生活状況に応じて相談支援事業所が選択できるよう、区内の特定相談支援事業所及び一般相談支援事業所を充実させるとともに、適切なサービス等利用計画の作成を推進します。

項目	目標
相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保	令和4年度末時点までに実施体制の確保

(6) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

■国が示す基本的な考え方

- 令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築する(新規)

■千代田区の成果目標

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。そのため、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握・検証し、障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制構築を進めます。

項目	目標
サービスの質の向上を図るための体制構築	令和5年度末時点までに体制の構築

2 サービスの見込量及びサービス確保のための計画事業-----

(1) 訪問系サービス

障害等のある方の在宅生活を支える訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の充実を図り、必要な訪問系サービスを保障するための取組みに努めます。

事業項目	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害者に、外出先で代筆、代読、移動、排せつ、食事等の支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【見込量の考え方】

- 現にサービスを利用している方の数、障害等のある方のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害のある方のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる方の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数の見込みを設定しています。
- 一人当たり利用量は、令和元年度の実績値で算出しています。

【計画期間の見込量（一月あたり）】

事業名	単位	実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人	61	70				
	時間	1,085	1,148				
重度訪問介護	人	9	8				
	時間	4,994	4,252				
同行援護	人	12	12				
	時間	224	302				
行動援護	人	6	7				
	時間	170	224				
重度障害者等 包括支援	人	0	0				
	時間	0	0				
合計	人	88	118				
	時間	6,473	5,926				

【確保の方策】

事業項目	事業内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	区内には、居宅介護事業所は、現在●事業所あります。サービス提供体制の充実のために、事業者の参入促進及び人材育成に取り組んでいきます。
重度訪問介護	区内には、重度訪問介護事業所は、現在●事業所所あります。サービス提供体制の充実のために、事業者の参入促進及び人材育成に取り組んでいきます。
同行援護	区内には、同行援護事業所は、現在●事業所あります。サービス提供体制の充実のために、事業者の参入促進及び人材育成に取り組んでいきます。
行動援護	区内には、行動援護事業所は、現在●事業所ありますが、行動援護への対応には一定のスキルが必要であり対応できる人材が不足しています。関係機関と連携して対応できる事業所や人材の育成を図っていきます。
重度障害者等 包括支援	区内には、重度障害者等包括支援事業所は、現在、開設されていません。この事業に対応できる事業者・人材が少ないため、関係機関と連携して重度障害者等包括支援に対応できる事業所や人材の育成を図っていきます。

(2) 日中活動系サービス

障害等のある方の希望により日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所）を保障するための取組みに努めます。

事業名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	雇用型の就労や生産活動の機会の提供を行います。
就労継続支援 (B型)	就労や生産活動の機会の提供を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障害者について、企業への就労が定着できるように、企業・自宅等への訪問等によって課題状況を把握し、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をします。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【見込量の考え方】

- 現にサービスを利用している方の数、障害等のある方のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害のある方のうち地域生活への移行後に利用が見込まれる者の数を勘案して、利用者数の見込みを設定しています。
- 就労移行支援については、福祉的就労から一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援の対象と見込まれる方の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数の見込みを設定しています。
- 就労継続支援B型については、平成30年度に20人定員の事業所を整備予定のため、その利用者数を見込んでいます。
- 平成30年度から導入される就労定着支援については、サービス提供体制の確保が必要なことを勘案し、利用者数の見込みを設定しています。
- 一人当たり利用量は、令和元年度の実績値で算出しています。

【計画期間の見込量（一月あたり）】

事業名	単位	実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日分	1,068	1,099				
	人	54	53				
自立訓練 (機能訓練)	人日分	20	21				
	人	1	1				
自立訓練 (生活訓練)	人日分	50	40				
	人	3	3				
就労移行支援	人日分	211	175				
	人	13	11				
就労継続支援 (A型)	人日分	20	20				
	人	1	1				
就労継続支援 (B型)	人日分	631	676				
	人	38	41				
就労定着支援	人	4	4				
療養介護	人	2	2				
短期 入所	福祉型	人日分	92	107			
		人	18	18			
	医療型	人日分	7	4			
		人	2	1			

【確保の方策】

事業名		事業内容
生活介護		区内では、現在、障害者福祉センター「えみふる」と障害者就労支援施設（ジョブ・サポート・プラザちよだ）の2か所で生活介護を実施しています。利用者の状況を確認しながら適切なサービス提供を行います。
自立訓練 （機能訓練）		区内には、現在、身体障害のある方に対する自立訓練（機能訓練）を実施する事業所は、ありません。必要に応じて、近隣区の事業所と連携しながら、支援に努めます。
自立訓練 （生活訓練）		区内には、現在、精神障害のある方や発達障害のある方に対する自立訓練（生活訓練）を実施する事業所は、ありません。近隣区に設定されている事業所と連携しながら、支援に努めます。
就労移行支援		区内で就労移行支援を実施する事業所は、現在、区立障害者就労支援施設（ジョブ・サポート・プラザちよだ）を含め14事業所あります。障害者就労支援センター事業との連携を強化しながら、一般就労に向けた支援に努めます。
就労継続支援 （A型）		区内で就労継続支援（A型）を実施する事業所は、現在、1事業所です。近隣区に設定されている事業所と連携するなど、必要に応じた支援に努めます。
就労継続支援 （B型）		区内で就労継続支援（B型）を実施する事業所は、現在、区立障害者就労支援施設（ジョブ・サポート・プラザちよだ）を含めて2事業所です。平成30年度には不足している精神障害のある方を対象とした就労継続支援施設を整備し、精神障害のある方の自立生活を支援していきます。
就労定着支援		平成30年度からのサービス創設を受け、区内就労移行支援事業所へ情報提供を行い、サービス提供を推進します。
療養介護		区内には、療養介護を実施する事業所は、現在ありませんが、都内で療養介護に対応できる施設は13施設あります。必要に応じて、近隣区に設定されている事業所と連携しながら、支援に努めます。
短期入所	福祉型	区内で、短期入所（福祉型）を実施する事業所は、現在、障害者福祉センター「えみふる」のみです。平成30年度は「えみふる」の短期入所利用者を18歳以上から高校生以上（年齢相当）に拡大し、支援ニーズに応えます。また、整備予定の精神障害のある方対象のグループホームを活用したショートステイの拡充を図ります。
	医療型	区内には、短期入所（医療型）を実施する事業所は、現在ありませんが、近隣区で設置されている短期入所（医療型）と連携し、支援に努めます。

(3) 居住・入所サービス、地域生活支援拠点等

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助）の充実を図ります。

事業項目	事業内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者が地域で一人暮らしをする場合、定期的な巡回訪問や電話・メール等によって生活状況を確認し、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助などを行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【見込量の考え方】

- 平成 30 年度から導入される自立生活援助については、サービス提供体制の確保が必要なることを勘案し、利用者数の見込みを設定しています。
- 共同生活援助については、現に利用している方の数、障害等のある方のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害のある方のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる方の数、一人暮らしや家庭から入所する方の数、グループホームから退所する方の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定しています。なお、平成 30 年度に整備予定の精神障害のある方が対象のグループホーム（定員 12 名）の利用者数の見込みを含めています。
- 施設入所支援については、平成 28 年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、在宅での対応が困難と判断される人数を勘案し、利用者数の見込みを設定しています。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人	0	0				
共同生活援助 (グループホーム)	人	37	42				
施設入所支援	人	29	28				
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討	回数 (年間)	0	3	3	3	3	3

【確保の方策】

事業項目	事業内容
自立生活援助	平成30年度からのサービス創設を受け、区内事業所等へ情報提供を行い、サービス提供を推進します。
共同生活援助 (グループホーム)	区内には、現在、グループホームは、障害者福祉センター「えみふる」を含め2事業所あります。平成30年度には精神障害のある方を対象とした通過型グループホームを整備し、精神障害のある方の地域での生活を支援します。
施設入所支援	区内には、現在、入所施設はありません。真に入所施設の利用が必要な方には現在利用中の入所施設等により対応します。
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討	«令和2年度 相談支援部会で検討中。全3回予定。方向性の確認と実施方法について確認中。»

(4) 相談支援

障害福祉サービスを利用するすべての障害等のある方が、サービスの支給決定に先立ち、サービス等利用計画を必ず作成するようにするため、計画相談支援事業者の確保と周知徹底に努めていきます。

事業項目	事業内容
計画相談支援	<ul style="list-style-type: none">■サービス利用支援 利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成を行います。■継続サービス利用支援 サービス等利用計画が適正であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直し、変更等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に対して、居住の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等の状況で生活する障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等において相談等の支援を行います。

【見込量の考え方】

- 計画相談支援は、現に利用している方の数、障害等のある方のニーズ、入院中の精神障害のある方のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる方の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定しています。
- 地域移行支援については、障害等のある方のニーズ、入院中の精神障害のある方のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる方の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定しています。
- 地域定着支援については、単身世帯である障害等のある方の数、同居している家族による支援を受けられない障害等のある方の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害のある方のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる方の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定しています。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	32.75	40.16				
地域移行支援	人	0.75	1.16				
地域定着支援	人	0	0				
地域自立支援協議会	回	3	4	3	3	3	3
高齢者虐待防止との連携の取組							
高齢者・障害者虐待防止推進会議	回	1	1	1	1	1	1

【確保の方策】

事業項目	事業内容
計画相談支援	区内には、計画相談を提供する事業所は、現在、障害者福祉センター「えみふる」を含めて2事業所です。適切なアセスメントを行い、一人ひとりに応じた計画相談支援を実施するとともに、セルフプランから計画相談支援への移行を推進します。
地域移行支援	区内には、現在、地域移行支援事業を提供する事業所はありませんが、平成30年度に基幹相談支援センターを設置し、地域移行支援に取り組めます。
地域定着支援	区内には、現在、地域定着支援事業を提供する事業所はありませんが、平成30年度に基幹相談支援センターを設置し、関係機関と連携しながら地域定着支援に取り組めます。
地域自立支援協議会	本区の相談支援の現状や困難事例等について地域自立支援協議会の機能を持つ障害者支援協議会で協議し、地域における相談支援を推進していきます。
高齢者虐待防止との連携の取組	高齢者虐待防止担当部署と連携して、虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待防止を推進していきます。必要に応じて関係機関を招集したネットワークケース会議を開催し、虐待通報・相談等に適切かつ継続的に対応します。令和2年度より24時間365日、通報が可能となりました。

(5) 地域生活支援事業

障害等のある方が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて、柔軟に地域生活の支援を効果的・効率的に行っていきます。

事業項目	事業内容
理解促進研修・啓発事業	障害者が直面する「社会的障壁」を除去するために、障害者への理解を深めるための普及啓発を行います。
自発的活動支援事業	障害者、家族、ボランティア等による自発的な取組みのために活動場所を提供します。
相談支援事業	障害者、家族等に対する相談対応、サービスの利用に関する支援、情報提供等を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用するための申立て費用等について、必要な方に補助をする事業です。
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、代読・代筆者派遣等により障害者とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るために、国の告示に定める要件を満たす6種類の用具を給付又は貸与します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に対して、円滑に外出できるよう移動を支援します。
地域活動支援センター	創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。
日中一時支援	就労継続支援事業所等の終了後、余暇活動を行うサービスです。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 障害者等日中ショート 一時的に見守り等の支援が必要な方の日中利用のサービスです。家族のレスパイトも目的です。 ■ 障害児等タイムケア 小中高生等の障害のある子ども等を対象とした放課後や夏休み等、長期休業時の日中活動の場を提供するサービスです。家族のレスパイトも目的です。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業							
障害者相談支援事業	箇所	2	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター	設置有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	有
成年後見制度利用支援事業	件	1	0				
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無				
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	188	334				
手話通訳者設置事業	人	0	0				
日常生活用具							
介護・訓練支援用具	件	2	5				
自立生活支援用具		1	6				
在宅療養等支援用具		8	9				
情報・意思疎通支援用具		6	10				
排せつ管理支援用具		595	691				
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		1	3				
手話奉仕員養成研修事業	人	34	43				
移動支援事業	人	53	56				
	延時間	8,258	9,088				
地域活動支援センター	人	9,109	9,960				
言語等コミュニケーションの円滑化に向けた取組	実施有無	有	有	有	有	有	有
日中一時支援	実施有無	有	有				

【確保の方策】

事業項目	事業内容
理解促進研修・啓発事業	区内の障害者団体やサービス事業所等と連携して、障害等のある方が作成した作品展や区内福祉施設のPR等を実施していきます。また、パラリンピック競技等障害者スポーツを通じ、障害等のある方とない方が交流できる場を設定します。
自発的活動支援事業	社会福祉協議会の「地域福祉活動等支援助成金」を活用し、ボランティア団体等の活動支援を引き続き実施します。
相談支援事業	
障害者相談支援事業	区内には、障害者相談支援事業を提供する事業所は、現在、障害者福祉センター「えみふる」1か所のみです。平成30年度に基幹相談支援センターを設置し、「えみふる」と連携しながら、相談支援事業を提供していきます。
基幹相談支援センター	総合相談や専門相談に対応できる人材を配置し、権利擁護や地域の支援ネットワークの中心となる基幹相談支援センターを平成30年度に設置します。
基幹相談支援センター等機能強化事業	平成30年度に設置する基幹相談支援センターに社会福祉士や精神保健福祉士等の専門職を配置していきます。
住宅入居等支援事業	平成29年度現在、住宅入居等支援事業の実績はありませんが、平成30年度に設置する基幹相談支援センターと連携し、必要な支援を提供していきます。
成年後見制度利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度の利用困難な方の把握に努め、事業を周知していきます。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度の利用にあたって、支援が必要な方の把握に努めるとともに、成年後見制度と本事業を周知していきます。
意思疎通支援事業	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	区と契約を締結している手話通訳者・要約筆記者派遣事業の提供事業所は現在、2事業所あります。引き続き、必要な方が必要な時に利用できるよう努めていきます。
手話通訳者設置事業	区役所内の総合窓口には配置されている手話通訳者を活用していきます。
日常生活用具給付等事業	適切な給付のため、引き続き、情報共有も含めた事業者との連携を図っていきます。
手話奉仕員養成研修事業	障害者福祉センター「えみふる」で実施している中級手話講座を活用し、手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	引き続き、必要な方が必要な時に適切に利用できるよう努めていきます。また、ガイドヘルパーを派遣する事業所に対して、事業者連絡会等を活用して情報提供や活動支援を実施します。

事業項目	事業内容
地域活動支援センター	区内には、現在、地域活動支援センターは障害者福祉センター「えみふる」の1か所です。第5期は「えみふる」の機能を見直し、幅広い年齢層のニーズを把握して活動を展開するとともに、地域に開かれた活動を行っていきます。
言語等コミュニケーションの円滑化に向けた取組	「千代田区障害者の意思疎通に関する条例」の趣旨普及を図るとともに、手話等を含めた言語に対する普及啓発を行います。また、言語等を使用しやすい環境整備を推進します。
日中一時支援	<p>障害者福祉センター「えみふる」では、平成29年度から試行的に日中一時支援を行っていますが、18歳未満の利用者は対象外であること、休日の居場所確保や外出・余暇支援へのニーズが高まっていることから、送迎付きの日中一時支援の実施が求められています。そのため、「えみふる」の日中一時支援を週3回に拡充するとともに、新たな日中一時支援事業を委託により実施します。</p> <p>■「えみふる」の日中一時支援 主に知的障害のある方を対象に、週3回、生活介護や通所サービス終了後、ダンス等の運動やゲームなどの余暇活動を行います。</p> <p>■タイムケア（平成32年度までに実施予定） 障害等のある小・中・高校生が放課後や休日に過ごす場所を提供する事業です。土曜日や長期休暇も事業を実施し、送迎も行うことで障害児の保護者のニーズに応えていきます。障害児の家族が子どもを預けることで一時的な休息がとれるレスパイトも目的です。</p> <p>■日中ショート（平成32年度までに実施予定） 18歳以上の知的障害のある方等を対象に、就労継続支援事業所終了後や休日等に活動できる居場所を提供する事業です。タイムケアと同様に、家族が一時的な休息がとれるレスパイトも目的です。</p>

(6) 自立支援医療・補装具費の支給

「障害者総合支援法」に規定されている自立支援医療とは、これまでの児童福祉法に基づく育成医療、身体障害者福祉法に基づく更生医療、精神保健福祉法に基づく精神通院医療の3つの制度を平成18年に統合したものです。

自立支援医療は、障害のある方が心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

所得に応じ、月ごとに負担上限額が設定されています。ただし、この負担上限額がひと月あたりの医療費の1割を超える場合は、自己負担は1割となります。なお、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる方にも、ひと月あたりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策があります。

また、障害のある方の身体機能を補完、また代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるものに関して、補装具費を支給します。

事業項目	事業内容
自立支援医療	更生医療：障害の程度を軽くしたり、取り除いたりする医療費を給付します。 育成医療：生活能力を得るために必要な医療費を給付します。 精神通院医療：精神疾患に対する通院医療費を給付します。
補装具費の給付	義肢や車いす等の購入に際し、補装具費（購入費、修理費）の支給をします。

【計画期間の見込量（一月あたり）】

事業名	単位	実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補装具費	給付件数	39	33				
	修理件数	28	30				

(7) 福祉的就労から一般就労への移行等を推進するための取組

① 千代田区障害者就労支援センター事業

就労を希望する区内在住の障害等のある方に、個々の適性に合ったきめ細かな就労支援を行います。また、障害者就労支援センターのジョブコーチと障害者就労支援施設（ジョブ・サポート・プラザちよだ）等就労継続支援B型サービスとの連携に取り組むことで、福祉的就労から一般就労への移行を推進するとともに、企業等における雇用の場を拡大します。

また、障害者就労支援センター機能を拡充し、ハローワークや東京商工会議所千代田支部と連携して障害等のある方を雇用する企業の開拓を行います。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規就労人数	人	22	21	17	21	22	23

② 一般就労への理解促進

障害等のある方が就労への理解を深めるため、事業所に一定期間、障害等のある方を派遣して就業を体験する実習の場の確保が必要です。区内の事業所等に対して、障害等のある方が個々に持つ力量を紹介することにより、障害等のある方の一般就労を促進していきます。

そのため、地域交流会（講演会）や季刊紙の発行による啓発活動を行うとともに、障害者雇用の成功事例を紹介し、障害者雇用を推進します。

また、千代田区障害者就労支援懇談会を開催し、ハローワークやしごとセンター、障害者雇用を推進する企業等と地域ネットワークを構築していきます。

③ 官公需に係る福祉施設の受注機会拡大

障害等のある方が就労により経済的な基盤を確立して自立した生活を送るためには、障害者雇用を推進するための仕組みを整えるとともに、障害等のある方が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することが重要です。そのため、物品及び役務の調達にあたって、優先的に障害者就労施設等から調達するよう努めていきます。

また、障害者優先調達推進法第9条の規定に基づき、優先調達方針を定め、障害者就労施設等からの調達を推進するために、毎年度目標金額を定めています。令和5年度は540万円を目標とします。

(8) 発達障害者等支援の一層の充実

発達障害者等の保護者や家族等が、障害の特性を正しく理解し、必要な知識や関わり方を身につけ、適切な対応ができるよう、子ども発達センター（さくらキッズ）と障害者よろず相談 MOFCA が連携し、発達障害者等及び保護者や家族等の支援体制の充実を図ります。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	10	20	30
ペアレントメンターの人数	人	1	2	3
ピアサポートの活動への参加人数	人	5	10	15

(9) 精神障害にも対応した地域包括システムの構築

【計画期間の見込量】

事業名	単位	実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	0	0	0			
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	0	0	0			
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	0	0	0			
精神障害者の地域移行支援の利用者数	人	1	2	2	2	2	2
精神障害者の地域定着支援の利用者数	人	0	0	2	2	2	2
精神障害者の共同生活援助の利用者数	人	18	20				
精神障害者の自立生活援助の利用者数	人	0	0	0	0	0	0

(10) 相談支援体制の充実・強化等

千代田区立障害者福祉センターえみふるを中心に区内相談支援事業者との勉強会や関係機関等との事例検討等を通じて地域の相談支援体制を強化していきます。また、千代田区立障害者福祉センターへの主任相談支援専門員の配置を目指すとともに、サービス等利用計画の質の向上を図る取組を検討していきます。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	実施有無	有	有	有	有	有	有
地域の相談支援体制の強化							
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	0	0	0			
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	0	0	0			
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	0	1	1			

(11) 障害福祉サービス等の質の向上

障害者総合支援法の具体的内容を理解するための研修参加や、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を検証し、事業者連絡会等において障害福祉サービス事業所と情報共有することで、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修や都道府県が区職員に対して実施する研修の参加人数	人	7	7	4	7	7	7
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の活用							
審査結果を事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	実施有無	無	無	無	無	無	有
審査結果の共有回数	回	0	0	0	0	0	1

第5章 第2期障害児福祉計画

1 成果目標の設定

■ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

第2期障害児福祉計画では、障害児通所支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とし、国が示す基本指針（資料編 P122 第2期障害児福祉計画にかかる国が示す基本的な考え方 参照）に基づき、地域における重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までの千代田区における成果目標を設定します。

■ 千代田区の成果目標

項目	目標
児童発達支援センター	令和●年度以降設置予定数● ※国の考え：令和5年度末までに、 少なくとも、1か所以上設置

- 現在本区では、障害や発達に課題のある児童への専門的な療育を行う「子ども発達センター」（以下、「さくらキッズ」という）を設置しています。さくらキッズは、障害等の早期発見、早期支援を目的に、子どもの障害や発達に気がかりや不安を抱える児童・保護者が利用できる子育て支援施設として、区民に親しまれています。
- 児童発達支援センターの設置については、利用登録者数が増加の一途をたどる、さくらキッズの事業拡大とあわせて検討をしていきます。

項目	目標
保育所等訪問支援	令和●年度以降整備予定数● ※国の考え：令和5年度末までに、保育所等訪問 支援を利用できる体制を構築する

- 現在、区内には民間事業者により保育所等訪問支援事業が1か所で実施されています。保育所等訪問支援は、訪問支援員が幼稚園や保育園、小学校等を訪問し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するために、引き続き、保育所等訪問支援を利用できる体制の整備を進めます。

項目	目標
重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所	平成31年度末時点での整備1 ※国の考え：令和5年度末までに、 少なくとも1か所以上確保する
重症心身障害児を支援する放課後等 デイサービス事業所	平成31年度末時点での整備1 ※国の考え：令和5年度末までに、 少なくとも1か所以上確保する

- 児童福祉法に基づく児童発達支援、放課後等デイサービスを行う併設型の通所支援施設において、重度・重症心身障害児及び医療的ケアを必要とする障害児の受け入れが行えるよう整備しています。前期計画に引き続き、療育だけでなく医療的ケアを行える看護師等を含む専門職員が配置、必要な設備や送迎等の機能への支援を行います。

項目	目標
医療ケア児支援のための関係機関の協議の場の 設置	令和4年度末までに設置 ※国の考え：令和5年度末までに設ける
医療ケア児支援のためのコーディネーターの配置	令和4年度末までに配置 ※国の考え：令和5年度末までに配置する

- 本区において医療的ケアを必要とする児童については、増加の傾向がみられます。在宅で生活する医療的ケア児の支援を推進するために、令和3年度より医療的ケア児の支援について関係者による支援検討を開始し、区内における医療的ケア児の実態調査を行い、「医療的ケア児支援のための協議の場」の設置及び「医療的ケア児支援のコーディネーター」の活用・配置を行います。

2 サービスの見込量及びサービス確保のための計画事業 -----

■ 障害児通所支援と障害児相談支援

障害等のある児童の健やかな育成を支援するため、児童及びその家族に対し、障害等の疑いがある段階から身近な地域で支援ができるように、専門的な発達支援を行う障害児通所支援や障害児相談支援の充実を図り、各サービスの見込み量及びその確保の方策について設定し、地域支援体制の構築を目指します。

事業名	事業内容
児童発達支援	障害のある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学している障害のある子ども等に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、保育所等に通う障害のある子ども等に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障害のある子ども等の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
医療型児童発達支援	障害のある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のほか、治療を行います。
障害児相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害児支援利用援助 障害児通所支援を利用する障害のある子ども等を対象に、サービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成を行います。 ■ 継続障害児支援利用援助 障害児支援利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案して見直しを行い、障害児支援利用計画の修正を行います。

【見込量の考え方】

- 現に利用している児童の数、平均的な一人当たりのサービス利用量、その他障害児等のニーズ、本計画の成果目標等を勘案して、利用者数の見込みを設定しています。
- 児童発達支援については、児童発達支援センターの設置にあわせて、成果目標の令和●年度までに1か所整備することを見込みました。
- 放課後等デイサービスについては、児童発達支援センターの設置にあわせて、成果目標の令和●年度までに1か所整備することを見込みました。
- 保育所等訪問支援については、児童発達支援センターの設置にあわせて、成果目標の令和●年度までに1か所整備することを見込みました。
- 居宅訪問型児童発達支援については、区が把握する対象児童の実人数を見込みました。
- 医療型児童発達支援については、現在利用する児童の実人数をもとに見込みました。
- 障害児相談支援については、現在利用する児童の実人数をもとに見込みました。
- コーディネーターの配置人数は、地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数を見込みました。

【計画期間の見込量（一月あたり）】

事業名	単位	実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日分	376	266				
	人	47	38				
放課後等デイサービス	人日分	810	646				
	人	65	76				
保育所等訪問支援	人日分	3	6				
	人	3	5				
居宅訪問型児童発達支援	人	0	1				
医療型児童発達支援	人日分	0	2				
	人	3	2				
障害児相談支援	人	4	4				
医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターの配置	人						

※（人日分）「月間の利用人数」×「一人あたりの平均利用日数」

【確保の方策】

事業名	事業内容
児童発達支援	現在区内には、区立の子ども発達センター（さくらキッズ）を1か所設置しており、障害や発達に課題のある児童に専門的療育を行っています。また民間による児童発達支援事業所について区内では数が少なく2か所運営されていますが、都内全体では数が増えており、療育の専門性や内容は多様化しています。そして利用者は療育内容や定員の問題等を鑑みて区内外の事業所を利用していますが、利用者数の増加に比べて区内の事業所の数が少ないことが課題としてあります。今後は児童発達支援センターの設置にあわせて、重度・重症心身障害児、医療的ケア児の利用も考慮した児童発達支援事業所を整備することを検討します。
放課後等デイサービス	現在区内では、民間による放課後等デイサービス事業所について数が少なく3か所運営されていますが、都内全体では数が増えており、療育の専門性や内容は多様化しています。また、利用者は療育内容や定員の問題等を鑑みて区内外の事業所を利用していますが、利用者数の増加に比べて区内の事業所の数が少ないことが課題としてあります。今後は児童発達支援センターの設置にあわせて、重度・重症心身障害児、医療的ケア児の利用も考慮した児童発達支援事業所を整備することを検討します。
保育所等訪問支援	重度・重症心身障害児、医療的ケア児、発達障害児が増えています。区内には、民間事業者による保育所等訪問支援を提供する事業所が1か所ありますが、本事業を利用している人は少ない現状にあります。今後は、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する上で、事業所の設置を検討します。
居宅訪問型児童発達支援	平成30年度から新たに位置づけられたサービスです。今後はサービス事業所との連携を図りながらサービスの充実に努めます。また重度・重症心身障害児のニーズに対応するため体制の整備を図ります。
医療型児童発達支援	現在区内には、医療型児童発達支援を提供する事業所はなく、利用者は区外の施設に通っています。区外まで通う利用者の負担を鑑みると本事業を区内に設置することが望まれます。医療と連携しながら運営される専門的な本事業を区内に設置することを前提とした協議を開始します。
障害児相談支援	現在区内には、障害児相談支援を提供する事業所は3か所あります。しかし、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・医療型児童発達支援）利用者のほとんどがセルフプランという形で保護者が計画案を作成しており、適切なサービス内容や量の調整に課題があります。今後は利用者数の更なる増加が見込まれるため、適切なサービスや量を提供できるように、障害児相談支援の体制整備に努めます。
医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターの配置	区内では、在宅で生活をする医療的ケアを必要とする児童が増加している傾向がみられます。医療的ケア児の支援には、様々な場面で専門的支援、特別な配慮が求められます。区では、経験と知識を備えるコーディネーターの配置とその役割について関係者による検討を進めます。

資料編

④ 福祉施設から一般就労への移行等

	単位	実績		見込み	目標値
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
福祉施設から一般就労への移行者数	人	8	6		4
就労移行支援事業の利用者数	人	23	17		27
就労移行率が3割以上の事業所	事業所	12	7		9
職場定着率	%	-	51.9		80



⑤ 障害児支援（第1期障害児福祉計画）

	実績		見込み	目標値
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
児童発達支援センター	0	0	0	令和2年度以降設置予定数1
保育所等訪問支援	0	1	1	令和元年度末時点での整備1
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	0	1※	1※	令和2年度末時点での整備1
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	0	1※	1※	令和2年度末時点での整備1
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	未整備	未整備	未整備	平成30年度に設置1

- 児童発達支援センターは、令和2年度の見込みでは未設置の状況となっています。引き続き整備を進めていきます。
- 保育所等訪問支援は、民間事業者により1か所開設されました。
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所については、児童福祉法に基づく児童発達支援、放課後等デイサービスを行う併設型の通所支援施設において、重度・重症心身障害児及び医療的ケアを必要とする障害児の受け入れが行えるよう整備しました。

(2) サービス目標量及びサービス確保のための計画事業の状況

① 訪問系サービスを保障するための取組

事業名	単位	実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人	61	70		80	83	87
	時間	1,085	1,148		1,022	1,060	1,111
重度訪問介護	人	9	8		11	12	12
	時間	4,994	4,252		5,162	5,632	5,632
行動援護	人	6	7		8	8	9
	時間	170	224		129	129	145
同行援護	人	12	12		21	22	23
	時間	224	302		395	413	432
重度障害者等 包括支援	人	0	0		1	1	1
	時間	0	0		—	—	—
合計	人	88	97		121	126	132
	時間	6,473	5,926		6,708	7,234	7,320



② 日中活動系サービスを保障するための取組

事業名	単位	実績値			計画値			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
生活介護	人日分	1,068	1,099		975	990	995	
	人	54	53		50	52	54	
自立訓練 (機能訓練)	人日分	20	21		43	43	43	
	人	1	1		2	2	2	
自立訓練 (生活訓練)	人日分	50	40		55	55	55	
	人	3	3		3	3	3	
就労移行支援	人日分	211	175		240	250	260	
	人	13	11		22	25	27	
就労継続支援 (A型)	人日分	20	20		135	155	175	
	人	1	1		8	9	10	
就労継続支援 (B型)	人日分	631	676		740	860	1100	
	人	38	41		47	50	55	
就労定着支援	人	4	4		1	1	1	
療養介護	人	2	2		2	2	2	
短期 入所	福祉型	人日分	92	107		192	216	240
		人	18	18		32	36	40
	医療型	人日分	7	4		7	9	10
		人	2	1		4	5	6
補装具費	給付件数	39	33		30	35	45	
	修理件数	28	30		28	30	25	



⑤ 相談支援の提供体制の確保に関する取組

事業名	単位	実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	人日分	32.75	40.16		85	90	95
地域移行支援	人日分	0.75	1.16		1	1	1
地域定着支援	人日分	0	0		1	1	1
相談支援事業							
障害者相談支援事業	箇所	3	4		2	3	3
基幹相談支援センター	設置有無	有	有		有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	有	有		有	有	有
住宅入居等支援事業	実施有無	無	無		無	無	有
成年後見制度利用支援事業	件	1	0		0	1	0
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無		無	無	無
地域自立支援協議会	回	3	4		3	3	5
高齢者虐待防止との連携の取組							
高齢者・障害者虐待防止推進会議	回	1	1		1	1	1
障害者虐待防止ワーキング	回	-	-		-	-	-



⑥ 地域生活を支援するための取組

事業名	単位	実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有		有	有	有
自発的活動支援事業	実施有無	有	有		有	有	有
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	188	334		300	350	400
手話通訳者設置事業	人	0	0		0	0	0
日常生活用具							
介護・訓練支援用具	件	2	5		1	1	1
自立生活支援用具		1	6		5	6	6
在宅療養等支援用具		8	9		7	8	8
情報・意思疎通支援用具		6	10		10	10	10
排せつ管理支援用具		595	691		550	560	560
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		1	3		1	2	2
手話奉仕員養成研修事業	人	34	43		55	55	60
移動支援事業	人	53	56		57	59	61
	延時間	8,258	9,088		7,650	7,770	7,800
地域活動支援センター	人	9,109	9,960		460	470	480
言語等コミュニケーションの円滑化に向けた取組	実施有無	有	有		有	有	有
日中一時支援	実施有無	有	有		有	有	有



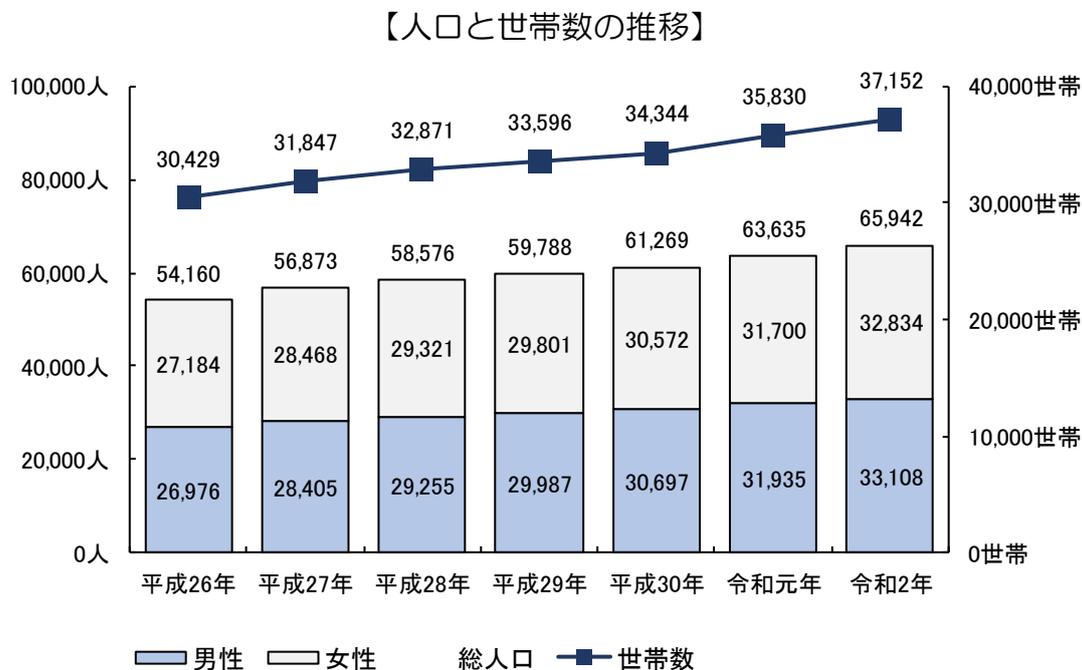
⑦ 障害児支援（第1期障害児福祉計画）

事業名	単位	実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	人日分	376	266		481	520	650
	人	47	38		37	40	50
放課後等デイサービス	人日分	810	646		676	754	884
	人	65	76		52	58	68
保育所等訪問支援	人日分	3	6		3	10	15
	人	3	5		3	10	15
居宅訪問型児童発達支援	人	0	1		3	3	3
医療型児童発達支援	人日分	0	2		36	36	36
	人	3	2		3	3	3
障害児相談支援	人	4	4		5	20	30



2 障害者を取り巻く状況

(1) 千代田区の人口、世帯の状況



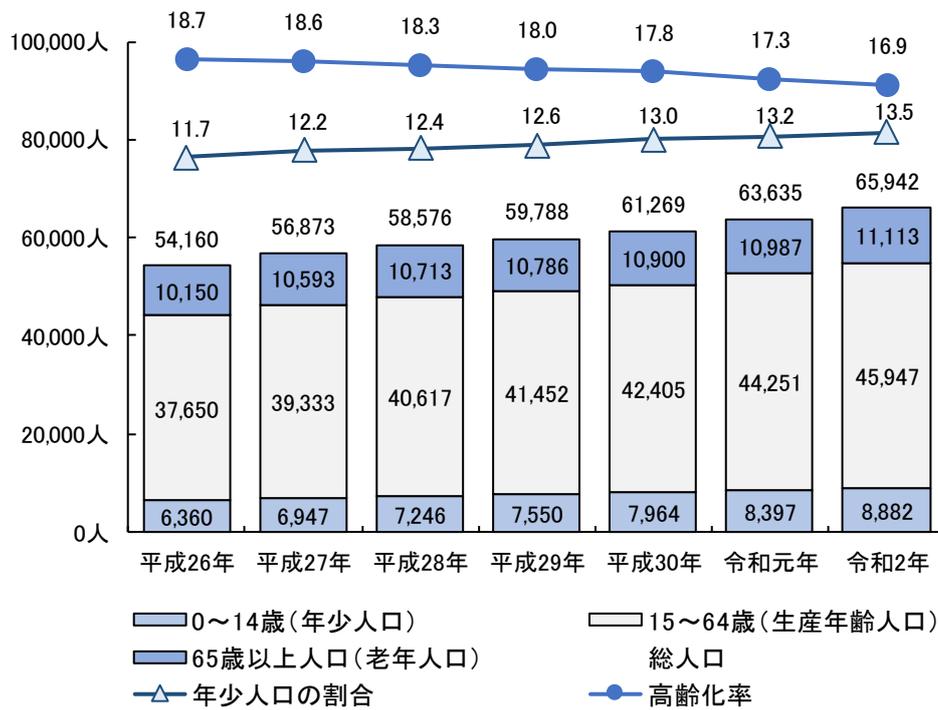
資料：住民基本台帳、各年1月1日現在

平成26年から令和2年の本区の人口の推移をみると、総人口は平成26年の54,160人から、令和2年には65,942人と、11,782人の増加となっています。

世帯数も増加傾向にあり、令和2年には37,152世帯と、平成26年に比べて、6,723世帯の増加となっています。

1世帯当たり人員数は、平成26年の1.78人から令和2年の1.77人に微減しています。

【年齢3区分別人口の推移】



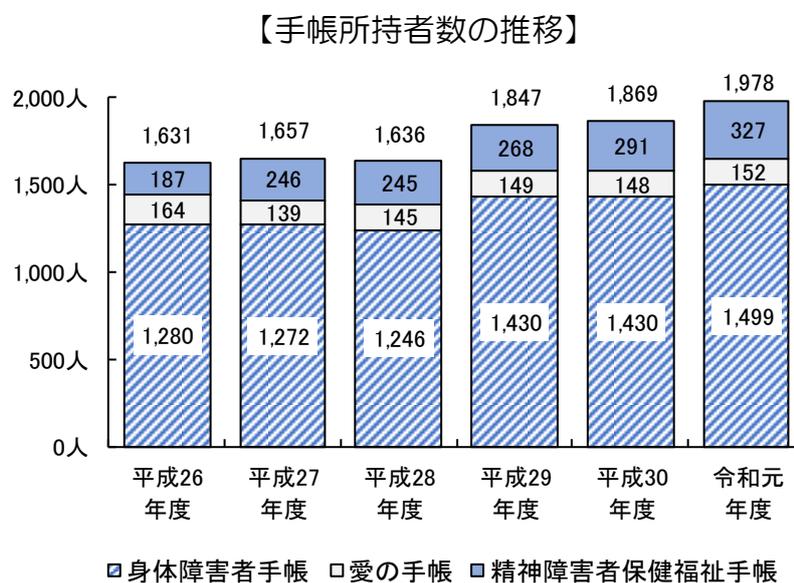
資料：住民基本台帳、各年1月1日現在

年齢3区分別人口の推移をみると、各年齢層とも増加傾向にあります。65歳以上（老年人口）が平成26年から令和2年に1.1倍の増加であったのに対して、15～64歳（生産年齢人口）は1.2倍の増加、0～14歳（年少人口）は1.4倍の増加と、若い世代の人口増が顕著となっています。

平成26年から令和2年にかけて、高齢化率（総人口に占める老年人口の割合）は18.7%から16.9%と1.8ポイントの減少となっているのに対して、年少人口の割合は11.7%から13.5%と、1.8ポイントの増加となっており、構成比では、年少人口の割合の増加が目立っています。

(2) 障害者数の推移

① 障害者手帳所持者数の推移



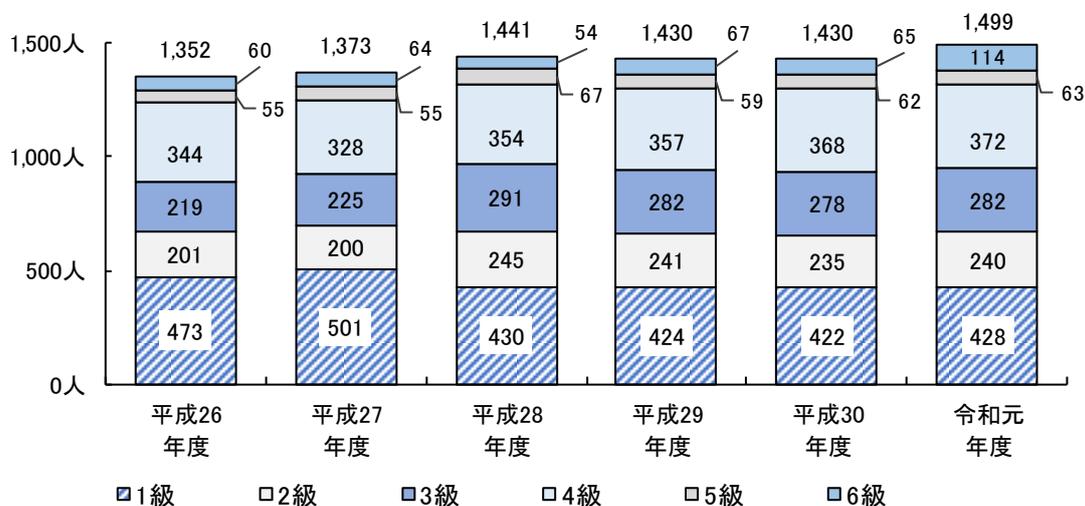
資料：千代田区データ、各年度3月31日現在

各種障害者手帳所持者数の推移をみると、「身体障害者手帳」は平成29年度から3年間、毎年度1,400人を超え、すべての手帳の中で所持者数が最も多くなっています。

「愛の手帳」は若干所持者数が減少しているものの、ほぼ横ばいで推移していますが、「精神障害者保健福祉手帳」は平成26年度から令和元年にかけて1.7倍に増加しています。

② 身体障害者手帳所持者の状況

【身体障害者手帳所持者／等級別】

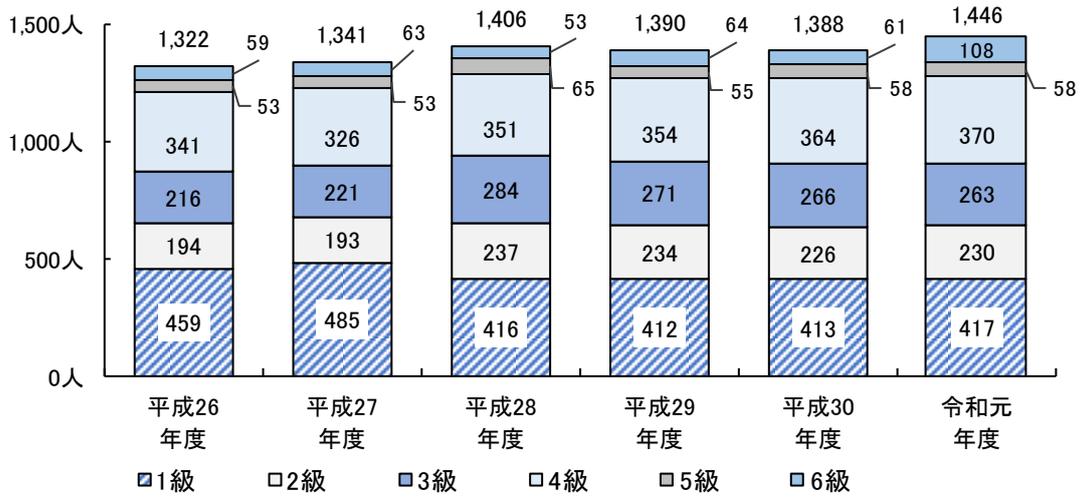


資料：千代田区データ、各年度3月31日現在

身体障害者手帳所持者の等級の内訳をみると、平成26年度から令和元年度にかけて、「1級」は減少しているのに対し、「2級」「3級」「4級」「5級」「6級」は増加しています。

特に「6級」は平成26年度から令和元年度にかけて1.9倍の増加となっています。

【身体障害者手帳所持者／等級別／18歳以上】



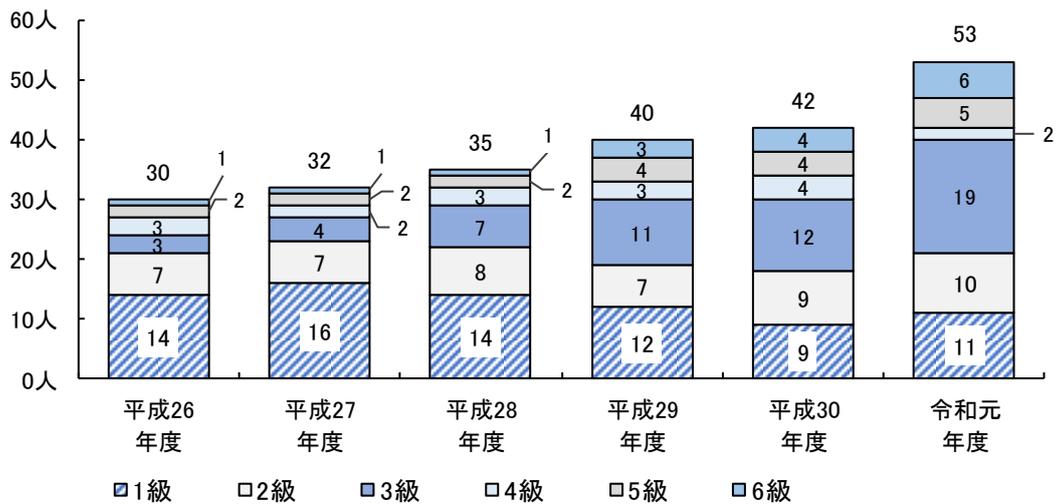
資料：千代田区データ、各年度3月31日現在

18歳以上の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成26年度の1,322人から、令和元年度には1,446人と124人の増加となっています。

平成26年度から令和元年度にかけて、「1級」は減少しているのに対し、「2級」「3級」「4級」「5級」「6級」は増加しています。

特に「6級」は平成26年度から令和元年度にかけて1.8倍の増加となっています。

【身体障害者手帳所持者／等級別／18歳未満】



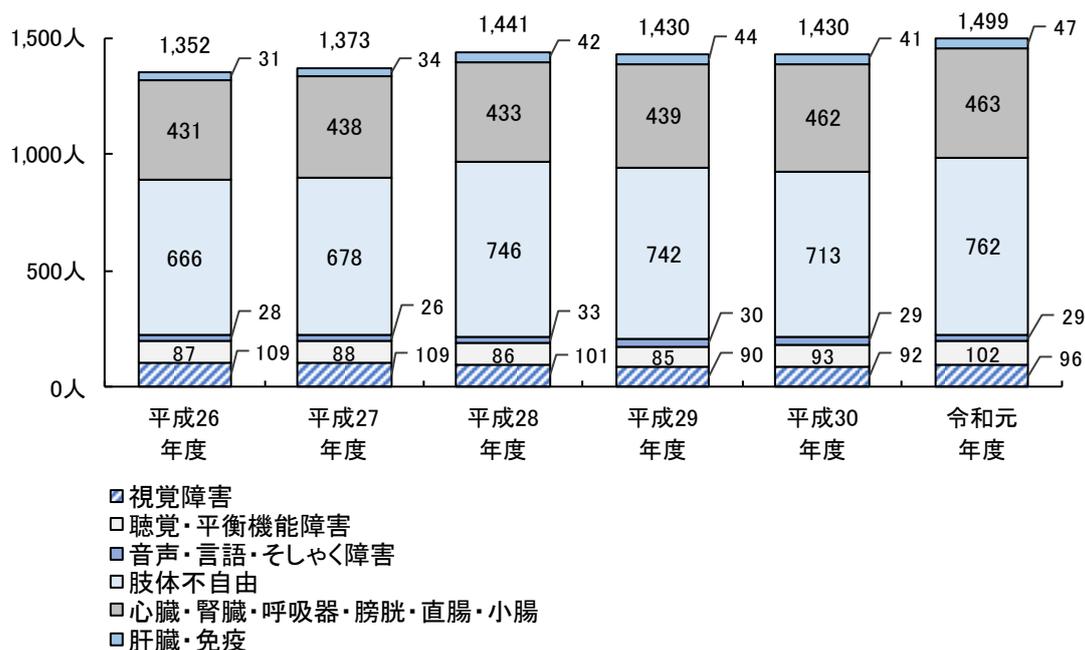
資料：千代田区データ、各年度3月31日現在

18歳未満の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成26年度の30人から、令和元年度には53人と1.8倍の増加となっています。

等級の内訳をみると、18歳未満では「1級」の構成比は平成26年度の46.7%から令和元年度は20.1%と、全体に占める割合は低下しています。

反対に、「3級」の構成比は平成26年度の10.0%から令和元年度は35.8%を占めるまで割合を高めています。

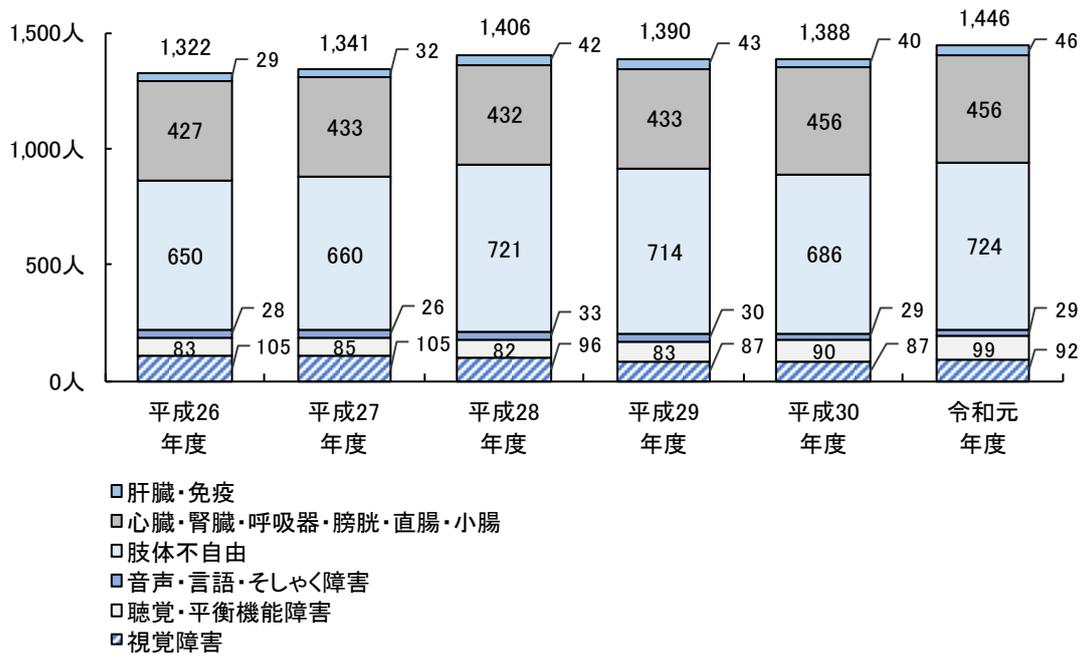
【身体障害者手帳所持者／主な障害別】



資料：千代田区データ、各年度3月31日現在

身体障害者手帳所持者の主な障害の内訳をみると、各年度とも「肢体不自由」と「心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸」が多くなっており、「肢体不自由」は50%前後、「心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸」は30%前後の割合を占めています。

【身体障害者手帳所持者／主な障害別／18歳以上】

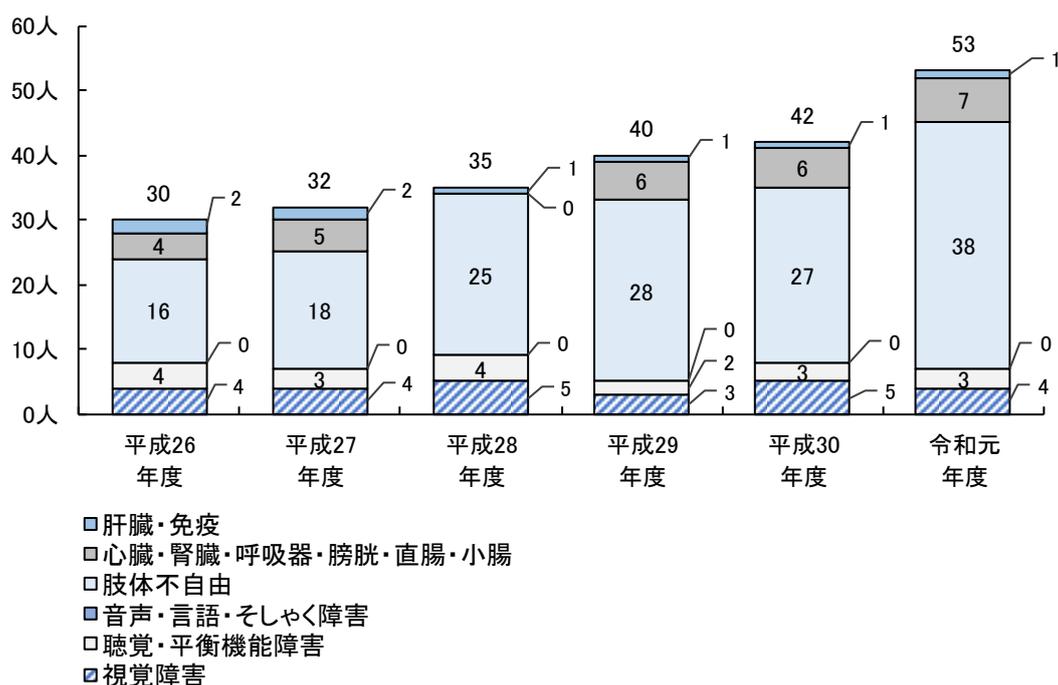


資料：千代田区データ、各年度3月31日現在

18歳以上の身体障害者手帳所持者の主な障害の内訳をみると、各年度とも「肢体不自由」と「心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸」が多くなっています。

「肢体不自由」は、令和元年度は平成26年度に比べ、「心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸」はともに1.1倍の増加となっています。

【身体障害者手帳所持者／主な障害別／18歳未満】

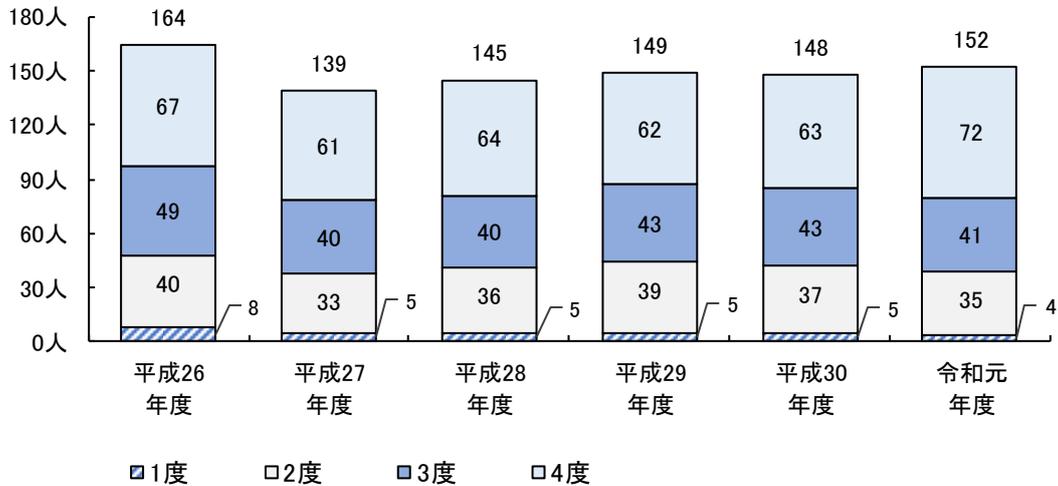


資料：千代田区データ、各年度3月31日現在

18歳未満の身体障害者手帳所持者の主な障害の内訳をみると、各年度とも「肢体不自由」が最も多く、令和元年度は平成26年度に比べ、2.4倍の増加となっており、令和元年度の構成比は7割を超えています。

③ 愛の手帳所持者の状況

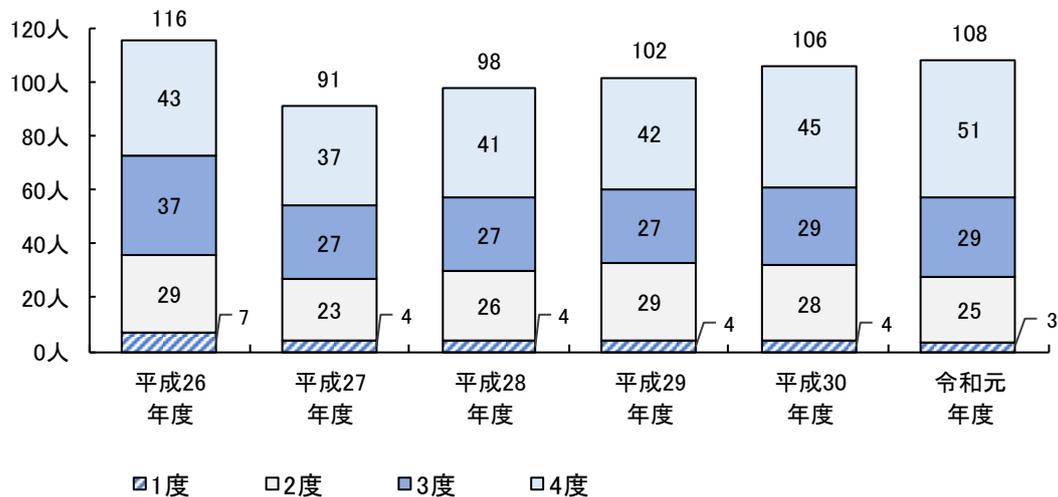
【愛の手帳所持者／等級別】



資料：千代田区データ、各年度3月31日現在

愛の手帳所持者数は、平成26年度は164人でしたが、令和元年度には152人と12人の減少となっています。程度の内訳をみると、各年度とも「4度」が72人を超えて最も多く、次いで「3度」と「2度」が多くなっています。

【愛の手帳所持者／等級別／18歳以上】

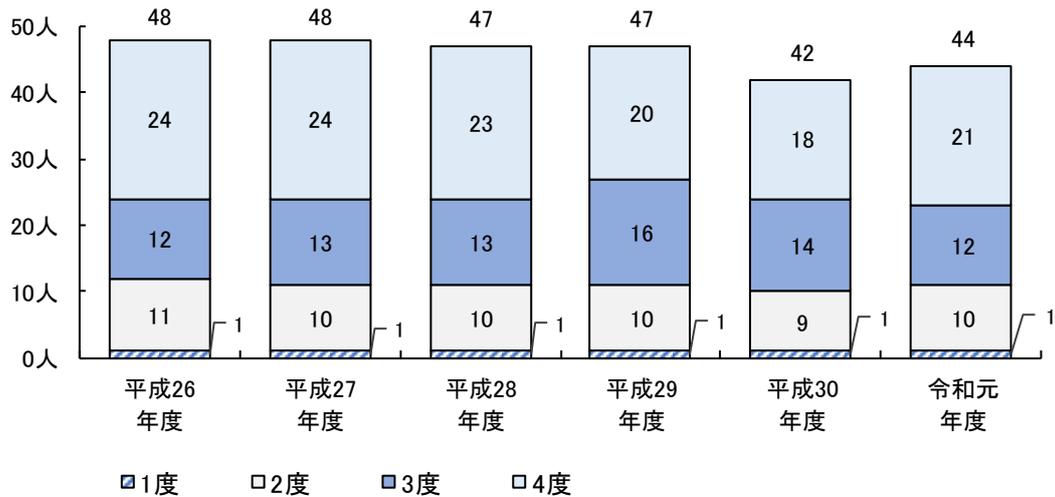


資料：千代田区データ、各年度3月31日現在

18歳以上の愛の手帳所持者数は、平成26年度の116人から、令和元年度には108人と、8人の減少となっています。

程度の内訳をみると、平成27年度以降「4度」は増加し、それ以外の程度は横ばいとなっています。

【愛の手帳所持者／等級別／18歳未満】

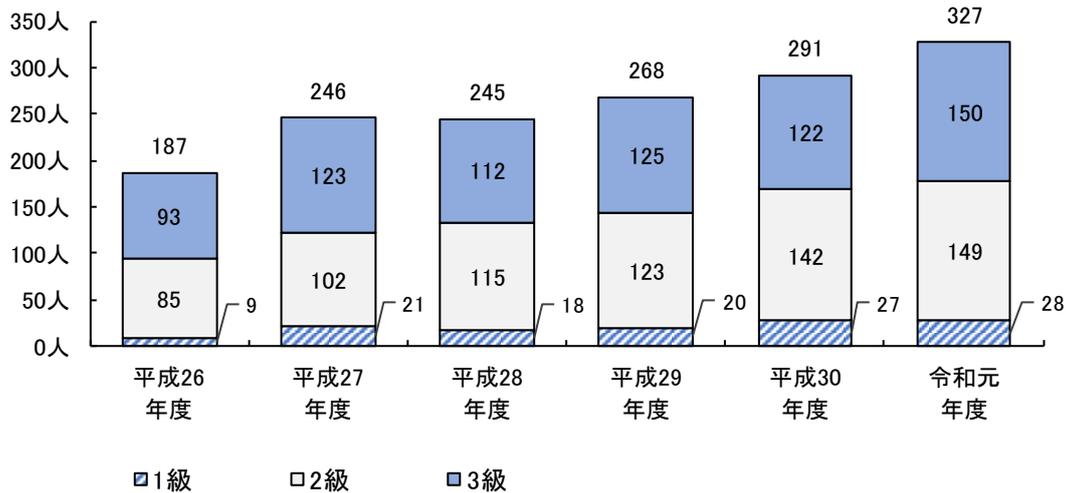


資料：千代田区データ、各年度3月31日現在

18歳未満の愛の手帳所持者数は、平成26年度の48人から、令和元年度には44人と減少しています。程度の内訳をみると、各年度半数近くは「4度」となっており、「4度」の占める割合が高くなっています。

④ 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

【精神障害者保健福祉手帳所持者／等級別】



資料：千代田区データ、各年度3月31日現在

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成26年度には187人でしたが、令和元年度には327人と、1.7倍の増加となっています。

等級の内訳をみると、平成26年度から令和元年度にかけて、「1級」は3.1倍、「2級」は1.8倍、「3級」は1.6倍の増加となっています。

⑤ 自立支援医療（精神通院医療）受給者の状況

【自立支援医療（精神通院医療）の疾病別内訳】

		平成29年度	令和30年度	令和元年度
内訳	統合失調症	65人	119人	120人
	気分障害（うつ病など）	190人	313人	323人
	てんかん	5人	23人	23人
	行動障害（アルコール使用等）	10人	23人	23人
	器質性障害（認知症等）	12人	26人	26人
	その他（分類不明含む）	342人	122人	331人
合計		624人	626人	846人

資料：千代田区データ、各年度3月31日現在

自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、平成29年度の624人から、令和元年度には846人と、222人の増加となっています。

疾病の内訳をみると、「統合失調症」と「気分障害（うつ病など）」が、それぞれ平成29年度の65人から令和元年度には119人、平成29年度の190人から令和元年度には323人と、大きく増加しています。

⑥ 難病患者の状況

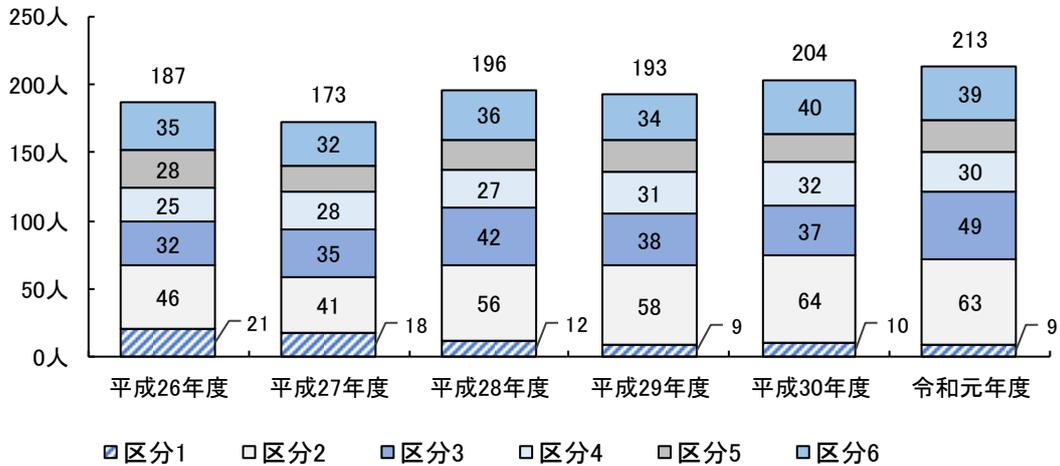
【難病等医療費助成件数（全体）】

疾病名	件数	疾病名	件数
球脊髄性筋萎縮症	3	黄色靭帯骨化症	4
筋萎縮性側索硬化症	4	後縦靭帯骨化症	15
進行性核上性麻痺	11	広範脊柱管狭窄症	2
パーキンソン病	69	特発性大腿骨頭壊死症	5
大脳皮質基底核変性症	5	下垂体性ADH分泌異常症	4
シャルコ・マリー・トゥース病	1	下垂体性PRL分泌亢進症	2
重症筋無力症	15	クッシング病	1
多発性硬化症	7	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	2
慢性炎症性脱髄性多発神経炎 /多巣性ニューロパチー	6	下垂体前葉機能低下症	5
多系統萎縮症	2	サルコイドーシス	6
脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	8	特発性間質性肺炎	6
ライゾーム病(ファブリー病含む)	2	肺動脈性肺高血圧症	1
副腎白質ジストロフィー	1	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	2
全身性アミロイドーシス	1	網膜色素変性症	6
神経線維腫症	2	原発性胆汁性胆管炎	3
天疱瘡	1	原発性硬化性胆管炎	1
高安動脈炎	1	自己免疫性肝炎	3
結節性多発動脈炎	4	クローン病	14
顕微鏡的多発血管炎	3	潰瘍性大腸炎	64
多発血管炎性肉芽腫症	3	若年性特発性関節炎	1
好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	6	筋ジストロフィー	2
悪性関節リウマチ	1	類天疱瘡(後天性表皮水泡症を含む)	4
バージャー病	1	マルファン症候群	1
全身性エリテマトーデス	29	単心室症	1
皮膚筋炎・多発性筋炎	15	アルポート症候群	1
全身性強皮症	7	一次性ネフローゼ症候群	7
混合性結合組織病	5	強直性脊椎炎	5
シェーグレン症候群	6	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	3
成人スチル病	3	胆道閉鎖症	1
再発性多発軟骨炎	2	遺伝性腭炎	2
ベーチェット病	9	IgG4関連疾患	1
特発性拡張型心筋症	13	好酸球性副鼻腔炎	6
肥大型心筋症	4	遺伝性自己炎症疾患	1
再生不良性貧血	3	特発性多中心性キャスルマン病	1
特発性血小板減少性紫斑病	4	母斑症	2
原発性免疫不全症候群	2	人工透析を必要とする腎不全	111
IgA 腎症	2	先天性血液凝固因子欠乏症	9
多発性嚢胞腎	18	合計	584

資料：千代田区データ、令和2年3月末の件数

⑦ 障害福祉サービスの利用状況

【障害支援区分認定者数の推移／区分別】

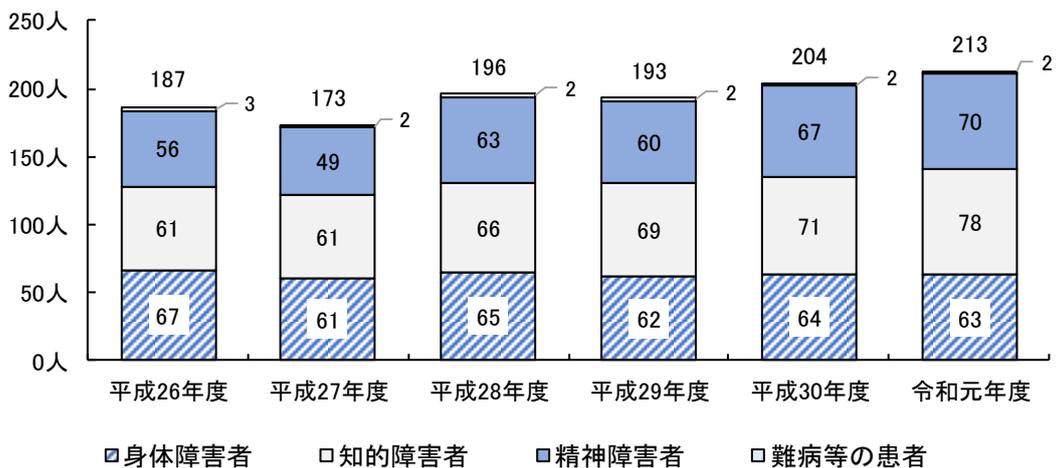


資料：千代田区データ、各年度3月31日現在

障害支援区分認定者数の推移をみると、平成26年は187人であったのに対して、令和元年度には213人と、26人の増加となっています。

支援区分の内訳をみると、各年「区分2」が多く、令和元年度には全体の29.6%を占めています。

【障害支援区分認定者数の推移／障害種別】



資料：千代田区データ、各年度3月31日現在

障害支援区分認定者数の推移について障害別にみると、「難病等の患者」は各年度とも少なく、「身体障害者」がやや減少しているのに対して、「知的障害者」、「精神障害者」はやや増加傾向にあります。

【障害福祉サービス利用者数（実人数・延人数）の推移】



資料：千代田区データ、各年度3月31日現在

障害福祉サービスの実利用人数の推移をみると、平成26年度には208人でしたが、令和元年度には258人と、50人の増加となっています。

(3) 障害児等の状況

① 障害児の就園・就学状況

【保育園・こども園における障害児の受け入れ状況】

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
障害児の 受け入れ園数	保育園	0園	1園	2園	2園	3園	2園
	こども園	0園	0園	0園	0園	2園	0園
在籍している障害児数		0人	0人	1人	2人	2人	6人

資料：千代田区データ、各年3月31日現在

【障害児保育（居宅訪問型）の利用状況】

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
障害児保育（居宅訪問型）	0園	1園	2園	2園	3園	2園
年度内 利用人数	0人	0人	0人	2人	3人	2人

資料：千代田区データ、各年3月31日現在

【特別支援学級（知的障害）の設置・在籍状況】

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
特別支援学級 設置校数	小学校	1校	1校	1校	1校	1校	1校
	中学校	1校	1校	1校	1校	1校	1校
在籍している 障害児数	小学校	14人	14人	13人	14人	12人	19人
	中学校	8人	7人	4人	4人	8人	12人

資料：千代田区データ、各年5月1日現在

【特別支援教室（情緒障害等）・通級指導学級（言語障害）の在籍状況】

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
特別支援教室 （情緒障害等） *	小学校	22人	29人	41人	67人	109人	127人
	中学校、中 等教育学校	6人	8人	13人	14人	18人	22人
通級 （言語障害）	小学校	18人	19人	17人	19人	13人	11人

*特別支援教室は、平成28年度から導入。それ以前は、通級指導学級（情緒障害等）

資料：千代田区データ、各年5月1日現在

② 障害児通所支援の利用状況

【障害児通所支援の利用状況】

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
児童発達支援	9人	17人	23人	42人	47人	38人
医療型児童発達支援	0人	0人	1人	2人	3人	2人
放課後等デイサービス	9人	12人	28人	51人	65人	76人
保育園等訪問支援事業	0人	0人	0人	2人	3人	5人
居宅訪問型児童発達支援					0人	1人
計	18人	29人	52人	97人	118人	122人

資料：千代田区データ、各年3月31日現在

③ 障害児相談支援における利用計画作成の状況

【障害児相談支援における利用計画作成数】

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
障害児相談支援事業所	0人	2人	2人	2人	4人	4人
保護者セルフプラン	18人	27人	50人	95人	114人	118人
計	18人	29人	52人	97人	118人	122人

資料：千代田区データ、各年3月31日現在

【区内にある障害児相談支援及び障害児相談支援の事業所数】

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
障害児通所支援事業所	児童発達支援	1所	2所	2所	2所	2所	2所
	医療型児童発達支援	0所	0所	0所	0所	0所	0所
	放課後等デイサービス	2所	3所	3所	3所	3所	3所
	保育園等訪問支援事業	0所	0所	0所	0所	1所	1所
	居宅訪問型児童発達支援					0所	1所
	計	3所	5所	5所	5所	6所	7所
障害児相談支援事業所		0所	0所	0所	1所	2所	3所

資料：千代田区データ、各年3月31日現在

【千代田区子ども発達センター（さくらキッズ）の利用状況】

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
登録人数		201人	251人	292人	323人	366人	368人
利用 延べ 人数	個別指導	1,543人	2,354人	2,737人	2,675人	2,847人	2,923人
	集団指導	2,498人	2,465人	2,681人	2,651人	2,564人	2,538人
	計	4,041人	4,819人	5,418人	5,326人	5,411人	5,461人

資料：千代田区データ、各年3月31日現在

④ 小児慢性特定疾病の状況

【小児慢性特定疾病医療券受給者数の推移】

	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度
悪性新生物	4人	2人	3人	6人	7人	9人
慢性腎疾患	4人	3人	1人	3人	0人	0人
慢性呼吸器疾患	0人	0人	0人	0人	0人	0人
慢性心疾患	13人	7人	5人	6人	7人	4人
内分泌疾患	23人	10人	9人	5人	5人	10人
膠原病	0人	0人	0人	1人	1人	2人
糖尿病	0人	0人	0人	0人	1人	0人
先天性代謝異常	0人	1人	0人	1人	0人	0人
血液疾患	1人	2人	2人	2人	2人	1人
免疫疾患	0人	0人	0人	0人	0人	0人
神経・筋疾患	2人	1人	1人	1人	1人	1人
慢性消化器疾患	4人	2人	3人	2人	3人	5人
染色体又は遺伝子に変 化を伴う症候群	0人	0人	0人	0人	0人	0人
皮膚疾患	0人	0人	0人	0人	2人	2人
計	51人	28人	24人	27人	29人	34人

資料：千代田区データ、各年度3月31日現在

(4) 障害者雇用の状況

【千代田区障害者就労支援センターの支援で企業雇用した全人数】

		平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度
各 年 度 内 の 雇 用 者 数	身体障害者	23人	16人	17人	16人	16人	15人
	知的障害者	22人	26人	24人	25人	29人	27人
	精神障害者	22人	20人	25人	28人	36人	36人
	精神（手帳なし）	1人	0人	0人	6人	4人	5人
	高次脳機能障害	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	難病患者	-	-	-	2人	0人	0人
	合計	69人	63人	67人	78人	86人	84人

資料：千代田区障害者就労支援センター資料、各年度3月31日現在

【千代田区障害者就労支援センターの支援で新たに企業雇用された人数】

		平成26 年度	平成27 年度	平成2 8年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度
各 年 度 の 新 規 雇 用 者 数	身体障害者	7人	3人	2人	4人	4人	4人
	知的障害者	2人	3人	2人	2人	4人	8人
	精神障害者	9人	8人	10人	11人	13人	8人
	精神（手帳なし）	1人	0人	0人	2人	1人	1人
	高次脳機能障害	1人	0人	0人	0人	0人	0人
	難病患者	-	-	-	2人	0人	0人
	合計	20人	14人	14人	21人	22人	21人

資料：千代田区障害者就労支援センター資料、各年度3月31日現在

【ハローワーク飯田橋管内（千代田区、中央区、文京区）の全雇用者数】

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
民間企業の雇用者数	身体障害者	36,370人	36,947人	37,313人	38,157人	39,202人	40,034人
	知的障害者	7,670人	8,436人	9,219人	10,117人	11,114人	12,192人
	精神障害者	4,939人	5,861人	6,891人	8,144人	9,660人	11,796人
合計		48,979人	51,244人	53,423人	56,418人	59,976人	64,022人

※ハローワーク飯田橋（飯田橋公共職業安定所）管内に本社のある企業が雇用している障害者の実人員
資料：ハローワーク飯田橋（飯田橋公共職業安定所）資料、各年6月1日現在

【民間企業の障害者雇用率の変化】

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
法定雇用率		2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.2%	2.2%
民間企業雇用率	全国	1.82%	1.88%	1.92%	1.97%	2.05%	2.11%
	東京都	1.77%	1.81%	1.84%	1.88%	1.94%	2.00%
	千代田区	1.90%	1.93%	1.95%	2.00%	2.08%	2.13%

資料：厚生労働省・ハローワーク飯田橋（飯田橋公共職業安定所）資料、各年6月1日現在

3 計画策定のためのアンケート調査結果のポイント-----

(1) 調査の概要

第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画のため、令和元年度にアンケート調査を実施しました。この調査は、千代田区に居住する障害者手帳所持者等の障害福祉サービスの利用実態及び利用意向を把握し、計画策定の基礎資料とする目的で実施しました。

■ 調査地域 千代田区全域

■ 調査対象

- ①身体障害者手帳所持者
- ②愛の手帳所持者
- ③精神障害者保健福祉手帳所持者、又は自立支援医療（精神通院）受給者
- ④障害者福祉手当（難病）受給者、又は難病患者医療費助成受給者
- ⑤障害福祉サービス受給中の児童

■ 調査方法：郵送法（郵送配布－郵送回収）

■ 調査時期：令和元年9月10日～9月25日

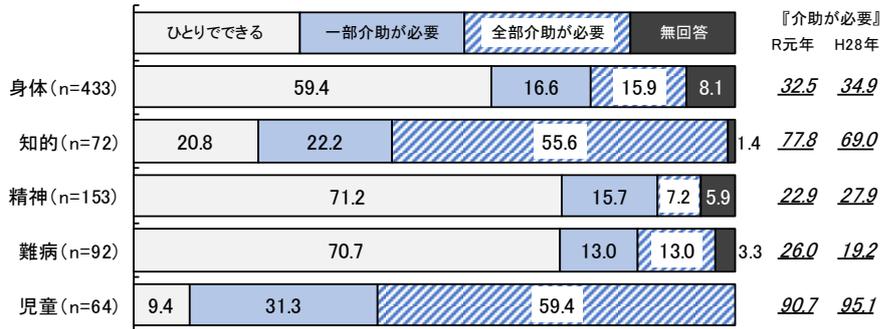
■ 調査時期

	標本数	有効回収数	有効回収率
①身 体	1,111	433	39.0%
②知 的	124	72	58.1%
③精 神	512	153	29.9%
④難 病	268	92	34.3%
⑤児 童	135	64	47.4%
合計	2,150	814	37.9%

(2) 障害種別にみた調査結果のポイント

※「n」は回答者数
 ※特に断りのない場合、数値は%

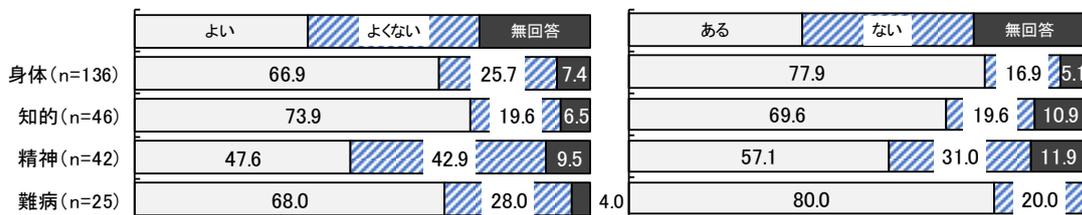
① 日常生活に必要な手助け（通院）



●日常生活に必要な手助けは、平成28年に引き続き、「通院」の介助が最も高い割合（特に児童で9割が必要）。

※『介助が必要』＝「一部介助が必要」＋「全部介助が必要」

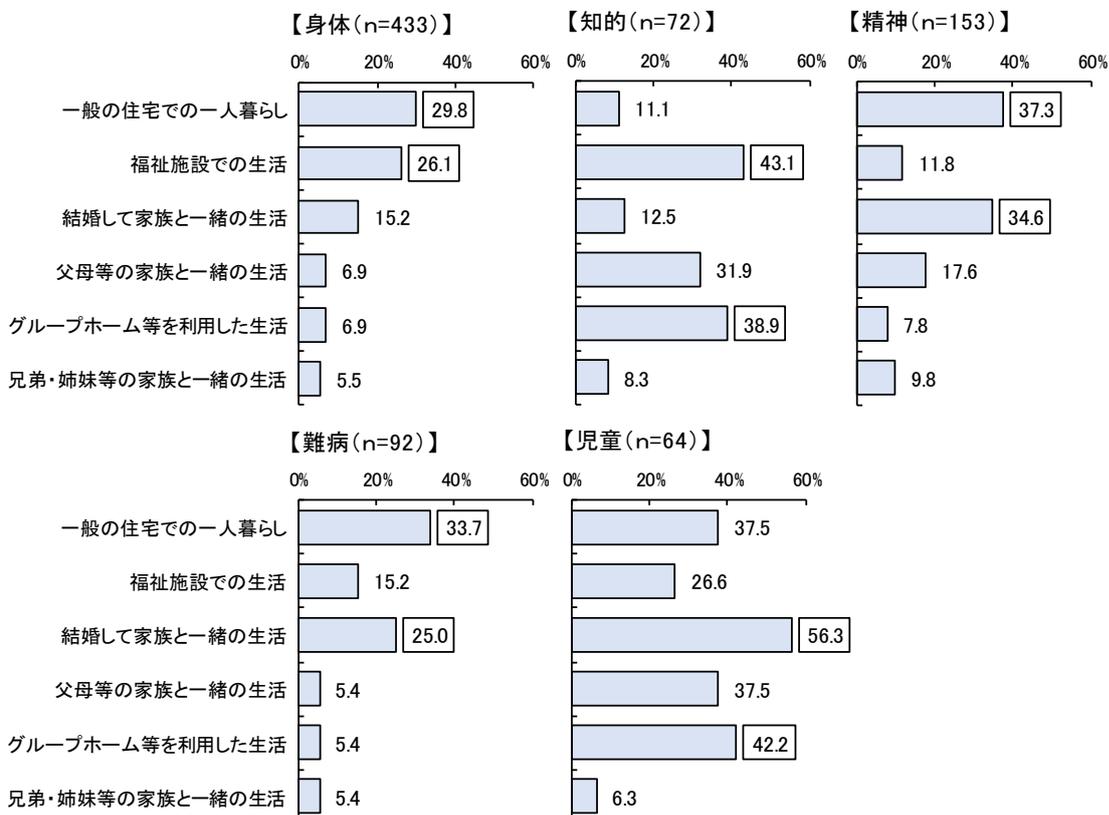
② 主な介助者の健康状態及び介助者の相談できる場の有無



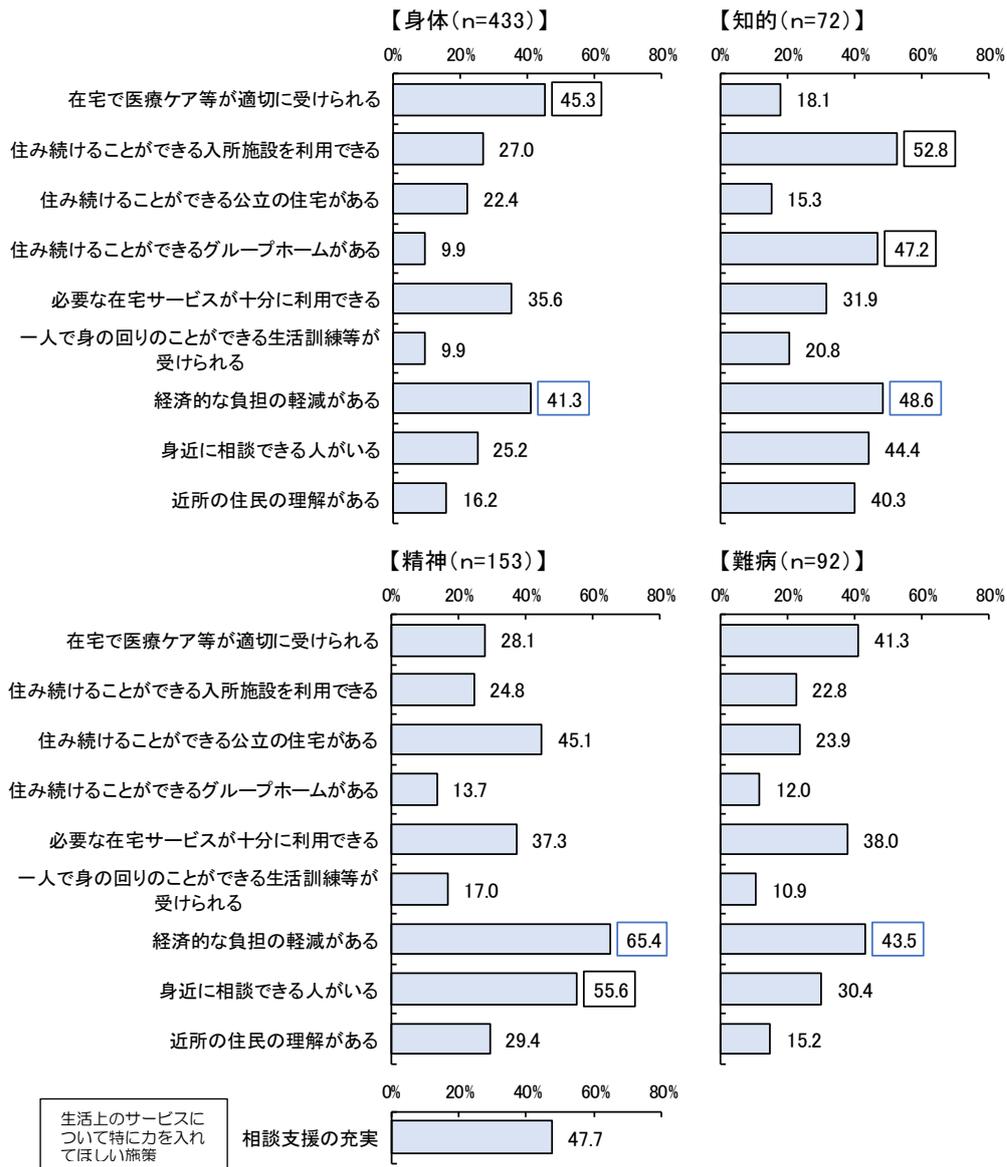
- 精神障害者の介助者の健康状態「よくない」が4割強。
- 精神障害者の介助者の相談できる場「ない」が平成28年度に引き続き3割台となっている。

③ 将来望む生活

※□は、上位2位

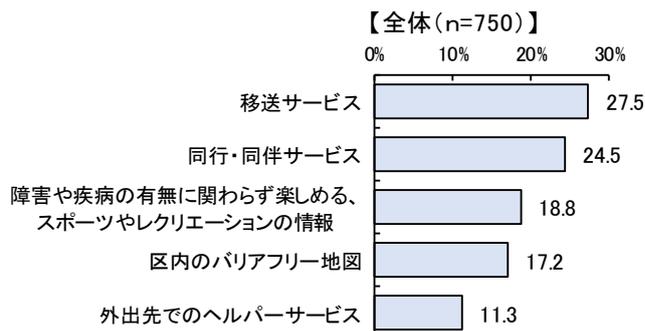


④ 地域で生活するために必要な支援



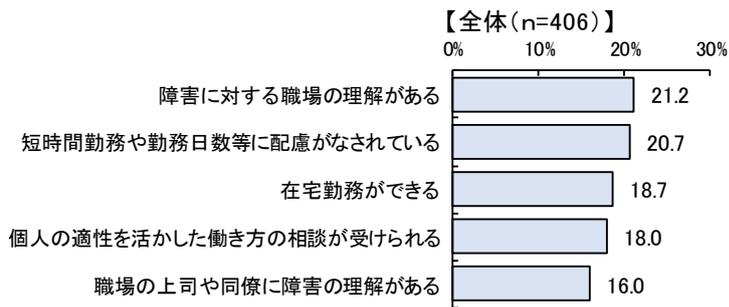
- 共通として「経済的な負担の軽減」の割合が高い。(※青の□)
- 身体障害者では「在宅での医療ケア」、知的障害者では「入所施設」「GH」、精神障害者では「身近に相談できる人」の割合が高い。(※黒の□)
- 精神障害者は、生活上のサービスについて特に力を入れてほしい施策においても「相談支援の充実」の割合が高い。

⑤ 外出に必要な支援



- 全体で「移送サービス」「同行・同伴サービス」の割合が高い。

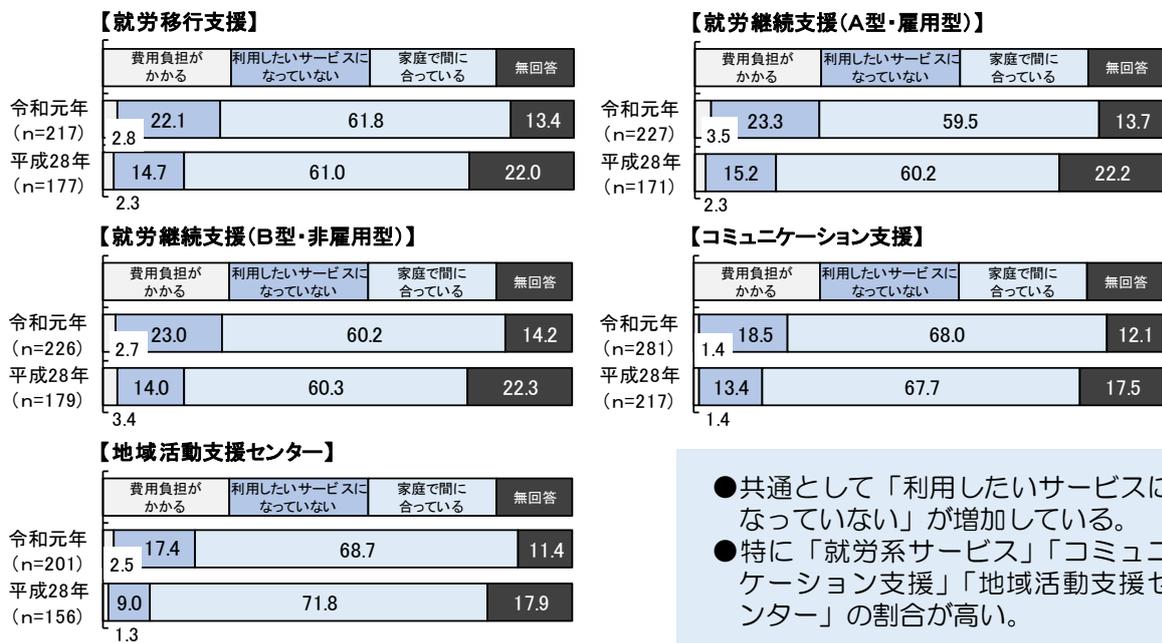
⑥ 必要な就労支援



● 「短時間勤務や勤務日数等の配慮」とあわせて「職場の理解」の割合が高い。

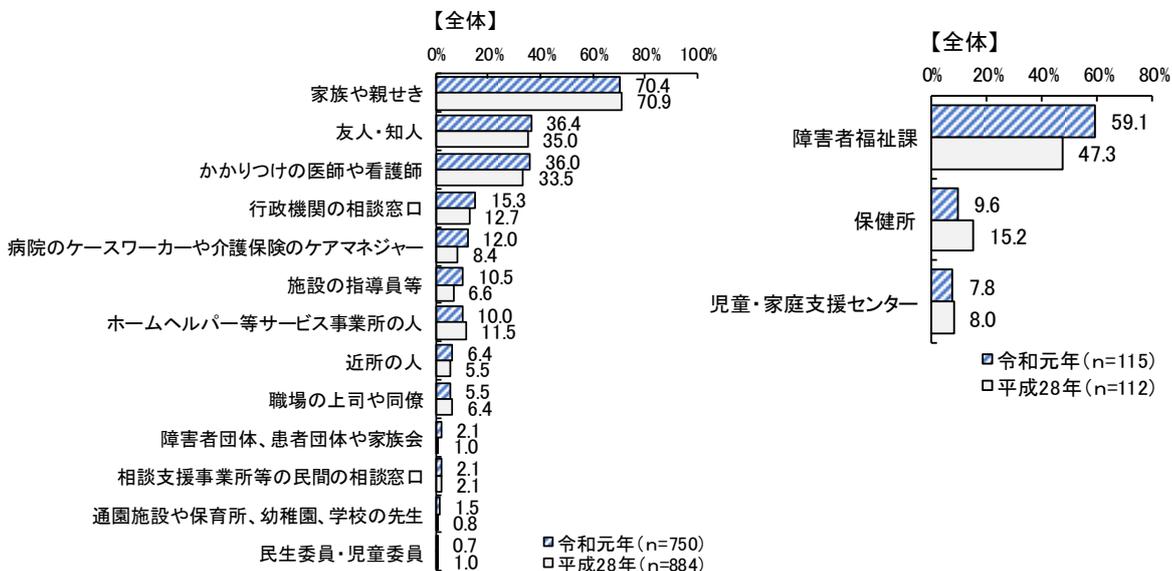
※ 上位5位の選択肢を掲載

⑦ 障害福祉サービスを利用しない理由

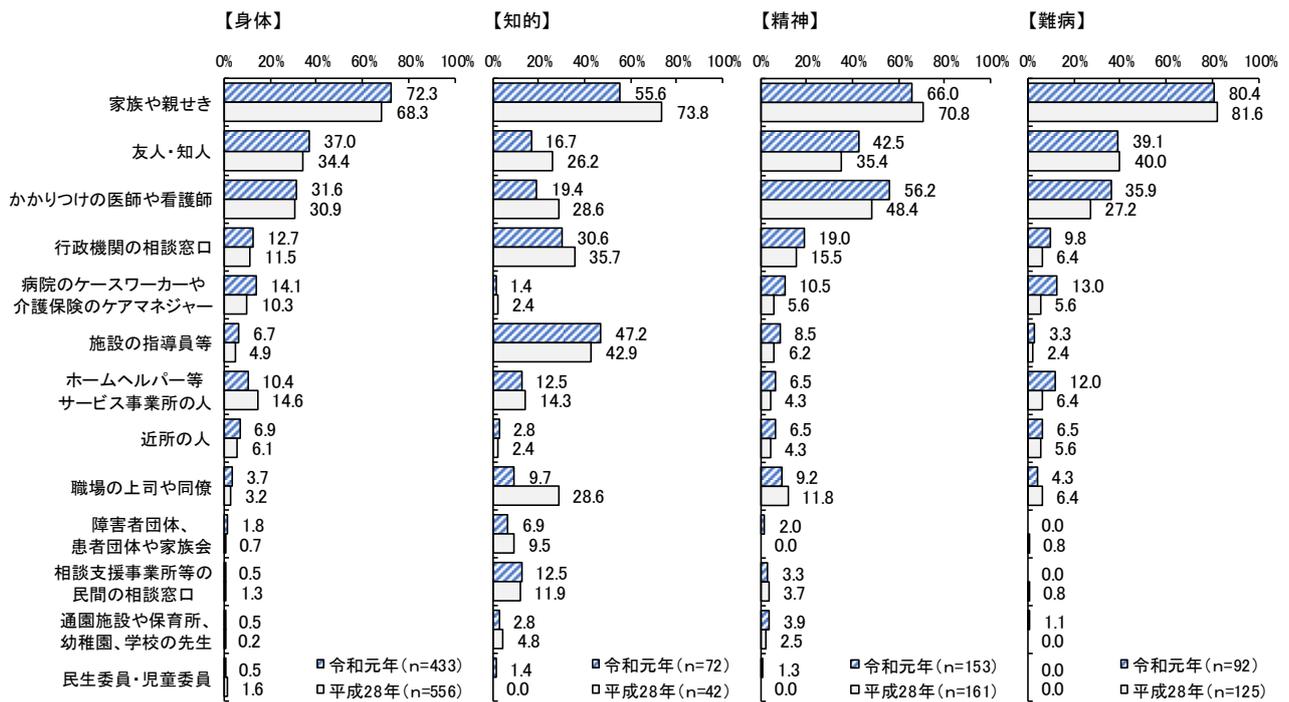


● 共通として「利用したいサービスになっていない」が増加している。
● 特に「就労系サービス」「コミュニケーション支援」「地域活動支援センター」の割合が高い。

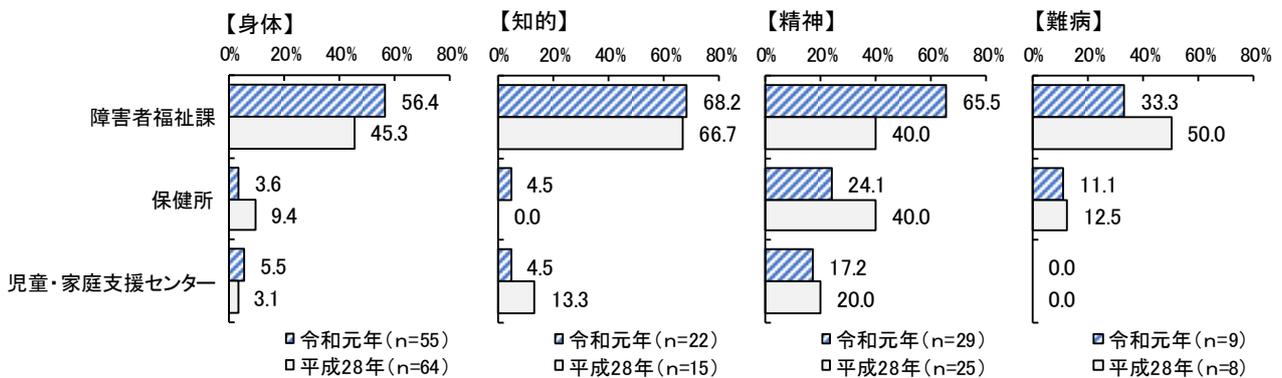
⑧ 相談先 (行政機関の相談窓口の具体的な機関)



◆ 相談先（各障害別）



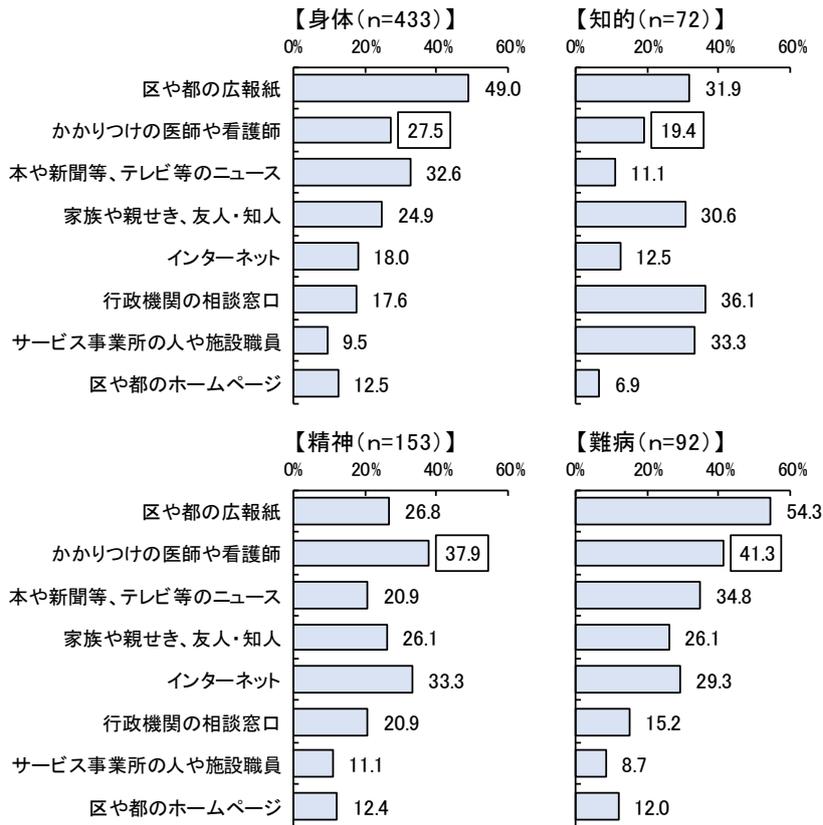
◆ 行政機関の相談窓口の具体的な機関（各障害別）



●平成 28 年度と比較すると、精神障害者の行政機関の相談窓口は、障害者福祉課が 25.5 ポイント増加し、「保健所」が 5.6 ポイント減少している。

⑨ 情報の入手先

※□は、「かかりつけの医師や看護師」の割合



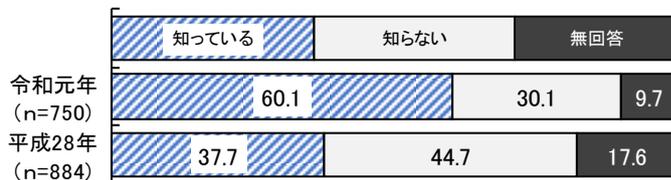
●情報の入手先として、「かかりつけの医師や看護師」の割合も高い。

⑩ 障害者差別解消法の認知度



●平成28年度と比較して、認知度は向上しているが、いまだ内容を知っているのは、1割台。

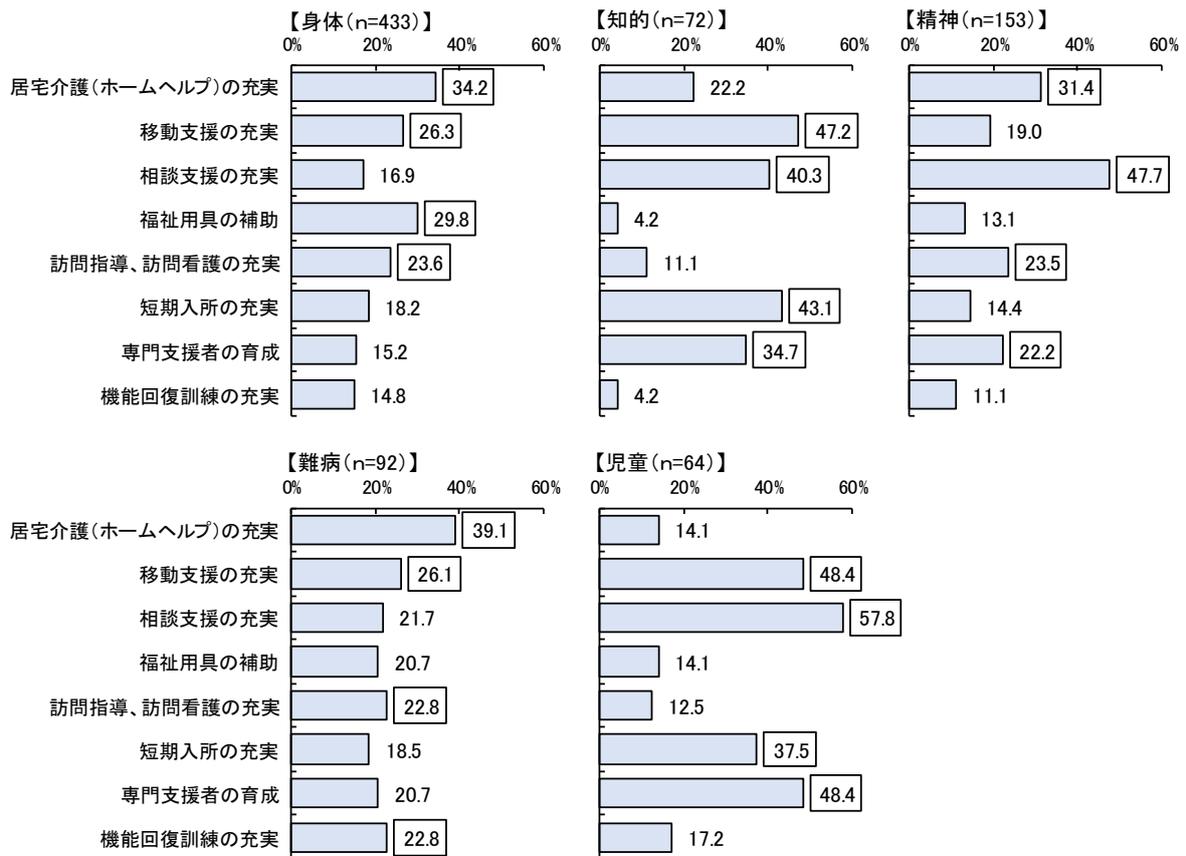
⑪ ヘルプカードの認知度



●平成28年度と比較して、認知度は向上しているが、いまだ障害があっても3割が知らない。

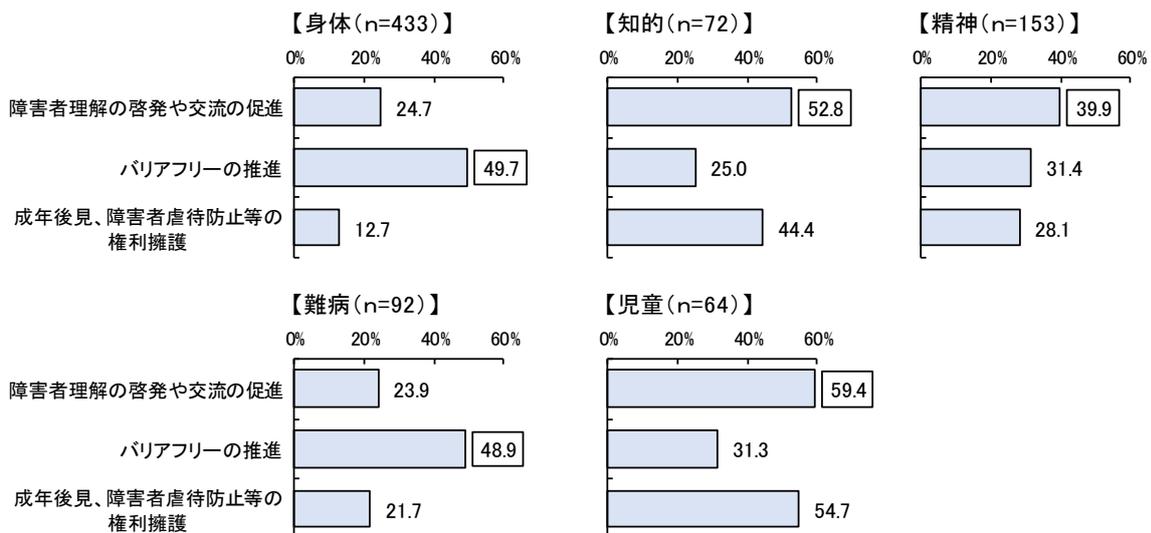
⑫ 生活上のサービスについて特に力を入れてほしい施策

※□は、上位4位



⑬ その他の特に力を入れてほしい施策

※□は、1位



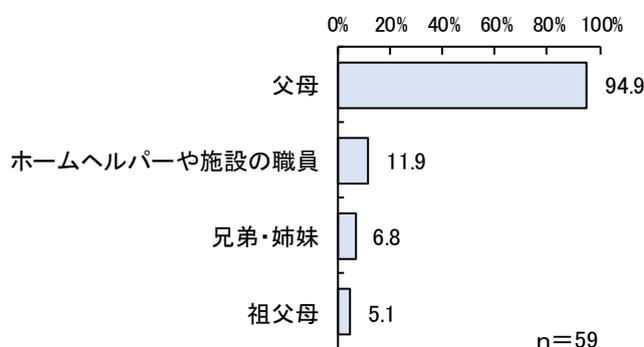
(3) 障害児等に関する調査結果のポイント

① 児童の性別・年齢



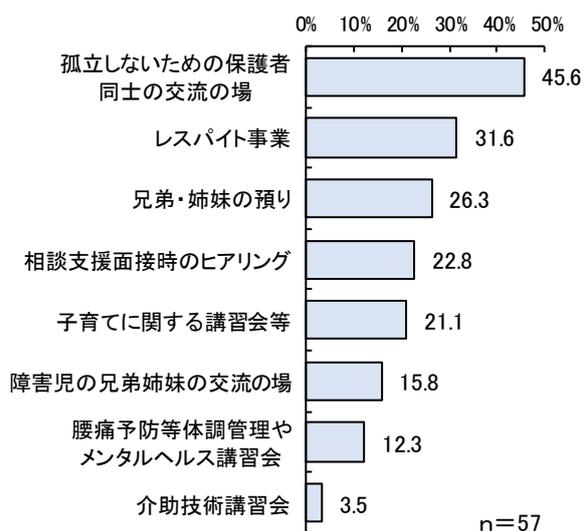
- 児童の性別は、「男性」が約6割、「女性」が約4割。
- 児童の年齢は、「0～5歳」が約2割、「6～17歳」が約8割。

② 主な介助者



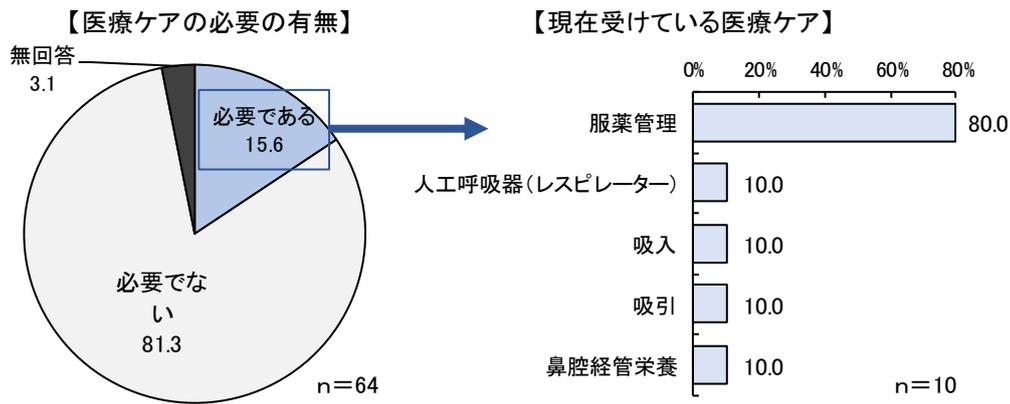
- 主な介助者は、「父母」が9割を超えている。

③ 介助者に必要な支援



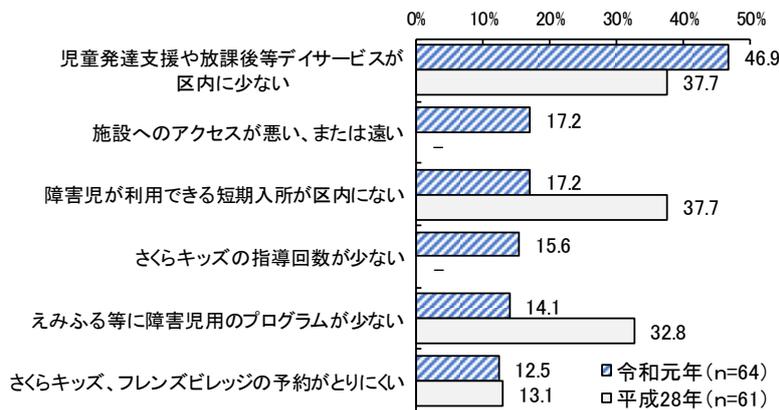
- 介助者に必要な支援は、「保護者同士の交流の場」「レスパイト事業」「兄弟の預り」が上位3位。

④ 現在受けている医療ケア



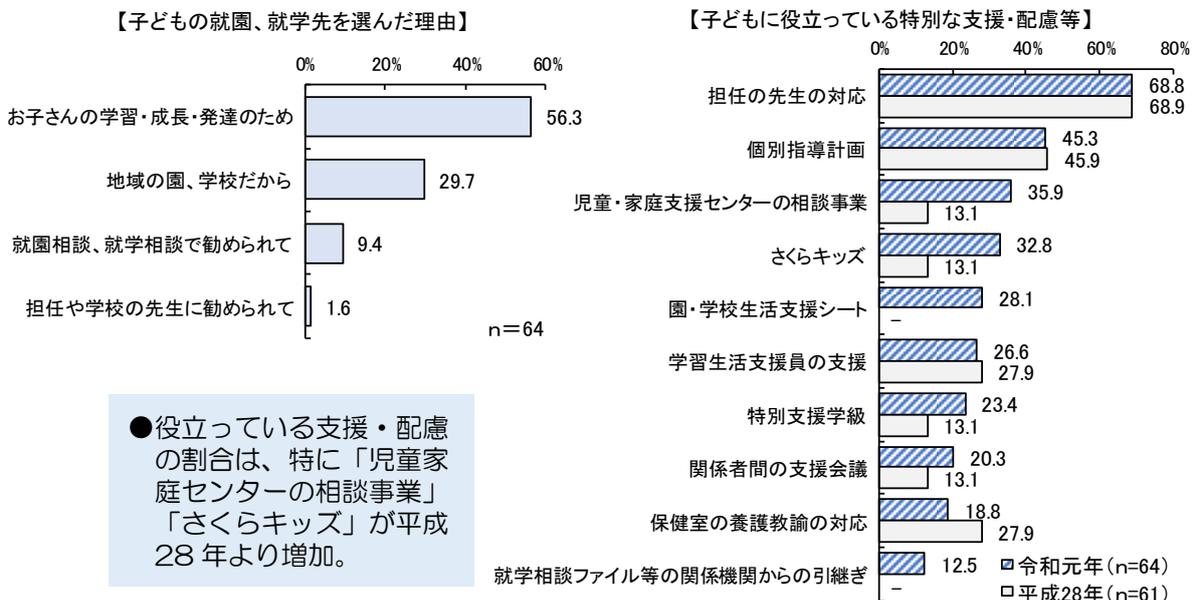
- 医療的ケアが必要な児童は、15.6%。
- 現在受けている医療的ケアは、「服薬管理」が8割。

⑤ 障害児施設について困っていること



- 障害児施設について困っていることは、「児童発達支援や放課後等デイサービスが区内に少ない」が平成28年より増加。

⑥ 就園、就学について



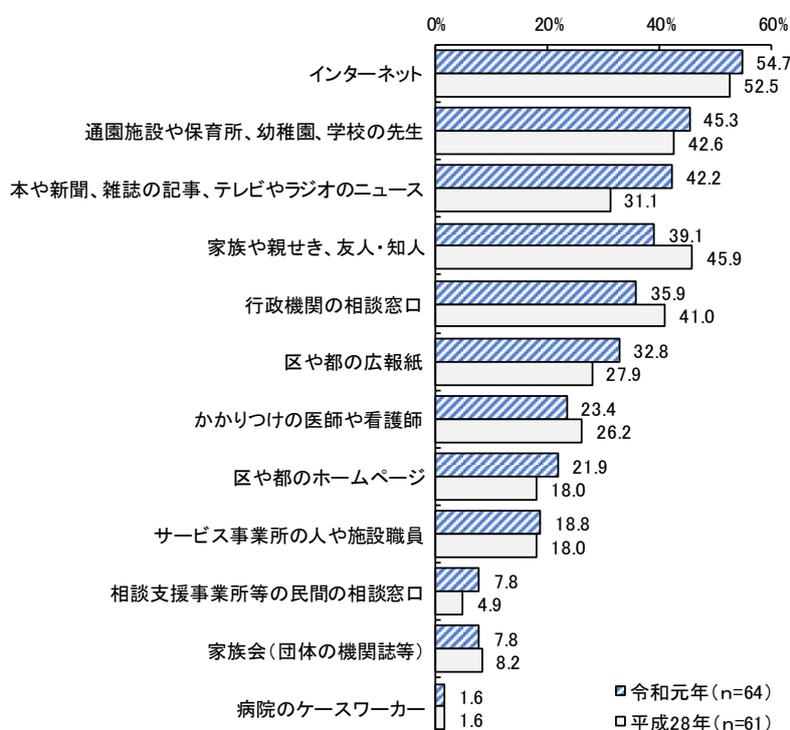
- 役立っている支援・配慮の割合は、特に「児童家庭支援センターの相談事業」「さくらキッズ」が平成28年より増加。

⑦ 障害福祉サービスの利用について

サービス名	%	サービス名	%	サービス名	%
(1) 児童発達支援	34.4	(11) 移動支援	51.5	(21) 短期入所	32.8
(2) 放課後等デイサービス	73.5	(12) 在宅サービス事業	23.4	(22) 生活介護	9.4
(3) 保育所等訪問支援	17.2	(13) 地域活動支援センター	40.6	(23) 療養介護	6.3
(4) 医療型児童発達支援	7.8	(14) 子ども発達センター「さくらキッズ」	32.9	(24) 自立訓練	53.1
(5) 福祉型児童入所支援	23.4	(15) 放課後等支援事業「フレンズビレッジ」	47.0	(25) 就労移行支援	61.0
(6) 医療型児童入所支援	12.6	(16) 居宅介護	14.1	(26) 就労継続支援(A型・雇用型)	54.7
(7) 障害児相談支援	64.1	(17) 重度訪問介護	7.9	(27) 就労継続支援(B型・非雇用型)	56.3
(8) コミュニケーション支援	21.9	(18) 同行援護	4.7	(28) 共同生活援助	43.8
(9) 日常生活用具給付等	20.3	(19) 行動援護	29.8	(29) 施設入所支援	26.6
(10) 住宅改修費助成	14.1	(20) 重度障害者等包括支援	7.9	(30) 相談支援	62.5

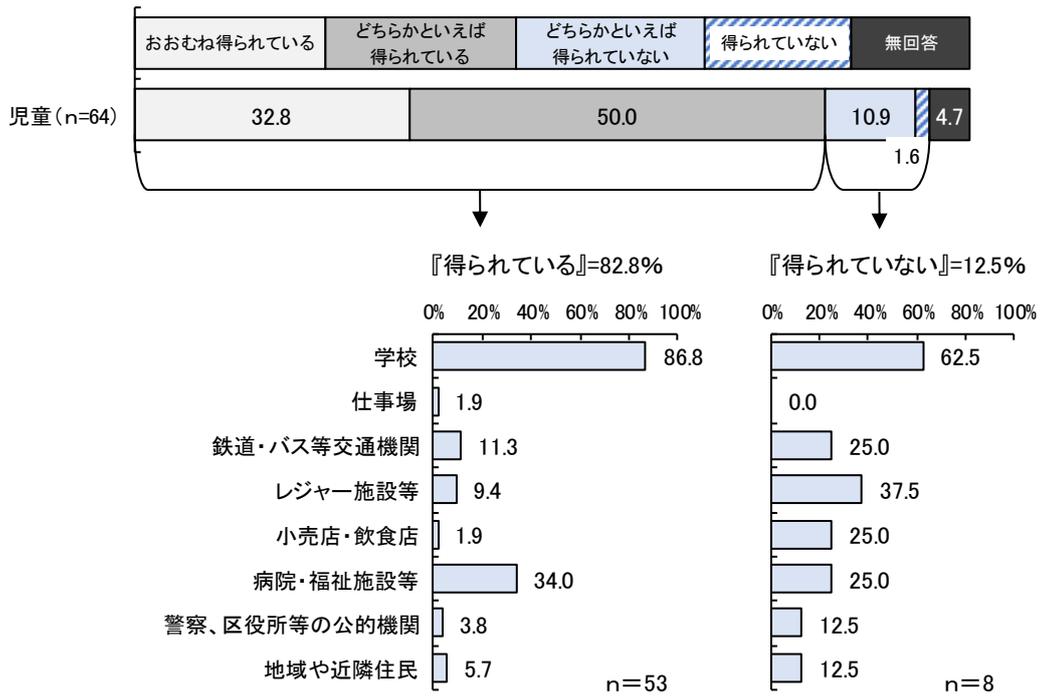
※「利用している」+「すぐ利用したい」+「将来利用したい」=『利用している・利用したい』
 ※網掛けは、上位8位

⑧ 障害や障害福祉サービスの情報の入手先



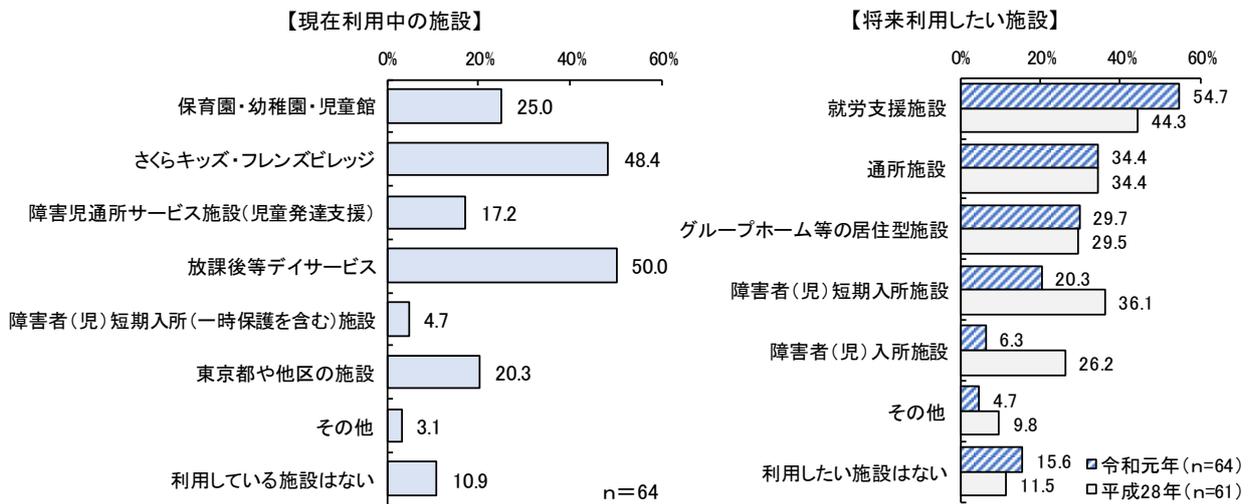
●情報の入手先は、「インターネット」が第1位。「区や都の広報紙やホームページ」の割合は、平成28年より増加。

⑨ 特別な配慮が得られた場所と得られていない場所



●「学校」は、特別な配慮が『得られている』場所でもあり、『得られていない』場所でもある。

⑩ 施設利用について



●現在利用中の施設は、「放課後等デイサービス」「さくらキッズ・フレンズビレッジ」が約5割。
●将来利用したい施設は、「就労支援施設」が最も高い割合。

4 千代田区障害者の意思疎通に関する条例 -----

平成 28 年 10 月 20 日条例第 23 号

私たちは、様々な情報を収集し、意思疎通を図りながら日常生活や社会生活を営んでいる。意思疎通を図ることは、他者との相互理解を深める上で欠かせないものである。

障害者の意思疎通を図る手段には、その障害者の有する障害の特性に応じて、音声言語をはじめ、文字、点字、手話、触覚による意思伝達など多様な選択肢がある。しかし、これらの意思疎通の手段が適時適切に利用できない場合には、障害者の生活に多くの困難をもたらすおそれがある。このため、私たちには、行政活動のみならず民間サービスの提供や区民の地域活動などを含めたあらゆる場面で、障害者の意思疎通の手段について選択の機会の確保及び拡大を図るとともに、障害者が有する障害の特性に応じた意思疎通に関する合理的な配慮を行う責務がある。

千代田区に住み、働き、学び、集うすべての人々がこの責務を果たすことにより、障害のある人もない人も分け隔てなく意思疎通を行い相互に理解し暮らすことのできる地域社会を築き、もって多様な人々が交流し共に支え合う共生社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、障害者の意思疎通について基本理念を定め、千代田区（以下「区」という。）、区民及び事業者の責務を明らかにすることにより、障害者が日常生活又は社会生活を営む上で円滑な意思疎通を図ることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難治性疾患その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により、継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 意思疎通の手段 言語（手話を含む。）、要約筆記等の文字の表示、点字、音訳、平易な表現、代筆及び代読その他日常生活又は社会生活を営む上で必要とされる補助的及び代替的な手段としての意思疎通支援用具等をいう。
- (3) 合理的な配慮 障害者が日常生活又は社会生活において、障害のない人と同等の権利を行使することを確保するための必要かつ適切な現状の変更又は調整をいう。
- (4) 区民 区内に居住する者、在勤する者又は在学する者をいう。
- (5) 事業者 区内で事業活動を行う法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 障害者の意思疎通を円滑に図る権利は、最大限尊重されなければならない。

2 意思疎通に関する合理的な配慮は、障害者が有する障害の特性（以下「障害特性」という。）に応じ、障害者が真に必要とするものでなければならない。

3 障害のある人もない人も、相互にその違いを理解し、互いの個性と人格とを尊重しなければならない。

(区の責務)

第4条 区は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次の各号に掲げる施策を推進する責務を有する。

(1) 障害特性に応じた意思疎通の手段について選択の機会の確保及び拡大を図ること。

(2) 区民、事業者等と連携を図り、災害時においても障害特性に応じた意思疎通の手段を利用することができる環境を整備すること。

(3) 区民、事業者等が障害特性に応じた意思疎通に関する合理的な配慮を行うことができるよう適切な支援をすること。

(4) 区民、事業者等が基本理念の理解を深めるよう必要な措置を講ずること。

2 区は、前項各号に掲げる施策について、必要に応じ障害者に意見を求めるものとする。

(区民の責務)

第5条 区民は、基本理念に対する理解を深め、地域社会を構成する一員として、日常生活又は社会生活を営む場において障害特性に応じた意思疎通に関する合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、その事業活動において障害特性に応じた意思疎通に関する合理的な配慮を行うとともに、区の施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者が区外に事務所又は事業所を有する場合は、当該事務所又は事業所に対し、障害特性に応じた意思疎通に関する合理的な配慮を行うことについて協力を求めるものとする。

(財政上の措置等)

第7条 区は、基本理念に基づく意思疎通に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

5 第2期障害児福祉計画にかかる 国が示す基本的な考え方 -----

- 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- 令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。（新規）

※市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

6 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る国の基本指針見直しのポイント

(令和2年1月17日社会保障審議会障害者部会資料より)

	項目	見直しのポイント	基本指針への反映
①	地域における生活の維持及び継続の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域生活支援拠点等の機能の充実を進める ○日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○成果目標①「施設入所者の地域生活への移行」へ反映 ○成果目標③「地域生活支援拠点等における機能の充実」へ反映
②	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する ○キャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症に係る取組事項を盛り込む 	<ul style="list-style-type: none"> ○成果目標②「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」へ反映 ○依存症に関する協働体制の構築や、理解促進を図るための普及啓発などの必要性を追記
③	福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ○一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる ○就労定着支援事業の利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備を進める ○地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進するとともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する 	<ul style="list-style-type: none"> ○成果目標④「福祉施設から一般就労への移行」へ反映 ○就労における農福連携の理解促進、大学在学中の学生や高齢障害者に対する就労支援を追記
④	「地域共生社会」の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む 	<ul style="list-style-type: none"> ○包括的な支援体制の構築に取り組む必要性と、相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する新たな事業の活用も含めて検討し、体制整備を進める必要があることを追記。
⑤	発達障害者等支援の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○発達障害者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等の家族等に対する支援体制の充実を図る ○発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む 	<ul style="list-style-type: none"> ○発達障害者等の家族等への支援体制の充実を図ることや専門医療機関の確保等について追記
⑥	障害児通所支援等の地域支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○難聴障害児の支援体制について、取組む仕組みをつくっていく方向性を盛り込む ○児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する ○障害児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む ○自治体における重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する 	<ul style="list-style-type: none"> ○成果目標⑤「障害児支援の提供体制の整備等」へ反映 ○今後の障害児入所施設のみならず役割や障害児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備についての必要性を追記 ○重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズ把握の必要性について追記
⑦	障害者による文化芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、都道府県単位で障害者による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込む 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者が文化芸術活動を通じて障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を図ることを追記。また、文化芸術活動を支援するセンターの設置を推進することを追記
⑧	障害福祉サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているどうかを情報収集するなどの取組について、基本指針に盛り込む 	<ul style="list-style-type: none"> ○成果目標⑦「障害福祉サービス等の質の向上」へ反映
⑨	福祉人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○関係団体等からの要望が多くあることから、基本指針に盛り込む 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉事業の提供体制の確保と併せて、それらを担う人材確保の必要性を追記
⑩	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援体制の充実強化 ○障害児通所支援体制の教育施策との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○成果目標⑥「相談支援体制の充実・強化等」へ反映 ○成果目標⑤-2「障害児通所支援等の地域支援体制の整備」へ反映

7 千代田区障害者支援協議会委員名簿

任期：平成30年10月4日～令和3年3月31日（令和3年3月現在）
（敬称略）

No	役職	氏名	所属役職等	区分 (要綱に基づく)
1	会長	小川 浩	大妻女子大学 人間関係学部 学部長	学識経験者
2	副会長	大塚 晃	上智社会福祉専門学校特任教員	
3	委員	大瀧 靖峰	丸ビル総合法律事務所	
4	委員	鈴木 努	山王クリニック院長	医療関係者
5	委員	四宮 雅博	しのみやクリニック院長	
6	委員	藤田 富紀江	千代田区障害者共助会	障害者及び その家族
7	委員	貝谷 嘉洋	NPO法人日本バリアフリー協会 代表理事	
8	委員	小笠原 桂子	たまり場あつまろう会代表	
9	委員	鈴木 やす代	生涯学習推進委員 (千代田区障害者共助会推薦)	
10	委員	大山 恵子	千代田区さくらんぼの会	
11	委員	廣瀬 征由		
12	委員	鈴木 隆幸	障がいをもつ子どもの現在（いま）と 未来を考える会	
13	委員	鈴木 洋子	むぎの会	
14	委員	森田 扶美子	千代田区民生・児童委員協議会	社会福祉又は障害 者福祉団体
15	委員	宇治野 敦史	千代田区社会福祉協議会	
16	委員	星野 絹子	千代田区障害者共助会会長	
17	委員	永田 潔	NPO法人ホープ代表理事	事業者
18	委員	今牧 功	千代田区立障害者就労支援施設 (ジョブ・サポート・プラザ ちよだ) 所長	
19	委員	高橋 道也	千代田区立障害者福祉センター えみふる施設長	
20	委員	須藤 敦子	千代田区障害者よろず相談MOFCA 運営総責任者	
21	委員	井上 純子	飯田橋公共職業安定所 専門援助第二部門 統括職業指導官	就労関係者
22	委員	岡崎 京子	千代田区障害者就労支援センター センター長	
23	委員	清水 章	子ども部長	区職員
24	委員	原田 美江子	地域保健担当部長（千代田保健所長）	
25	委員	歌川 さとみ	保健福祉部長	

8 計画策定の経過

開催月日	委員会名	議題
令和2年 5月26日	第1回千代田区 障害者支援協議会	(1) 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の進捗状況 (2) 令和元年 障害福祉計画・障害児福祉計画策定に向けたアンケート結果 (3) 障害者計画改定、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定について
7月2日	計画部会 (第1回)	(1) 障害者計画改定、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定について (2) 障害者計画の体系について (3) 今後のスケジュールについて
7月30日	相談支援部会 (第1回)	(1) 相談支援部会課題とワーキング報告 (2) 地域生活支援拠点について
8月17日	計画部会 (第2回)	(1) 障害者計画改定、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定について (2) その他
9月7日	第2回千代田区 障害者支援協議会	(1) 障害者計画改定、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定について (2) その他
10月5日	相談支援部会 (第2回)	(1) 第1回相談支援部会での課題と第2回相談支援部会ワーキング報告 (2) 地域生活支援拠点について (3) 重層的支援体制整備について (4) その他
10月20日	計画部会 (第3回)	

9 用語解説

令和3年度

千代田区立九段中等教育学校
入学者決定に関する実施要綱
(手 引 き)

令和2年9月

千代田区教育委員会

目次

第1 日程	1
第2 募集人員	1
第3 応募資格	1
第4 出願	4
第5 検査等の実施及び採点	5
第6 入学者を決定するための手続等	6
第7 合格者の発表	6
第8 入学手続	6
第9 繰上げ合格者の決定	6
第10 入学辞退届の提出	7
第11 報告書	7
第12 本人得点の開示	8
第13 特別措置	9
第14 出願書類についての注意事項等	9
第15 入学検定料等の納付方法	11
第16 その他	11
千代田区立九段中等教育学校応募資格審査取扱要項	12
様式一覧	20

令和3年度 千代田区立九段中等教育学校入学者決定の日程

月	日	曜	内 容	月	日	曜	内 容
1	7	木	郵送出願開始(区分Bのみ)	1	28	木	
	8	金			29	金	
	9	土			30	土	
	10	日			31	日	
	11	月	成人の日	2	1	月	
	12	火	郵送出願終了(区分Bのみ)		2	火	
	13	水	出願受付①(区分Aのみ)		3	水	検査
	14	木	出願受付②(区分Aのみ)		4	木	
	15	金			5	金	
	16	土			6	土	
	17	日			7	日	
	18	月			8	月	
	19	火	応募状況の発表		9	火	ホームページ上発表(午前8時) 掲示発表(午前9時)・入学手続(午後3時まで)
	20	水			10	水	入学手続(正午まで)
	21	木			11	木	建国記念の日
	22	金			12	金	
	23	土			13	土	
	24	日			14	日	
	25	月			15	月	入学金納付期限
	26	火			16	火	
	27	水			17	水	

令和3年度 千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱

令和3年度における千代田区立九段中等教育学校（以下「九段中等教育学校」という。）の入学者の決定は、この要綱に定めるところにより実施する。

第1 日程

事項	区分A	区分B
出願	令和3年1月13日(水)午前9時から午後3時 令和3年1月14日(木)午前9時から午後3時 受付場所 九段中等教育学校 九段校舎（千代田区九段北 2-2-1） 願書、報告書、志願者カード、その他必要書類を持参し提出する	令和3年1月7日(木)から1月12日(火)まで 郵送（上記郵送出願期間に、九段中等教育学校必着）により受付（上記郵送出願期間以外は受け付けない）
応募状況の発表	令和3年1月19日(火) 午前11時 九段中等教育学校 九段校舎（千代田区九段北 2-2-1）掲示 九段中等教育学校ホームページ（ http://www.kudan.ed.jp/ ）掲載	
検査	令和3年2月3日(水) 午前8時30分 集合 午後0時35分 検査終了 会場 九段中等教育学校 九段校舎（千代田区九段北 2-2-1） 九段中等教育学校 富士見校舎（千代田区富士見 1-10-14）	
発表	令和3年2月9日(火) 午前8時 九段中等教育学校ホームページ（ http://www.kudan.ed.jp/ ）掲載 令和3年2月9日(火) 午前9時 九段中等教育学校 九段校舎（千代田区九段北 2-2-1）掲示	
入学手続	令和3年2月9日(火) 午前9時から午後3時まで 令和3年2月10日(水) 午前9時から正午まで 会場 九段中等教育学校 九段校舎（千代田区九段北 2-2-1）	

第2 募集人員

募集区分	区分A	区分B
募集人員	80名（男子40名、女子40名）	80名（男子40名、女子40名）
合計	160名	

第3 応募資格

九段中等教育学校に入学を志願することのできる者は、第3-1 区分Aの応募資格、又は第3-2 区分Bの応募資格のそれぞれの表の①欄(1)から(4)のいずれかに該当し、中学校、特別支援学校の中学部、九段中等教育学校の前期課程又は義務教育学校の後期課程に在籍していない者で、かつ、②欄中の(1)又は(2)のどちらかに該当する者とする。

第3-1 区分Aの応募資格

①
(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校」という。）を令和3年3月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者
(2) 令和3年3月31日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成20年4月2日から平成

<p>21年4月1日までの間に出生した外国籍を有する者</p> <p>(3) 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（日本人学校）の当該課程を令和3年3月に修了する見込みの者</p> <p>(4) 令和3年3月31日までに、外国に所在する学校（現地校）において、日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成20年4月2日から平成21年4月1日までの間に出生した者</p>
<p>②</p> <p>(1) 令和2年4月1日現在千代田区内に住所を有しており（転入の場合は令和2年4月1日までに転入の届出を完了していること）、引き続き九段中等教育学校の卒業まで千代田区内に居住し、かつ、通学することが確実で、千代田区立中学校選択制度において区立中学校を選択し、次のアとイのどちらかの条件を満たす者</p> <p>ア 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下、実施要綱において同じ。）と同居していること。</p> <p>イ 次の（ア）から（エ）のいずれかに該当する者であること。ただし、父又は母のどちらとも同居せず、おじ、おば、祖父母、兄姉等と同居している場合には「具申書」（様式8）の提出が必要となる。</p> <p>（ア） 父母のどちらか一方又は父と母が行方不明で、父母のどちらか一方又はおじ、おば、祖父母、兄姉等と同居している者</p> <p>（イ） 父母のどちらか一方又は父と母が療養・転勤のため、父母のどちらか一方又はおじ、おば、祖父母、兄姉等と同居している者</p> <p>（ウ） 父と母が離婚したため又は離婚するため別居している場合で、父母のどちらか一方又はおじ、おば、祖父母、兄姉等と同居している者</p> <p>（エ） その他、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者</p> <p>なお、東日本大震災（平成23年3月11日発生）、平成28年熊本地震（平成28年4月14日発生）、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震（平成30年9月6日発生）又は令和元年台風第19号において、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことにより、引き続き当該地域に在住することが困難になった者（以下「災害に伴う被災者」という。）で、千代田区立小学校に在学する者は、事情により千代田区内に住民票を異動することができていない場合であっても、避難者名簿等により継続して居住していることが確認できる場合には、区分Aで志願することができる。その際、志願者が保護者と同居していない場合は、「志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者」とし、小学校の校長（以下「小学校長」という。）は具申書（様式8）を千代田区立九段中等教育学校長（以下「九段中等教育学校長」という。）に提出すること。</p> <p>(2) 区外に所在する都立若しくは区立特別支援学校の小学部等を卒業する見込みの者又は区外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童で、小学校を卒業する見込みの者のうち、令和2年4月1日現在千代田区内に保護者が住所を有しており、九段中等教育学校入学日までに保護者と同居する者で、引き続き九段中等教育学校卒業まで千代田区内に居住し、かつ通学することが確実な者</p> <p>ただし、父母のどちらとも同居していない場合は「具申書」（様式8）の提出が必要となる。児童福祉施設に入所している東京都の措置児童の場合は、具申書の提出は不要だが、当該児童福祉施設の長からの「意見書」の提出が必要。</p>

第3-2 区分Bの応募資格

<p>①</p> <p>(1) 小学校を令和3年3月に卒業する見込みの者</p> <p>(2) 令和3年3月31日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成20年4月2日から平成</p>

<p>21年4月1日までの間に出生した外国籍を有する者</p> <p>(3) 日本人学校の当該課程を令和3年3月に修了する見込みの者</p> <p>(4) 令和3年3月31日までに、現地校において日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成20年4月2日から平成21年4月1日までの間に出生した者</p>
<p>②</p> <p>(1) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でない場合は後見人をいう。以下、実施要綱において同じ。）と同居している者で、都内に住所を有しており、引き続き九段中等教育学校の卒業まで都内に居住し、通学することが確実な者</p> <p>又は、都内の小学校に在学している者のうち、都内に住所を有しており、引き続き九段中等教育学校の卒業まで都内に居住し、通学することが確実で、次のアからエのいずれかに該当する者、あるいは、オに該当する者。ただし、アからエまでのうち、保護者と同居していない場合は「具申書」（様式8）の提出が必要となる。エに該当する者のうち都内に所在する児童福祉施設、又はオに該当する者のうち都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童の場合は、具申書の提出は不要だが、当該児童福祉施設の長からの「意見書」の提出が必要</p> <p>ア 父母のどちらか一方又は父と母が行方不明で、父母のどちらか一方又はおじ、おば、祖父母、兄弟等と同居している者</p> <p>イ 父母のどちらか一方又は父と母が療養・転勤のため、父母のどちらか一方又はおじ、おば、祖父母、兄弟等と同居している者</p> <p>ウ 父と母が離婚したため又は離婚するため別居している場合で、父母のどちらか一方又はおじ、おば、祖父母、兄弟等と同居している者</p> <p>エ その他、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者</p> <p>オ 都外に所在する都立若しくは区立特別支援学校の小学部等を卒業見込みの者又は都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童で、小学校を卒業する見込みの者のうち、九段中等教育学校入学日までに保護者と同居し、都内へ転居する者で、引き続き九段中等教育学校卒業まで都内に居住し、通学することが確実な者</p> <p>なお、災害に伴う被災者で、父母どちらか一方と入学日までに都内に住所を有することが確実な者又は都内に身元引受人がおり、身元引受人の元に転居し、身元引受人と同居する者についても、B区分で志願することができる。</p> <p>また、災害に伴う被災者で、既に都内に避難し都内小学校に在学する者については、事情により都内に住民票を異動することができていない場合であっても区分Bで志願することはできる。その際、志願者が保護者と同居していない場合は、「志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者」とし、小学校長は具申書（様式8）を九段中等教育学校長に提出すること。</p> <p>(2) 第3-3に定める応募資格の審査を受け、承認を受けた者</p>

第3-3 応募資格審査が必要な場合

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者は、千代田区立九段中等教育学校応募資格審査取扱要項に定める手続により応募資格の審査を受け、出願についての承認を得る必要がある。応募資格の審査及び出願についての承認は、九段中等教育学校長に委任する。

なお、次の(1)から(5)までにおいて、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（(3)又は(4)において身元引受人がいる場合を除く。）その際、理由書（様式応6）及び父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類の提出が必要である。

(1) 保護者とともに都内に住所を有し、そこから都外の小学校に通学している者

(2) 前記第3-2②欄の規定にかかわらず、住所が都外に存する者のうち、保護者とともに入

学日までに都内に転入することが確実な者

- (3) 前記第3-2①欄(3)又は(4)に該当する者のうち、保護者とともに入学日までに都内に転入することが確実な者。ただし、日本国籍を有する者で、特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であることが必要である。
- (4) 都内の島しょの小学校を卒業する見込みの者で、入学日までに島しょ以外の都内へ転居することが確実な者（保護者とともに転居する者又は身元引受人の住所に転居する者）は、「島しょからの転居に関する申立書」（様式9）を提出することにより、応募資格の審査に代える。
- (5) 前記3-2①欄(2)に該当する者
- (6) 前記3-2②欄なお書きに該当する者は、転居に関する申立書（様式応3）及び転居を証明する書類（身元引受人と同居する場合は身元引受人承諾書（様式任意）及び身元引受人の住民票記載事項証明書（様式応2））並びに罹災証明書又は被災証明書等、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことを証明する書類を提出することにより、応募資格の審査に代える。

第4 出願

第4-1 出願方法

- (1) 九段中等教育学校を志願する者は、都立中等教育学校及び都立中学校へ出願できない。
- (2) 区分Aに志願する志願者又は保護者等は、出願に要する書類等を出願受付期間中に持参し、九段中等教育学校長に提出する。なお、一度提出した出願に要する書類等は返却しない。
- (3) 区分Bに志願する志願者は、九段中等教育学校長宛てに、出願に要する書類等を郵送出願期間に必着するよう、簡易書留郵便により提出する。なお、一度提出した出願に要する書類は返却しない。

第4-2 出願手続

第4-2-1 小学校長の手続

- (1) 入学願書（様式1）

都内の小学校長は、在学している児童について、入学願書に記載されている事項及び貼り付けてある写真が本人のものであること並びに九段中等教育学校への応募資格があることを確認し、所定の位置に小学校長の公印を押す。ただし、都外の小学校の場合は、小学校長の公印を押す必要はない。
- (2) 報告書（様式2）
 - ア 作成方法 実施要綱第11に定める方法により作成する。
 - イ 提出方法 九段中等教育学校長宛ての親展扱いとする。
 - ウ 提出部数 1部
 - エ 小学校長は、やむを得ない理由のため報告書の一部が記入できない場合は、「学籍の記録」等記入できる欄について記入し、実施要綱第11-1(3)ア、イ又はウに定めるところにより作成した理由書（様式任意）等を提出する。

第4-2-2 志願者の手続

区分Aに志願する志願者又は保護者は、次の書類等を受付場所である九段中等教育学校九段校舎（千代田区九段北2-2-1）に持参し、九段中等教育学校長に提出する。

区分Bに志願する志願者は、次の書類を九段中等教育学校長宛てに簡易書留郵便により提出する。

- (1) 入学願書（様式1）
- (2) 報告書（様式2）

- (3) 志願者カード（様式 14）
- (4) 応募資格審査関係書類（実施要綱第 3 - 3 に該当する者のみ。）
- (5) 入学検定料 2,200 円（所定の納付書により、指定の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付ける。
- (6) その他九段中等教育学校長が定めた書類等

第4-3 受検票の交付

区分 A に志願する志願者の入学願書等を受け付けた九段中等教育学校長は、受付場所において受検票を交付する。

区分 B に志願する志願者の入学願書等を受け付けた九段中等教育学校長は、受検票を志願者宛てに郵送により送付する。

第4-4 応募状況の発表

応募状況の発表は、1 月 19 日（火）午前 11 時に九段中等教育学校の校内に掲示及び九段中等教育学校ホームページへの掲載により行う。

第5 検査等の実施及び採点

第5-1 検査内容

九段中等教育学校の特色や教育理念の「育てたい生徒像」に照らし、入学を希望する児童の将来の進路に対する目的意識、6 年間の一貫教育の中で学ぼうとする意欲、課題発見・解決能力、集団への適応性等、中高一貫教育で求められている適性をみるとともに創造力や協調性をみるものとする。

第5-2 検査等の方法

入学者決定に際して、九段中等教育学校長は、小学校長から提出された報告書と適性検査、志願者カードを適切に組み合わせて実施する。

なお、報告書及び適性検査等の点数化に関する取扱いについては、九段中等教育学校長が適切に定める。

第5-3 検査時間

児童にとって過度の負担とならないように、九段中等教育学校長が適切に定める。

第5-4 問題作成

(1) 出題の基本方針

- ア 小学校の教育課程に基づく日常の学習活動の成果や中高一貫教育において学ぶ意欲、適性を検査することを基本とする。
- イ 出題の内容は、教科横断的な力や課題発見・解決能力などをみるものとする。
- ウ 出題に当たっては、九段中等教育学校の特色や育てたい生徒像に照らし、6 年間の学習活動への適応力や創造力等をみることができるようにする。

(2) 検査問題は、九段中等教育学校が設置する検査問題作成委員会が作成する。

(3) 検査問題作成委員会の委員長は、九段中等教育学校長とする。

(4) 検査問題作成委員会の委員は、九段中等教育学校長が命ずる。

第5-5 採点

(1) 九段中等教育学校に、検査等の採点を行う採点委員会を置く。

(2) 採点委員会の委員長（以下、「採点委員長」という。）は、九段中等教育学校長とする。

(3) 採点委員会の委員（以下「採点委員」という。）は、九段中等教育学校の副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭及び日勤講師（非常勤教員）のうちから九段中等教育学校長が命ずる。

(4) 採点委員長は、採点委員を指揮監督し、採点についての責任を負う。

(5) 採点委員長は、各検査等に対し、採点委員のうちから採点責任者を命ずる。

第6 入学者を決定するための手続等

九段中等教育学校長は、九段中等教育学校の特色や育てたい生徒像に基づいて、あらかじめ定めた方法により入学者を決定する。

第6-1 入学者決定の基本方針

九段中等教育学校長は、小学校長から提出された報告書及び検査等の結果（以下「総合成績」という。）により入学者の決定を行う。

第6-2 選考

- (1) 九段中等教育学校に、入学者の決定に関する事務を行う選考委員会を置く。
- (2) 選考委員会の委員長は、九段中等教育学校長とする。
- (3) 選考委員会の委員は、九段中等教育学校長が命ずる。

第6-3 合格候補者の決定

九段中等教育学校長は、次の(1)から(3)により合格候補者を適切に決定する。

なお、合格候補者を決定するための順位を定めるに当たっては、同順位が出ないようにする。

- (1) 募集区分（区分A、区分B）ごとに、男女別の募集人員に相当する人員まで、男女別の総合成績の順（以下「総合順位」という。）により合格候補者を決定する。
- (2) 上記(1)で男子（女子）が募集区分ごとの募集人員に達しない場合は、募集区分ごとに合格候補者となっていない女子（男子）から募集人員まで充足する。
- (3) 上記(2)で区分A（区分B）が募集区分ごとの募集人員に達しない場合は、区分B（区分A）の合格候補者となっていない者から、男女合同の総合成績の順により、一定数の者を繰上げ合格候補者とする。

第6-4 合格者の決定

九段中等教育学校長は、選考委員会の資料により合格者及び繰上げ合格候補者を決定する。

第7 合格者の発表

合格者の発表は、九段中等教育学校の校内の掲示及び九段中等教育学校ホームページへの掲載により行う。

合格者には、合格通知書（様式3）を入学手続期間内に交付する。

第8 入学手続

第8-1 入学意思確認書の提出及び入学金の納付

合格者は、入学手続期間内に入学意思確認書（様式5）を提出し、入学手続を行う。

入学手続期間内に入学意思確認書（様式5）を提出しない者は合格を放棄したものとみなす。ただし、やむを得ない事情により入学手続期間内に入学意思確認書（様式5）の提出ができない場合は、入学手続期間内に九段中等教育学校に連絡し、入学意思を伝えること。九段中等教育学校長は状況を把握の上、当該合格者の入学手続の扱いを決定する。

なお、やむを得ない事情とは、自己の責に帰さない事情であり、公共交通機関の遅延又は急病により、入学手続期間を過ぎる場合をいう。これによらない場合については、九段中等教育学校長は、千代田区教育委員会と事前に協議の上、決定する。

入学金は令和3年2月15日（月）までに指定された方法で納付すること。

入学金：区分A 5,650円 区分B 56,500円

第8-2 入学許可書の交付

九段中等教育学校長は、第8-1に定める入学手続を完了し入学許可予定者となった者に対して、入学許可書（様式6）を交付する。

第9 繰上げ合格者の決定

入学手続人員が募集人員に達しない場合、九段中等教育学校長は、令和3年2月22日（月）

午後 5 時を期限として、繰上げ合格候補者の入学意思を繰上げ順位に従って電話又は、これによりがたい場合はその他の手段により速やかに確認し、入学の意思のある者を繰上げ合格者として決定し、繰上げ合格通知書（様式 4）を交付する。繰上げ合格候補者の選定順位については、実施要綱 6-3 の例による。なお、繰上げ合格者については発表しない。

繰上げ合格通知書（様式 4）の交付を受けた者は、指定された手続期間内に入学意思確認書（様式 5）を提出し、入学手続を行う。九段中等教育学校長は、入学手続を完了し入学許可予定者となった者に対して、入学許可書（様式 6）を交付する。入学金は定められた期限までに納付する。なお、指定された手続期間内に入学意思確認書（様式 5）を提出しない者は、繰上げ合格を放棄したものとみなす。

また、上記期限後に入学辞退者が発生した場合、2 月末日を最終期限として、九段中等教育学校長は、千代田区教育委員会と協議の上、繰上げ合格者を決定できるものとする。なお、その際の選考方法は上記繰上げ合格者決定の例による。

第10 入学辞退届の提出

入学許可予定者のうち、入学を辞退しようとする者は、入学辞退届（様式 7）を九段中等教育学校長に速やかに提出する。

第11 報告書

第11-1 作成

- (1) 小学校卒業見込者については、志願者が在学している小学校の教職員が記載者となる。
- (2) 記載者以外の複数の教職員が小学校児童指導要録等と照合し、確認する。
- (3) 小学校長は、次のアからウまでのいずれかに該当する場合、報告書の一部を作成しなくてもよい。

ア 平成 30 年 4 月 1 日以降帰国し、現地校から編入学した者については、報告書の所定の欄のうち記入できる事項についてのみ記入する。各教科の学習の記録欄への記入又は現地校の成績資料の写しの添付が不可能な場合は、記入できない欄についてその旨を明らかにした理由書（様式任意）を提出する。

イ 小学校の、全ての教科を特別な教育課程により実施している特別支援学級（固定）在籍者については、報告書の所定の欄のうち記入できる事項のみ記入し、記入できない欄については斜線を引く。この場合、不足する記録に関わる資料の写しを提出する。

ウ 出席日数が少ないため、参考にできる資料等を活用しても観点別学習状況の評価を行うことができない場合、また、評価を行うことができない教科がある場合、報告書の所定の欄のうち記入できる事項についてのみ記入する。

この場合、小学校長は記入できない欄についてその旨を明らかにした理由書（様式任意）を提出する。

- (4) 当該小学校長は、上記(1)から(3)までを確認の後、公印を押し内容を証明する。

第11-2 記載事項

報告書には、次の事項を記載する。

- (1) 学籍の記録
- (2) 各教科の学習の記録
- (3) 出欠の記録
- (4) 特別活動の記録
- (5) 総合的な学習の時間の記録

第11-3 作成方法

報告書は所定の用紙（様式 2）により作成する。前年度以前の報告書の様式は使用できない。報告書の作成に当たっては、原則として小学校児童指導要録の記入方法に従うものとする。

る。

報告書の各欄の記入については、次の(1)から(6)までのとおりとする。なお、第4学年、第5学年については、小学校児童指導要録に基づいて記入し、第6学年については、第一学期及び第二学期の評価等を十分参考にして令和2年第二学期末現在における児童の評価等を記入する。記入後、記載者の私印及び当該小学校長の公印を押す。

(1) 学籍の記録

ア 児童氏名、性別、生年月日、卒業見込年月を記入する。

イ 小学校に転入学又は編入学した志願者については、転入学等の欄に転入学等の年月及び前在 school 名を記入する。

(2) 各教科の学習の記録

各教科の学習の状況について、小学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第27号及び平成29年文部科学省告示第63号）に示された各教科の目標に照らして、その実現状況を総括的に評価し、実現状況を総括的に評価し、3、2、1の3段階で評定を記入する。この場合、「十分満足できる状況と判断されるもの」を3、「おおむね満足できる状況と判断されるもの」を2、「努力を要する状況と判断されるもの」を1とする。

(3) 特別活動の記録

第6学年の特別活動における児童の活動について、内容ごとにその趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合には、○印を記入する。

(4) 総合的な学習の時間の記録

小学校学習指導要領に示された目標に基づき、第6学年のこの時間に行った学習活動及び各学校が定めた評価などの観点を記入した上で、それらの観点について、児童の学習状況の特徴的な事項を記入するなど、児童にどのような力が身に付いたかを文章で記述する。

(5) 出欠の記録

以下の事項を記入する。

ア 出席しなければならない日数

授業日数から出席停止・忌引等の日数を差し引いた日数を記入する。

イ 欠席日数

出席しなければならない日数のうち、病気又はその他の事故で児童が欠席した日数の合計を記入する。

第12 本人得点の開示

第12-1 受検者又は受検者の保護者(以下「受検者等」という。)の手續

(1) 受検者等は、九段中等教育学校長に対して適性検査等における本人得点の開示を請求することができる。その際、受検票や身分証明書など、本人確認ができるものを提示すること。ただし、保護者が開示を請求する場合は、受検票と保護者の本人確認ができるものの両方を提示すること。

(2) 受検者等は、受検票や身分証明書などにより本人確認を受けた後、検査得点表(様式11)を受領する。ただし、保護者が受領する場合は、受検票、保護者の本人確認できるもの及び受検者と保護者との関係を証明するもの(住民票の写しなど)を提示すること。

第12-2 九段中等教育学校長の手續

(1) 受検者等から九段中等教育学校長に適性検査等の本人得点の開示請求があった場合、九段中等教育学校長は受検者等であることを受検票や身分証明書などで確実に確認の上、開示請求書により請求を受け付ける。ただし、保護者から開示請求があった場合には、受検票と保護者の本人確認ができるもの両方を確認し請求を受け付けること。

- (2) 九段中等教育学校長は、適性検査等の本人得点開示に当たり、受検者等であることを受検票や身分証明書などで確認の上、当該受検者の検査得点表（様式 11）を個別に交付する。ただし、交付の対象が保護者である場合は、保護者であることを、受検票、保護者の本人確認できるもの及び受検者と保護者との関係を証明するもの（住民票の写しなど）で確認の上、交付すること。

また、交付期間は、令和 3 年 2 月 25 日（木）から令和 3 年 5 月 25 日（火）までとする。

- (3) 実施要綱に基づく開示請求は、令和 3 年 5 月 25 日（火）を受付終了日とする。

なお、実施要綱に定める受付開始日から受付終了日までの期間以外における開示請求については、千代田区個人情報保護条例（平成 10 年条例第 43 号）に基づき行うものとする。

第 13 特別措置

- (1) 障害のある受検者のうち障害による適性検査等実施上の特別措置を希望する者は、小学校長を経由して、令和 2 年 12 月 18 日（金）までに、特別措置申請書（様式 12）により、九段中等教育学校長に申請する。

適性検査等の実施は通常受検者と同一とする。ただし、通常の検査方法では受検が困難と認められる者については、検査問題等の程度を変えない範囲で、検査方法（問題・解答用紙の拡大、ICT 機器の使用、介助者（代筆者、音読者等を含む）の同行等）、検査時間及び検査会場について適切な措置を講ずる。

特別措置申請を受け付けた九段中等教育学校長は、特別措置申請の内容にかかわらず、速やかに千代田区教育委員会に報告し、協議する。

- (2) 事故や病気等により、通常の適性検査等の方法で受検することが困難な受検者で、適性検査等実施上の特別措置を希望する者は、小学校長を経由して、状況発生後直ちに特別措置申請書（様式 12）により、九段中等教育学校長に申請する。

適性検査等の実施は通常受検者と同一とする。ただし、通常の検査方法では受検が困難と認められる者については、検査問題等の程度を変えない範囲で、検査方法、検査時間及び検査会場について適切な措置を講ずる。

九段中等教育学校長は検査方法の特別措置を必要と認めた場合には、直ちに千代田区教育委員会に電話連絡する。

なお、小学校長が出席停止にすることができるインフルエンザ等の感染症に罹患した者は受検することはできない。ただし、小学校長が出席停止を解除している場合又は症状により学校医その他医師において感染の恐れがないと認められた場合は、受検を認める。その際、特別措置申請書（様式 12）により別室による受検等を申請する場合には、医療機関からの証明書や小学校長がインフルエンザ等による出席停止を解除していることについて証明する書類を添付すること。

- (3) 特別措置申請後、志願を取りやめる場合は、申請者は速やかに小学校長を経由して、九段中等教育学校長に志願の取りやめの連絡をする。

第 14 出願書類についての注意事項等

第 14-1 入学願書等の記入方法

- (1) 入学願書は、裏面に印刷された「入学願書記入上の注意」に従って記入する。
- (2) 入学願書に記入する氏名等の文字は、住民票に記載されているものを使用する。ただし、住民票に記載されている文字が常用漢字表（平成 22 年内閣告示第 2 号）外字の文字である場合、その文字を常用漢字で代用しても差しつかえないが、入学願書、受検票及び報告書の表記は統一すること。

ア 第3-1②(1)イ(ア)から(エ)まで又は第3-2②(1)アからエまでのいずれかに該当する者で、父母のどちらか一方とも同居していない場合に提出する。

イ 提出方法

(ア) 具申書(様式8)は、申請者が2部作成し、在学している小学校長に提出する。

(イ) 小学校長は、受理した具申書の内容が事実であると認めたときは、小学校長証明欄に氏名を記入し小学校長の公印を押印の上、申請者に1部交付し、他の1部は小学校で保管する。

(ウ) 申請者は、小学校長が証明した具申書を他の出願書類とともに、九段中等教育学校長に提出する。

(2) 都内の里親又は小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム事業)委託児童は「措置通知」の写しを提出する。

(3) 児童福祉施設に入所している東京都の措置児童は、具申書に代えて当該児童福祉施設の長からの「意見書」を提出する。

第15 入学検定料等の納付方法

入学検定料及び入学金は、所定の納付書により、指定の納付場所で納付する。

なお、納付するに当たっては、次のことに留意する。

- (1) 納付書は所定の用紙を使用する(コピーしたものは使用できない)。
- (2) 納付書の金額を訂正したり、**前年度以前の納付書を使用したりしない**。
- (3) 入学検定料は、出願手続きに間に合うように納付する。
- (4) 一旦納付した入学検定料は還付しないので、九段中等教育学校への志望が確実にってから納付すること。
- (5) 入学金は、期限までに納付する。
- (6) 一旦納付した入学金は還付しないので、九段中等教育学校への入学が確実にってから納付すること。
- (7) 指定の納付場所とは次に掲げるものをいう。

ア 銀行・信用金庫など(千代田区指定金融機関、特別区公金収納取扱店)

イ 東京都、山梨県及び関東各県所在のゆうちょ銀行・郵便局

第16 その他

- (1) 入学手続後、住所・氏名等について変更がある場合には、事前に九段中等教育学校長に申し出なければならない。
- (2) 現住所について居住の疑義がある場合には、千代田区教育委員会が訪問調査等を行う。
- (3) 報告書の受領書は、発行しない。
- (4) この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

千代田区立九段中等教育学校応募資格審査取扱要項

令和3年度千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱（以下「要綱」という。）の第3-3に該当している者の応募資格審査の取扱いはこの要項の定めるところによる。

- 1 都内在住者で都外の小学校等に在学している者…………… 14
（都内在住者で外国人学校を修了する見込みの者又は修了した者を含む。）
- 2 都外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者…………… 16
- 3 海外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者…………… 18

＜応募資格審査を受ける上で必要な書類について＞

(保護者が父母であり、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できない場合)

応募資格審査取扱要項の該当項目	父母の一方が都内に志願者と同居できない特別の事情	父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類
1、2、3	<p>父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由が、<u>介護、病気療養(又は出産)のため</u>であり、志願者にとって、都内に転入(在住)する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合</p> <p>※ 介護については、志願者の2親等内の親族が、要介護2、3、4、5である場合を対象とする。要介護1、要支援1、2である場合、対象とはならない。</p> <p>※ 病気療養中については、志願者の保護者及び志願者の兄弟姉妹が病気療養中である場合を対象とする。</p>	<p>父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類</p> <p>[介護の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険被保険者証の写し <p>[病気療養の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師の診断書(都内に転居できない理由が記載されているもの) <p>[出産の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳の写し <p>※ <u>二重下線の書類</u>については原本の提出をしないこと。</p>
2	<p>父母のどちらか一方が都内に転入する理由が、<u>介護のため</u>であり、志願者にとって、都内に転入する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合</p> <p>※ 介護については、志願者の2親等内の親族が、要介護2、3、4、5である場合を対象とする。要介護1、要支援1、2である場合、対象とはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険被保険者証の写し <p>[都内に転入できない父又は母]</p> <ul style="list-style-type: none"> 他道府県における勤務証明書等 <p>※ <u>二重下線の書類</u>については原本の提出をしないこと</p>
1、2、3	<p>父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由が、<u>父と母が離婚調停中のため</u>であり、志願者にとって、都内に転入(在住)する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事件係属証明書等
3	<p>日本国籍を有する志願者が父母とともに海外に在住しており、父母のどちらか一方が都内に転入することができない理由が、<u>海外勤務の継続のため</u>であり、志願者にとって、都内に転入する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合</p> <p>※ 父母の両方が帰国できない場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいること、保護者が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 海外における勤務証明書等

1 都内在住者で都外の小学校等に在学している者(都内在住者で外国人学校を修了する見込みの者又は修了した者を含む。)

一 応募資格

次の(1)ア又はイのどちらかに該当し、かつ、(2)に該当する者

(1) ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程を令和3年3月に卒業又は修了する見込みの者

イ 令和3年3月31日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成20年4月2日から平成21年4月1日までの間に出生した外国籍を有する者

(2) 保護者(本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。)とともに都内に住所を有し、区立九段中等教育学校入学後も保護者と同居し、引き続き区立九段中等教育学校卒業まで都内から通学することが確実な者。ただし、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい(応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。)

二 出願方法

(1) 提出期間 郵送出願期間とする(郵送出願期間に区立九段中等教育学校に必着するよう、簡易書留郵便による出願のみ)。

(2) 提出先 区立九段中等教育学校長(窓口への直接の出願は認めない。)

(3) 出願に要する書類等

ア 入学願書(様式1)

イ 報告書(様式2)

なお、前記一(1)イに該当する者は、最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの(日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込み又は修了したことが分かるもの)

ウ 志願者カード(様式14)

エ 千代田区立九段中等教育学校出願承認申請書(様式応1)

オ 志願者及び保護者を記載した住民票記載事項証明書(様式応2)(令和2年12月1日以降に区市町村長が発行したもの)

なお、前記一(1)イに該当する者で、住民票記載事項証明書(様式応2)に外国籍を有している証明がない場合は、外国籍を有していることを証明する公的機関発行の書類を併せて提出すること。

カ 前記一の(2)ただし書に該当する場合は、特別の事情を示す書類

(ア) 理由書(様式応6)

志願者が父母どちらか一方と都内に同居した方が身上監護を受けられる理由を明記する。

(イ) 父母どちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類

※ 特別の事情として認められる事情及び必要書類(13ページ)を参照し、該当の書類を提出する。

キ 入学検定料 2,200 円(所定の納付書により、指定の納付場所で納付した領収証書を入

学願書の裏面に貼り付ける。)

ク その他区立九段中等教育学校長が定めた書類等

三 その他

- (1) 応募資格の審査は区立九段中等教育学校長が行い、出願を承認したときは入学願書を受理する。
- (2) 応募資格に違反し、又は事実と反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。

2 都外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者

一 応募資格

次の(1)ア又はイのどちらかに該当し、かつ、(2)に該当する者

- (1) ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程を令和 3 年 3 月に卒業又は修了する見込みの者
イ 令和 3 年 3 月 31 日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の 6 年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成 20 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日までの間に出生した外国籍を有する者
- (2) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。）とともに、令和 3 年 4 月の入学日までに都内に転入し、区立九段中等教育学校入学後も保護者と同居し、引き続き区立九段中等教育学校卒業まで都内から通学することが確実な者。ただし、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。

なお、区立九段中等教育学校へ入学手続をするため、一時的に都内に住所を有し、入学後再び都外に志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。

二 出願方法

- (1) 提出期間 郵送出願期間とする（郵送出願期間に区立九段中等教育学校に必着するよう、簡易書留郵便による出願のみ）。
- (2) 提出先 区立九段中等教育学校長（窓口への直接の出願は認めない。）
- (3) 出願に要する書類等
 - ア 入学願書（様式 1）
 - イ 報告書（様式 2）

なお、前記一(1)イに該当する者は、最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの（日本の 6 年の義務教育相当の課程を修了する見込み又は修了したことが分かるもの）
 - ウ 志願者カード（様式 14）
 - エ 千代田区立九段中等教育学校出願承認申請書（様式応 1）
 - オ 転居に関する申立書（様式応 3）
 - カ 転居を証明する書類
 - (ア) 新たに都内に住居を持つ場合
当選通知書の写し（公共住宅）、確認済証（建築物）の写し、契約書の写し（売買、賃貸）、転居証明書（社宅等）等
 - (イ) 既に都内に在住している親族等と同居する場合
親族等の住民票記載事項証明書（様式応 2）（令和 2 年 12 月 1 日以降に区市町村長が発行したもの）及び同居同意書（様式 10）
 - キ 前記一(1)イに該当する者は、外国籍を有していることを証明する住民票記載事項証明書（様式応 2）又は公的機関発行の書類
 - ク 前記一の(2)ただし書に該当する場合は、特別の事情を示す書類

(ア) 理由書(様式応6)

志願者が父母どちらか一方と都内に同居した方が身上監護を受けられる理由を明記すること。

(イ) 父母どちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類

※ 特別の事情として認められる事情及び必要書類(13ページ)を参照し、該当の書類を提出する。

ケ 入学検定料

2,200円(所定の納付書により、指定の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付ける。)

コ その他区立九段中等教育学校長が定めた書類等

三 その他

- (1) 応募資格の審査は区立九段中等教育学校長が行い、出願を承認したときは入学願書を受理する。
- (2) 応募資格に違反し、又は事実に反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。
- (3) 入学日までに、区立九段中等教育学校長に別途、住民票記載事項証明書(様式応2)(申請した都内の住所に本人及び保護者が転居したことを確認できるもの)を提出する。

3 海外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者

一 応募資格

次の(1)ア又はイのどちらかに該当し、かつ、(2)に該当する者

- (1) ア 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（以下「日本人学校」という。）の当該課程を令和3年3月に修了する見込みの者
イ 令和3年3月31日までに外国に所在する学校（以下「現地校」という。）において、日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成20年4月2日から平成21年4月1日までの間に出生した者
- (2) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。）とともに、令和3年4月の入学日までに都内に住所を有し、区立九段中等教育学校入学後も保護者と同居し、引き続き区立九段中等教育学校卒業まで、都内から通学することが確実な者。ただし、保護者については、以下の場合も含む。

ア 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。

イ 日本国籍を有する志願者で、特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であること。

なお、区立九段中等教育学校へ入学手続をするため、一時的に都内に住所を有し、入学後再び都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。

二 出願方法

- (1) 提出期間 郵送出願期間とする（郵送出願期間に区立九段中等教育学校に必着するよう、簡易書留郵便による出願のみ）。
- (2) 提出先 区立九段中等教育学校長（窓口への直接の出願は認めない。）
- (3) 出願に要する書類等

ア 入学願書（様式1）

イ 日本人学校の場合は報告書（様式2）

現地校の場合は最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの（日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込み又は修了したことが分かるもの）

ウ 志願者カード（様式14）

エ 帰国に関する申立書（様式応4）

なお、前記一(2)アに該当する場合は、理由書（様式応6）及び又は父母のどちらか一方が志願者と同居できない理由を証明できる書類（海外における勤務証明書等）を併せて提出すること。

オ 転居を証明する書類

(ア)新たに都内に住居を持つ場合

当選通知書の写し（公共住宅）、確認済証（建築物）の写し、契約書の写し（売買、

賃貸)、転居証明書(社宅等)等

(イ)既に都内に在住している親族等と同居する場合

親族等の住民票記載事項証明書(様式応2)(令和2年12月1日以降に区市町村長が発行したもの)及び同居同意書(様式10)

カ 前記一の(2)イに該当する場合は、身元引受人承諾書(様式応5)及び保護者が帰国できない理由を証明する書類(海外における勤務証明書等)

キ 外国籍を有していることを証明する住民票記載事項証明書(様式応2)又は公的機関発行の書類(外国籍を有する者のみ)

ク 入学検定料

2,200円(所定の納付書により、指定の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付ける。)

ケ その他区立九段中等教育学校長が定めた書類等

三 その他

(1) 応募資格の審査は区立九段中等教育学校長が行い、出願を承認したときは入学願書を受理する。

(2) 応募資格に違反し、又は事実に反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。

(3) 入学日までに、区立九段中等教育学校長に、住民票記載事項証明書(様式応2(申請した都内の住所に本人及び保護者が転居したことを確認できるもの))を提出する。

なお、前記一の(2)イに該当する場合は、入学日に、本人及び身元引受人の住民票記載事項証明書を提出するとともに、1年以内に保護者が帰国した時点で、保護者の住民票記載事項証明書を提出する。

様式一覧

様式番号	名 称	ページ
様式 1	入学願書	21
(様式 1 裏面)	入学願書記入上の注意	22
様式 2	報告書	23
様式 3	合格通知書	24
様式 4	繰上げ合格通知書	25
様式 5	入学意思確認書	26
様式 6	入学許可書	27
様式 7	入学辞退届	28
様式 8	具申書	29
様式 9	島しょからの転居に関する申立書	30
様式 10	同居同意書	31
様式 11	検査得点表	32
様式 12	特別措置申請書	33
様式 13	特別措置決定通知書	34
様式 14	志願者カード	35
様式応 1	千代田区立九段中等教育学校出願承認申請書	36
様式応 2	住民票記載事項証明書	37
様式応 3	転居に関する申立書	38
様式応 4	帰国等に関する申立書	39
様式応 5	身元引受人承諾書	40
様式応 6	理由書	41
納付書	入学検定料（区分 A、区分 B 共通） 納付書	42
納付書	入学金（区分 A） 納付書	43
納付書	入学金（区分 B） 納付書	44

(様式1)

令和3年度 千代田区立九段中等教育学校入学願書

男子のみ点線部分を切り取る

21

千代田区立九段中等教育学校長 殿

貴校への入学を志願します。

※受検番号	
-------	--

募集区分	区分 A
	区分 B

どちらかを
○で囲む

志願者	フリガナ		性別		写真 正面上半身脱帽 (4cm×3cm) 令和2年12月1日以 降撮影のもので、カ ラー・白黒どちらでも 可	
	氏名					
	生年月日	平成	年	月		日
	現住所 (出願時の住所)	〒				
	入学式までに転居予定 の人は入学後の住所	〒				
	在学小学校名					
保護者	卒業年月	令和	年	月	卒業見込	
	現住所	〒				
保護者	連絡先電話番号	()				
	入学式までに転居予定 の人は入学後の住所	〒				

応募資格がないと認められた場合や事実と反する記載によって入学したと認められた場合は、入学を取り消されても異存ありません。

令和 年 月 日

保護者氏名 印 志願者との続柄

上記の志願者は貴校に応募する資格があることを確認しました。

令和 年 月 日

学校名

校長名

電話番号

公印

令和3年度 千代田区立九段中等教育学校 受検票

※受検番号	
募集区分	区分 A
	区分 B

どちらかを
○で囲む

フリガナ	
受検者氏名	
在学小学校名	小学校
検査会場名	千代田区立九段中等教育学校

1 検査日時及び時間割

検査日 令和3年2月3日(水) 集合 午前8時30分

実施内容	開始時刻～終了時刻	時間
適性検査1	午前 9時00分～ 午前 9時45分	45分間
適性検査2	午前 10時25分～ 午前 11時10分	45分間
適性検査3	午前 11時50分～ 午後 0時35分	45分間

2 合格発表日時・場所

令和3年2月9日(火) 午前8時

千代田区立九段中等教育学校ホームページ

(<http://www.kudan.ed.jp/>) 掲載

令和3年2月9日(火) 午前9時

本校九段校舎(千代田区九段北2-2-1) 掲示

*この受検票は、合格通知書の受領、入学手続等に必要なのでなくさないこと。

(のりしろ)

領収証書貼付欄

貼る前に金融機関(銀行・郵便局)の領収印を
確認してください。

(のりしろ)

入学願書記入上の注意

- 1 ※の受検番号欄は記入しないでください。
- 2 記入にあたっては、黒色のボールペン等を使用してください。ただし、消せるボールペン等は使用しないでください。
- 3 募集区分は、区分A、区分Bのどちらかを○で囲んでください。
- 4 志願者の氏名の欄には、住民票に記載されているとおりの氏名を記入してください。
外国籍を有し住民票に通称名が記載されていて、受検票に通称名のみの記載を希望する者は、志願者の氏名の欄は本名の後に通称名を()を付して記入してください。この場合、受検票の受検者氏名の欄については、通称名だけで差し支えありません。
- 5 男子のみ左上の点線部分に沿って左上端を切り取ってください。
- 6 保護者氏名欄に押印する保護者印は、朱肉を使用して押印してください。
- 7 住所欄の記入は、丁目、番地等の区分表記を省略して構いません。
例「千代田区九段南一丁目2番1号」→「千代田区九段南1-2-1」
- 8 都外の小学校の場合、在学小学校名の欄に、道府県名から記入してください。
- 9 都内の小学校に在学していない者は、学校名、校長名、学校の電話番号の記入及び学校長の公印の押印は必要ありません。
- 10 出願日以降入学日までの間に転居することが確実な者は、転居予定先の住所を「入学日までに転居予定の人は入学後の住所」欄に記入してください。
- 11 千代田区立九段中等教育学校への入学を志願する者は、都立中等教育学校及び都立中学校へ出願できません。

(様式2)(A4判)

報告書

(注) ①字句を訂正したときは、公印を用いてその旨を明らかにする。

②※印の欄には記入しない。

※受検番号

学籍 の 記録	フリガナ				性別				年 月 日		編入学 転学		特別活動の記録				
	児童氏名				転入学等		() 学校から				学級活動						
	生年月日		平成 年 月 日生		卒業見込		令和 3 年 3 月		卒業見込		児童会活動						
各教科の学習の記録										出欠の記録				6 年			
教 科	国 語	社 会	算 数	理 科	音 楽	図 画 工 作	家 庭	体 育	外 国 語	出席しなければ ならない日数	欠 席 日 数	クラブ活動					
評 定	4 年											学校行事					
	5 年											総合的な学習の時間の記録					
	6 年											観 点					
備考 (学習の記録等の欄に記入できない事項があるときはその理由を記載する。)														評 価			

上記記載事項に相違ありません。

令和 年 月 日

記載者氏名

学校所在地

電話番号

フリガナ

学 校 名

校 長 名

学校コード

(注) 学校コード欄には、都内の公立学校のみ公立学校統計調査に使用する6桁の番号を記入する。

私印

公印

受検番号	
------	--

合格通知書

志願者氏名 _____

あなたは、令和3年度千代田区立九段中等教育学校の入学者決定において、合格者として決定しましたので通知します。

なお、下記の手続期間内に入学意思確認書(様式5)を提出してください。

記

- | | | | |
|--------|--------------|--------|--------|
| 1 手続期間 | 令和3年2月9日(火) | 午前9時から | 午後3時まで |
| | 令和3年2月10日(水) | 午前9時から | 正午まで |

令和3年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長

公印

(注意) 合格者となった者が、上記の手続期間内に入学意思確認書を提出しない場合は、合格を放棄したものとみなします。

受検番号	
------	--

繰上げ合格通知書

志願者氏名 _____

あなたは、令和3年度千代田区立九段中等教育学校の入学者決定において、繰上げ合格者として決定しましたので通知します。

なお、下記の手続期間内に入学意思確認書（様式5）を提出してください。

記

- 1 手続期間 令和3年 月 日（ ） 時から 時まで
令和3年 月 日（ ） 時から 時まで

令和3年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長

公印

(注意) 繰上げ合格者となった者が、上記の手続期間内に入学意思確認書を提出しない場合は、繰上げ合格を放棄したものとみなします。

入学意思確認書

この度、令和3年度千代田区立九段中等教育学校の入学者決定に当たり、合格者になった旨の通知を受けました。

ついては、私は、千代田区立九段中等教育学校に入学します。

なお、入学者決定に関する応募資格等の重要事項の不備又はその他事実と反する事項によって入学したと認められる場合は、入学を取り消されても異存ありません。

また、入学後に応募資格を失った場合には、速やかに転校等の手続に従います。

令和3年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長 殿

受 検 番 号 _____

在学小学校名 _____

本 人 氏 名 _____

保護者 { 住 所 _____

{ 氏 名 _____ 印

電 話 番 号 _____

受検番号	
------	--

入 学 許 可 書

志願者氏名 _____

あなたは、千代田区立九段中等教育学校の入学手続を完了し、入学許可予定者となりましたのでお知らせします。

令和3年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長

公印

(注意) 本許可書を、お住まいの区市町村教育委員会に提示し、本校に入学するに当たり必要な手続をしてください。

(様式7) (A4判)

入学辞退届

令和3年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長 殿

私は、千代田区立九段中等教育学校の入学許可予定者となりましたが、入学を辞退します。

受 検 番 号 _____

入学許可予定者氏名 _____

保護者 { 住 所 _____
氏 名 _____ 印

辞 退 理 由 _____

(注意) 入学許可予定者が入学を辞退する場合は、入学辞退届を提出してください。

※受検番号	
-------	--

具 申 書

千代田区立九段中等教育学校長 殿

志願者氏名 _____

志願者の家族構成及び志願者と保護者の住所が異なる理由等は下記のとおりです。

1 家族構成（保護者は、同居、別居にかかわらず、必ず記入すること。）

氏 名	志 願 者 との続柄	現 住 所	電話番号

2 志願者と保護者の住所が異なる理由等

以上のとおり相違ありません。なお、上記事項の記載について、重要事項の誤記又は不備その他事実と反する記載によって入学したと認められる場合は、入学を取り消されても異存ありません。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

上記の者は、令和3年度千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱に定める応募資格を有することを証明する。

令和 年 月 日

所在地
小学校名
校長名

公印

※受検番号	
-------	--

島しょからの転居に関する申立書

令和 年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長 殿

保護者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

志願者との続柄 _____

志願者 住 所 _____

氏 名 _____

この度、下記の身元引受人の住所に転居しますので、よろしくお願ひします。

記

1 転居先住所

フリガナ 志願者氏名	転居先住所

2 保護者又は身元引受人の氏名及び住所

フリガナ 氏名	続柄	住 所

3 転居予定年月日

令和 年 月 日 転居予定

4 転居理由

--

上記の者は、令和3年度千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱で定める応募資格「都内の島しょの小学校を卒業する見込みの者で、入学日までに島しょ以外の都内へ転居することが確実な者」に該当することを証明する。

令和 年 月 日

所在地 _____

小学校名 _____

校長名 _____

公印

- (注意) 1 保護者とともに転居する場合は、本様式の身元引受人の文字に二重線を引く。
 2 身元引受人の住所に転居する場合は、同居同意書(様式10)及び身元引受人の住民票記載事項証明書(様式応2)を添付する。
 3 身元引受人は、都内在住者で、児童の入学後においても責任をもった対応のできる者とする。

同居同意書

令和 年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長殿

住 所 _____
氏 名 _____ 印 _____
(同居予定者との関係) _____

私は、下記の同居に同意します。

記

同居前住所 _____

同居予定者

氏 名 _____

(注) 同意者の住民票記載事項証明書(様式応2)を添付する。

受検番号	
------	--

検 査 得 点 表

志願者氏名

請求のあった、あなたの検査得点は、以下のとおりです。

適性検査 1	適性検査 2	適性検査 3

令和 3 年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長

公印

※受付番号

特別措置申請書

令和 年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長 殿

フリガナ

志願者 氏 名 _____ 性 別 _____

生年月日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生

保護者 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

電話番号 _____

千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱の規定により、適性検査等実施上の特別措置を下記のとおり申請します。

記

1 希望する措置を○で囲み、()内は記入してください。

(1) 検査時間	①延長を希望する。(検査時間は、通常の各検査時間の最大 1.5 倍まで。) ⇒ (別室受検になります。)	
(2) 検査会場	①普通の教室でよい (ア 前の方 イ 出入口近く ウ ()) ②特殊な机 ③別室受検 ④家族による送迎 ⑤車椅子の使用 ⑥介助者等の同行 ⑦ ())
(3) 検査方法	(例えば、問題・解答用紙の拡大など具体的に記入してください。))
(4) その他	①器具の持込み (例 補聴器、ルーペ、ICT機器等) () ②その他 ())

2 上記1の措置を希望する理由

(障害や病気の内容や程度などを含めて、申請する理由を具体的に書いてください。)

3 小学校長記入欄

上記のとおり、受検上の措置が必要であると考えます。		
立	小学校長	令和 年 月 日
学校の電話番号		公印

(注意事項)

- 1 申請は、小学校長を経由して、令和2年12月18日(金)までに千代田区立九段中等教育学校長に提出してください。なお、事故や病気等による適性検査等実施上の特別措置の申請は、小学校長を経由して、直ちに千代田区立九段中等教育学校長に提出してください。
- 2 申請後、志願を取りやめた場合は、速やかに小学校長を経由して千代田区立九段中等教育学校長に連絡してください。

特別措置決定通知書

第 号
令和 年 月 日

小学校長 殿
保護者 様
志願者 様

千代田区立九段中等教育学校長

公印

障害のある志願者に対する措置について下記のとおり決定します。

記

1 決定した措置内容

(1) 検査時間

(2) 検査会場

(3) 検査方法

(4) その他 (器具の持ち込み等)

2 その他

本決定について疑義がありましたら、決定内容について説明をいたしますので、御連絡ください。

問い合わせ先 千代田区立九段中等教育学校 副校長
電話 03-3263-7190

※受検番号	
-------	--

志 願 者 カ ー ド

令和 年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長 殿

_____小学校

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____

私は貴校を志願するに当たり、入学を希望する理由と小学校での活動で特に述べておきたいことは次のとおりです。

1 入学を希望する理由

--

2 小学校のときに、力を入れて取り組んできたことで自分が特に述べておきたいこと

--

(注) 志願者本人が鉛筆等えんぴつで、はっきりと書いてください。

※受 検 番 号

千代田区立九段中等教育学校出願承認申請書

令和 年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長 殿

保護者氏名 _____ 印

志願者との続柄 _____

下記の者を貴校に入学させたいので、出願の承認を申請します。

記

1 志願者

フリガナ 氏 名		現住所	
在学小学校	小学校	令和 年 月 日	卒業見込

2 家族構成 (保護者は、同居、別居にかかわらず、必ず記入すること)

志願者との続柄	フリガナ 氏 名	現住所
保護者		

3 出願申請理由 (該当する事項の番号を○で囲む。)

- | |
|---|
| (1) 都内在住者で都外の小学校等に在学している者
(2) 都外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者 |
|---|

(注) 1 保護者が父母である者で、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、理由書(様式応6)及び父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類を併せて提出すること。
 2 海外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者は、本申請書を提出する必要はない。
 3 応募資格に違反し、又は事実と反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。

住民票記載事項証明書					
① 住所			② 世帯主氏名		
③ 氏名	④ 生年月日	⑤ 現住所を定めた 年 月 日	⑥ 世帯主 との続柄	⑦ 国籍・地域 (外国籍の場合のみ)	

上記①～⑦の事項は住民票に記載があることを証明する。

令和 年 月 日

区市町村長氏名

公印

- (注) 1 証明を要する者について、住民票に記載されているとおり、枠内に記入し、令和2年12月1日以降に証明を受けること。
2 区市町村所定の様式も使用できる。
3 志願者が外国籍の場合は、⑦の国籍・地域についても証明を受けること(志願者以外については証明の必要はない。)
なお、住民票に通称名が記載されている場合は、「氏名」欄に括弧書きで通称名の証明を受けること。

転居に関する申立書

令和 年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長 殿

保護者 氏 名 _____ 印

志願者との続柄 _____

志願者 氏 名 _____

この度、下記のとおり転居しますので申し立てます。

記

1 転居先住所

志願者との続柄	フリガナ氏名	転居先住所
保護者		

2 転居予定年月日

令和 年 月 日 転居予定

3 転居理由

--

(注)1 転居を証明する書類を添付すること。

- 2 保護者が父母である者で、父母どちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、理由書(様式応6)及び父母どちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類を併せて提出すること。
- 3 応募資格に違反し、又は事実と反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。

(様式応4) (A4判)

帰国等に関する申立書

令和 年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長 殿

保護者 氏 名 _____ 印

志願者 氏 名 _____

志願者と家族の帰国（入国）予定の状況は下記のとおり相違ありません。

記

1 家族の状況(保護者は、同居、別居にかかわらず、必ず記入すること。)

フリガナ 氏 名	志願者との 続 柄	現 住 所	勤 務 先 (学校名)	帰国(入国) 予定年月	帰国(入国)後の住所
	本 人			年 月	
	保 護 者				

(注) 保護者が父母である者で、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、理由書(様式応6)及び父母どちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類を併せて提出すること。

2 日本国籍を有する志願者で、特別の事情により保護者が帰国できない場合は、その理由及び身元引受人

理由				
身元 引受人	氏 名	志願者との関係	住 所	電話番号

(注) 上記2の場合、身元引受人承諾書(様式応5)及び保護者が帰国できない理由を証明する書類(海外における勤務証明書等)を併せて提出すること。

身元引受人承諾書

千代田区立九段中等教育学校長 殿

志願者の帰国後の住所 _____

志願者氏名 _____

上記の者が貴校を受検するに当たり、志願者の保護者が帰国するまでの間、志願者の身元引受人となることを承諾します。

令和 年 月 日

現 住 所 東京都 _____

志願者との続柄等 _____

身元引受人氏名 _____ 印

(注) 身元引受人は、都内在住者で、保護者が帰国するまでの間、保護者に代わる者で志願者と同居することが確実な者とする。

※受検番号	
-------	--

理 由 書

千代田区立九段中等教育学校長 殿

令和 年 月 日

志願者氏名 _____

志願者の保護者である（ 父 ・ 母 ）が都内に志願者と同居できない理由は下記のとおりです。

記

1 志願者と同居できない保護者

志願者との続柄	フリガナ名	現住所
父 ・ 母		

2 志願者と同居できない理由等

理由	
証明する書類	

※ 父又は母が志願者と都内に同居できない理由（志願者の祖父母の介護、保護者の病気療養等）及び志願者が父母のどちらか一方と都内に同居した方が身上監護を受けられる理由を明記する。

※ 同居できない理由を証明する書類の名称を記入し、本理由書とともにその書類の写しを添付すること。

3 その他確認事項（内容を確認の上、□内にレを記入してください。）

<input type="checkbox"/> 千代田区立九段中等教育学校へ入学手続をするため、一時的に都内に住所を有し、入学後再び都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居することはありません。 <input type="checkbox"/> 千代田区立九段中等教育学校の受検を目的として、都内に転居するものではありません。 <input type="checkbox"/> 父又は母が、志願者と都内に同居できない理由が解消された場合は、速やかに都内に転居します。

以上のとおり相違ありません。

なお、上記事項の記載について、重要事項の誤記又は不備その他事実と反する記載によって入学したと認められる場合は、入学を取り消されても異存ありません。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____ 印

(電話番号 _____)

- (注意) 1 本書類は、保護者が父母である者で、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できない場合に提出する。
- 2 千代田区立九段中等教育学校へ入学手続するため、一時的に都内に住所を有し、入学後再び都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。
- 3 都内の小学校に在学している者は、本書類を提出する必要はない。
- 4 応募資格に違反し、又は事実と反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。

入学金(区分A) 納付書

納入通知書兼領収証書		公		1	
口座番号	00130-2-960001	加入者	千代田区会計管理者		
令和2年度	01 一般会計	管理番号			
記帳区分	年度	会計	管理番号	予算種別	
02	01				
款項	目	事業	細事業	節	細々節
13	02	01	02	001	
科目名	一般会計 使用料及び手数料 手数料 子ども手数料 3437 中等教育学校入学金				
金額	十	億	千	百	十
			¥	5	650
納入者					
在学小学校名					
志願者名					
様					
上記金額を納付してください。					
発行年月日	令和	年	月	日	
発行者					
納入期限	令和	年	月	日	印
上記の金額を領収しました。					
納付場所	千代田区指定金融機関 特別区公金収納取扱店 東京都、山梨県及び関東各 県所在のゆうちょ銀行・郵便 局				
領収日	付	印			
主管課	子ども部九段中等教育学校				
(納入者保管)					

納入済通知書		公		1	
口座番号	00130-2-960001	加入者	千代田区会計管理者		
令和2年度	01 一般会計	管理番号			
記帳区分	年度	会計	管理番号	予算種別	
02	01				
款項	目	事業	細事業	節	細々節
13	02	01	02	001	
科目名	一般会計 使用料及び手数料 手数料 子ども手数料 3437 中等教育学校入学金				
金額	十	億	千	百	十
			¥	5	650
納入者					
在学小学校名					
志願者名					
様					
令和2年度	01 一般会計				
科目名	令和3年度 千代田区立九段中等教育学校 入学金				
上記の金額を納付しました。					
発行年月日	令和	年	月	日	
納入期限	令和	年	月	日	
取りまとめ店	ゆうちょ銀行東京貯金事務センター (郵便番号3330-9794)				
領収日	付	印			
主管課	子ども部九段中等教育学校				
(区保管)					

原符		公		1	
口座番号	00130-2-960001	加入者	千代田区会計管理者		
令和2年度	01 一般会計	管理番号			
記帳区分	年度	会計	管理番号	予算種別	
02	01				
款項	目	事業	細事業	節	細々節
13	02	01	02	001	
科目名	一般会計 使用料及び手数料 手数料 子ども手数料 3437 中等教育学校入学金				
金額	十	億	千	百	十
			¥	5	650
納入者					
在学小学校名					
志願者名					
様					
令和3年度	千代田区立九段中等教育学校 入学金				
発行年月日	令和	年	月	日	
納入期限	令和	年	月	日	
領収日	付	印			
主管課	子ども部九段中等教育学校				
(金融機関保管)					

入学金(区分B) 納付書

納入通知書兼領収証書 (公)		1	
口座番号	00130-2-960001		
加入者	千代田区会計管理者		
令和2年度	01 一般会計		
記帳区分	会計	管理番号	予算種別
	02 01		
款項	事業	細事業	細節
13 02 01		02	001
科目名	一般会計 使用料及び手数料 手数料 子ども手数料 3437 中等教育学校入学金		
金額	十億	千	百
		¥	56500
納入者			
在学小学校名			
志願者名			
様			
上記金額を納付してください。			
発行年月日	令和 年 月 日		
発行者			
納入期限	令和 年 月 日		
上記の金額を領収しました。			
納付場所	千代田区指定金融機関 特別区公金収納取扱店 東京都、山梨県及び関東各 県所在のゆうちょ銀行・郵便 局		
領収日付印			
主管課	子ども九段中等教育学校 (納入者保管)		

納入済通知書 (公)		1	
口座番号	00130-2-960001		
加入者	千代田区会計管理者		
令和2年度	01 一般会計		
記帳区分	会計	管理番号	予算種別
	02 01		
款項	事業	細事業	細節
13 02 01		02	001
科目名	一般会計 使用料及び手数料 手数料 子ども手数料 3437 中等教育学校入学金		
金額	十億	千	百
		¥	56500
納入者			
在学小学校名			
志願者名			
様			
令和2年度	01 一般会計		
科目名	令和3年度 千代田区立九段中等教育学校 入学金		
上記の金額を納付します。			
発行年月日	令和 年 月 日		
納入期限	令和 年 月 日		
取りまとめ店	ゆうちょ銀行東京貯金事務センター (郵便番号330-9794)		
領収日付印			
主管課	子ども九段中等教育学校 (区保管)		

原符 (公)		1	
口座番号	00130-2-960001		
加入者	千代田区会計管理者		
令和2年度	01 一般会計		
記帳区分	会計	管理番号	予算種別
	02 01		
款項	事業	細事業	細節
13 02 01		02	001
科目名	一般会計 使用料及び手数料 手数料 子ども手数料 3437 中等教育学校入学金		
金額	十億	千	百
		¥	56500
納入者			
在学小学校名			
志願者名			
様			
令和3年度	千代田区立九段中等教育学校 入学金		
発行年月日	令和 年 月 日		
納入期限	令和 年 月 日		
領収日付印			
主管課	子ども九段中等教育学校 (金融機関保管)		

千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱（手引き）

令和2年9月発行

編集・発行 千代田区教育委員会学務課

〒102-8688 東京都千代田区九段南 1-2-1

電話 03-5211-4284

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和2年10月13日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
10	13	火				
10	14	水				
10	15	木				
10	16	金		指導課訪問(麴町小学校)◎	麴町小学校	教育委員出席
10	17	土		親子運動会 区立幼稚園・こども園	各幼稚園・こども園	
10	18	日				
10	19	月				
10	20	火				
10	21	水				
10	22	木				
10	23	金		指導課訪問(九段中等教育学校)◎	九段中等教育学校	教育委員出席
10	24	土				
10	25	日				
10	26	月		指導課訪問(九段小学校)◎	九段小学校	教育委員出席
10	27	火	15:00~	教育委員会定例会◎	区役所(教育委員会室)	教育委員出席
10	28	水				
10	29	木				
10	30	金				
10	31	土				
11	1	日				
11	2	月				
11	3	火				

教育委員会行事予定表

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
11	4	水				
11	5	木				
11	6	金				
11	7	土				
11	8	日				
11	9	月				
11	10	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	区役所(教育委員会室)	教育委員出席
11	11	水	13:00~	薬物乱用防止教室	九段中等教育学校	
11	12	木				
11	13	金				
11	14	土	13:00~	願書配布会(願書配布期間開始)	九段中等教育学校	
11	15	日				
11	16	月				
11	17	火				
11	18	水		指導課訪問(千代田小学校) ◎	千代田小学校	教育委員出席
11	19	木				
11	20	金				
11	21	土				
11	22	日				
11	23	月				
11	24	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	区役所(教育委員会室)	教育委員出席
11	25	水				

「広報千代田」
10月20日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課）12件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者	
			開催日・ 開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき	
1	児童・家庭支援センター	「親と子の絆プログラム」 ACT（アクト）すこやか子育て講座	子どもの発達、行動、親子それぞれの気持ちの理解などを様々なワークを通して心と体で体験的に学ぶ。	11月18日、25日・ 12月2日、9日、16日、23日の毎週水曜（全6回）10時～12時	富士見わんぱくひろば	富士見わんぱくひろば
2	文化振興課	企画展示 「100年後も手に取れる本に～内田嘉吉文庫修復報告2020～」	2019年度に修復を行った蔵書15点と修復過程の記録パネルを展示	10月20日（火）～ 12月28日（月）	日比谷図書文化館	日比谷図書文化館
3	文化振興課	地域の歴史を知る講座 「書簡でたどる富士見の幕末」	富士見とゆかりの深い人物の行動や思想を書簡資料から読み解く	12月5日（土） 14時30分～16時	富士見区民館	
4	文化振興課	千代田図書館 おはなし会	毎月開催している千代田図書館のおはなし会。事前予約制	11月12日（木） 11時～	子ども室（区役所10階）	千代田図書館
5	文化振興課	千代田図書館情報探索講習会『図書館の本の探し方講座～いろいろな図書館を使いこなすために～』	図書館の検索機能や役割などを紹介	11月26日（木） 19時～20時30分	千代田図書館第1・2研修室	千代田図書館
6	文化振興課	区立図書館へ行こう！ライブラリークイズ&スタンプラリー	区立図書館5館を周遊するクイズ&スタンプラリー	10月26日（月）～ 11月15日（日）	区内各図書館	千代田図書館
7	文化振興課	文化芸術の秋フェスティバル～作品展～	絵画・書道等の作品展を開催。	11月11日（水）～ 11月15日（日）	九段生涯学習館	文化振興課

「広報千代田」 10月20日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課）12件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき
8 生涯学習・スポーツ課	「成人の日のつどい」案内 状送付・区外参加者募集	令和3年「成人の日のつどい」に関する、区内在住者・区外参加者への申し込み案内。	令和3年1月11日 (月・祝)	ホテルニューオータニ・鶴の間(西)(紀尾井町4-1)	
9 生涯学習・スポーツ課	東京2020大会関連展示会 「もう一度、東京2020へ」	東京2020大会に関連したポスターや写真、パネル等の展示会、毎日新聞社の報道写真展	10月28日(水)～ 11月3日(火・祝)	区民ホール	(共催)株式会社毎日新聞社
10 生涯学習・スポーツ課	外濠公園総合グラウンド テニスコート人工芝張替え のお知らせ	外濠公園総合グラウンドテニスコート休場の案内	令和3年1月4日 (月)～2月28日 (日)	外濠公園総合グラウンド	
11 生涯学習・スポーツ課	生涯学習団体1日公開講座 サークル体験会(11月)	九段生涯学習館などで活動する区民サークルが「サークル体験会」を開催。	各サークルによって異なる	九段生涯学習館	九段生涯学習館
12 生涯学習・スポーツ課	ニュースポーツ大会(グラウンドゴルフ)	中学生以上の区内在住・在勤・在学者を対象としたグラウンドゴルフ大会	11月29日(日) 9時30分～11時 (受付9時15分～)	和泉公園	